フィリピン人性奴隷国家補償請求訴訟一審判決

（東京地裁　１９９８年１０月９日判決）

→日本戦後補償総覧（ＰＤＦ）

→日本戦後補償総覧（ＷＥＢ）

→ＨＯＭＥ

平成10年10月
九日判決言渡
同日原本領収
裁判所書記官

平成五年(ワ)第五九六六号、同年(ワ)第一七五七五号補償請求事件（平成九年一二月一九日口頭弁論終結）

判　決

目　次

当事者の表示　……別紙当事者目録（一六一）
主　文　……一
事実及び理由　……一
第一　請求　……一
第二　事案の概要　……一
一　事案の概要　……一
二　前提事実　……二
第三　争点　……六
一　本件の争点　……六

二　争点についての原告らの主張　……七
1　被害事実及び損害額　……七
2　国際慣習法に基づく損害賠償請求権　……九
(一)　陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則四六条一項　……九
(二)　条約三条の法理　……一〇
(1)　法理の内容　……一一
(2)　起草過程における締約国の意思　……一二
(3)　条約三条の文言解釈　……一八
(三)　戦後における条約三条の法理の再確認　……二二
(四)　条約三条の法理の国際慣習法性　……二三
(1)　法理の一般慣行性と法的確信　……二三

(2) 具体的国家実行 …… 三五
(五) 条約三条の法理の適用可能性 …… 四一
(1) 国内法的効力 …… 四一
(2) 自動執行的性格 …… 四二
(六) 結論 …… 四四
3 「人道に対する罪」違反に基づく損害賠償請求権 …… 四六
(一) 「人道に対する罪」の意義 …… 四六
(二) 「人道に対する罪」違反と損害賠償責任 …… 四九
(三) 「人道に対する罪」の国内法的効力等 …… 五〇
(四) 結論 …… 五一
4 フィリピン国内法に基づく損害賠償請求権 …… 五二

㈠　法例一一条一項の適用……五二
㈡　フィリピン国内法の適用……五五
㈢　法例一一条二項と国家無答責の原則……五七
(1)　法例一一条二項にいう「不法」の解釈……五七
(2)　国家無答責の原則と行為の違法性……六〇
(3)　小結論……六一
㈣　法例一一条三項と消滅時効等……六一
㈤　結論……六三
5　日本の民法に基づく損害賠償請求権……六四
㈠　法例一一条一項による日本の法律の適用……六四
㈡　国家無答責の原則の排除……六五

(三) 民法七一五条の適用 …………………… 六六
(四) 民法七二四条後段の適用の排除 ………… 六七
(五) 消滅時効等と信義則違反、権利濫用 ……… 六九
(六) 結論 ………………………………… 七二
三 争点についての被告の主張 ……………… 七二
1 被害事実及び損害額 ……………………… 七二
2 国際慣習法に基づく損害賠償請求権 ……… 七二
(一) 条約三条の法理の国際慣習法性 ………… 七二
(1) 条約三条の解釈 ………………………… 七二
(2) 国際法の性質 …………………………… 七四
(3) 個人の国際法主体性 …………………… 七五

(4) 国際慣習法 …… 七六
(二) 条約三条の法理の適用可能性 …… 七七
3 「人道に対する罪」違反に基づく損害賠償請求権 …… 七七
4 フィリピン国内法に基づく損害賠償請求権 …… 七八
(一) 法例一一条一項の適用 …… 七九
(二) 法例一一条二項、三項の適用 …… 八〇
5 日本の民法に基づく損害賠償請求権 …… 八三
第四 当裁判所の判断 …… 八四
一 国際慣習法に基づく請求について …… 八五
1 国際慣習法の成立要件等 …… 八六
(一) 国際慣習法の成立要件 …… 八六

(二) 国際法の一般原則……八七
(三) 条約の解釈方法……八八
2 条約三条の意義……九〇
(一) 条約及び規則の文言……九〇
(二) 条約三条の解釈……九三
(三) 小結論……九九
3 条約三条の起草過程……九九
(一) 各国代表の提案等……一〇〇
(二) 提案等の意味……一〇九
(三) 小結論……一一一
4 戦後における条約三条の法理の再確認等……一一一

㈠ ジュネーヴ条約、追加議定書 …… 一一一
㈡ 国家実行 …… 一一四
5 結論 …… 一二九
二 「人道に対する罪」違反に基づく請求について …… 一三〇
1 「人道に対する罪」 …… 一三〇
㈠ ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例 …… 一三一
㈡ 極東国際軍事裁判所条例 …… 一三三
㈢ その他 …… 一三四
2 「人道に対する罪」違反と損害賠償責任 …… 一三六
3 結論 …… 一三八
三 フィリピン国内法に基づく請求について …… 一三九

1　法例一一条一項及びフィリピン国内法の適用　……一三九
2　法例一一条二項と国家無答責の原則　……一四一
(一)　法例一一条二項の解釈　……一四一
(二)　国家無答責の原則　……一四三
(三)　小結論　……一四八
3　法例一一条三項と民法七二四条後段　……一四八
(一)　法例一一条三項の解釈　……一四八
(二)　民法七二四条後段　……一五〇
4　結論　……一五一
四　日本の民法に基づく請求について　……一五三
1　国家無答責の原則　……一五三

2　民法七二四条後段　……一五五
3　結論　……一五七
五　総括　……一五七
別紙（当事者目録）　……一六一
別紙（被害事実等目録）
第一　原告らの主張する被害事実　……一七九
第二　原告らの主張する各原告らの具体的被害事実　……一八二
一　原告[redacted]ヘンソン　……一八二
二　原告[redacted]コルテス　……一八七
三　原告[redacted]・サリノグ　……一九〇
四　原告[redacted]サラス　……一九四

五　原告[redacted]ノプエト……一九七
六　原告[redacted]アウスタリ……一九九
七　原告[redacted]ポラス……二〇二
八　原告[redacted]ヴィリェガス……二〇六
九　原告[redacted]ナシーノ……二一〇
一〇　原告[redacted]ハモット……二一二
一一　原告[redacted]サンティリアン……二一六
一二　原告[redacted]マリラグ……二一九
一三　原告[redacted]アルコベル……二二三
一四　原告[redacted]ヴィラヌエヴァ……二二七
一五　原告[redacted]ロペス……二二九

一六　原告[redacted]メルカード　……一三二
一七　原告[redacted]フェルナンデス　……一三七
一八　原告[redacted]ボルナレス　……一四〇
一九　原告[redacted]バリサリサ　……一四三
二〇　原告[redacted]バラハディア　……一四七
二一　原告[redacted]サンティリアン　……一五一
二二　原告[redacted]カランザ　……一五三
二三　原告[redacted]カニェード　……一五七
二四　原告[redacted]カンポ　……一六〇
二五　原告[redacted]プスタマンテ　……一六四
二六　原告[redacted]ランサローテ　……一六七

二七　原告[redacted]ヴァレンシア　……二六九
二八　原告[redacted]ノブレーザ　……二七三
二九　原告[redacted]ラマピット　……二七五
三〇　原告[redacted]シメオン　……二七八
三一　原告[redacted]マフエロ　……二八〇
三二　原告[redacted]ロレンソ　……二八三
三三　原告[redacted]オファルサ　……二八六
三四　原告[redacted]ハンポリーナ　……二八八
三五　原告[redacted]ヘディア　……二九一
三六　原告[redacted]アヤオ　……二九四
三七　原告[redacted]フェリシダリオ・[redacted]　……二九七

三八　原告[redacted]・ラメール……三〇一

三九　原告[redacted]ダヴィット……三〇五

四〇　原告[redacted]レイエス……三一〇

四一　原告[redacted]フリアス……三一四

四二　原告[redacted]ミサ……三一八

四三　原告[redacted]マナレス……三二一

四四　原告[redacted]マルティネス……三二五

四五　原告[redacted]カバラ……三二七

四六　原告[redacted]フェルナンデス……三二九

第三　相当な賠償額……三三二

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

主　文

一　原告らの各請求をいずれも棄却する。

二　訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一　請求

被告は、原告らに対し、各金二〇〇〇万円（合計金九億二〇〇〇万円）を支払え。

第二　事案の概要

一　事案の概要

本件は、フィリピン国籍を有する女性である原告らが、いわゆる第二次世界大戦当時、フィリピン国内において、進駐してきた日本国の軍隊（以下「日本軍」という。）の兵士らから、暴行、監禁及び強姦等の被害を受け著しい精神的苦痛を被ったとして、被告である日本国に対し、原告一人につき二〇〇〇万円の損害賠償を請求した事案である。

原告らは、右請求の根拠として、①国際慣習法に基づく損害賠償請求権、②「人道に対する罪」違反に基づく損害賠償請求権、③フィリピン国内法に基づく損害賠償請求権及び④日本の民法に基づく損害賠償請求権を主張し、被告は、これらをいずれも主張自体理由がないとして争っている。また、⑤原告らの被害事実の有無及び損害額も争点となっている。

二　前提事実（甲第三七号証の一ないし三、第三八、第三九号証、第四〇号証の

一、二によって認められる。）

1　フィリピンは、もとスペインの植民地であったが、アメリカ・スペイン戦争でアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）が勝利し、フィリピンはアメリカの支配する植民地となった。アメリカの植民地であった時代のフィリピンでは、自治権の拡大や独立を求める様々な運動が起こり、これに影響されたアメリカは、一九三四年、「タイディングズ＝マックダフィ法」（フィリピン独立法）を成立させ、フィリピンに一〇年後の独立を約束した。そして、同法に基づき、一九三五年一一月一五日、フィリピン・コモンウェルス（独立準備政府）が発足した。

一九四一年七月二六日、アメリカの大統領ルーズベルトは、当時フィリピンの軍事顧問であったダグラス・マッカーサーを、新たに設置されたアメリ

カ極東軍の司令官に任命し、コモンウェルス体制下のフィリピンの防衛を計ろうとした。一九四一年当時のフィリピンの独立準備政府の大統領はマニュエル・ケソン、副大統領はセルヒオ・オスメーニャであった。

2　一九四一年一二月八日、日本軍は、マレー半島のコタバルに上陸し、一時間後にはハワイの真珠湾を奇襲した。同日、日本軍は、ミンダナオ島ダバオ、ルソン島中部等を奇襲し、フィリピン攻略を開始した。

マッカーサーは、一九四一年一二月二三日、アメリカ極東軍全軍をマニラ西方のバターン半島に撤退させ、司令部をバターン半島沖のコレヒドール島に移転し、首都マニラを非武装都市にすると宣言した。しかし、日本軍は同月二七日にマニラ市を爆撃した。

マッカーサーの率いるアメリカ極東軍は、一九四二年三月、コレヒドール

からオーストラリアに退却し、コモンウェルス大統領ケソン、副大統領オスメーニャも同年二月コレヒドールから脱出し、アメリカに亡命し、ワシントンで亡命コモンウェルス政府を樹立した。日本軍は、同年四月、バターン半島攻略を完了し、同年五月には、フィリピンのほぼ全域を軍政下に置いた。

3　日本軍は、一九四二年一月のマニラ陥落後、直ちに軍政部を設置し、また、占領後直ちにフィリピンで軍票を発行して経済の統制を行った。フィリピンにおける軍政の司法制度に対する基本方針は、軍事占領に適しないコモンウェルス下の司法制度は停止するが、軍事占領に支障のない法制度は効力を継続させるというものであった。一九四三年一〇月一四日、日本国（被告）の承認の下にホセ・P・ラウレルを大統領とするフィリピン共和国が発足し、日本国の軍政が廃止されたが、日本国はその後も軍事占領を継続した。

4　一九四四年一〇月二〇日、マッカーサーは連合国軍隊を率いてレイテ島に上陸し、亡命していたコモンウェルス政府も後に同島に帰還した。日本軍は、同日からのレイテ沖海戦で海軍が敗れたことにより、壊滅的打撃を被った。この後、日本軍は敗退し続け、一九四五年七月五日、マッカーサーはフィリピン全土の解放を宣言し、フィリピンにおける戦争は終結した（以下、右の戦争を「太平洋戦争」ともいう。）。

5　原告らは、いずれもフィリピン国籍を有するフィリピン人女性であり、太平洋戦争中、日本軍が約三年にわたってフィリピンを軍事占領していた当時、フィリピンに在住していた。

第三　争点

一　本件の争点

1　原告らの被害事実の有無及び損害額

2　陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（一九〇七年一〇月一八日署名、日本国は一九一一年一一月六日批准、一九一二年一月一三日公布、以下「ハーグ陸戦条約」又は単に「条約」という。）三条に成文化された国際慣習法に基づく損害賠償請求権の有無

3　「人道に対する罪」違反に基づく損害賠償請求権の有無

4　フィリピン国内法に基づく損害賠償請求権の有無

5　日本の民法に基づく損害賠償請求権の有無

二　争点についての原告らの主張

1　被害事実及び損害額

(一)　太平洋戦争中、日本軍は、フィリピン人に対し、略奪、殺害、強姦等を

行った。フィリピンを占領していた日本軍の第一四方面軍は、いわゆる「戦場の無人化」作戦を実行し、ゲリラと一般住民の区別がつかないとの理由で、女性や子供を含む多くの住民をゲリラと見なして残虐な方法で虐殺した。

(二) 原告らは、右日本軍構成員らに、銃剣によって暴力的に拉致され、日本軍の駐屯地等に監禁され、不特定多数の者から強姦を反復された。ほとんどの原告は暴力をふるわれ、生涯消えない傷跡を身体に受けている。また、監禁期間も、一か月から数か月、時には一、二年に及んだ。

原告らは、日本軍による長期にわたる監禁、性的虐待によって深刻な精神的打撃を受けた。そして、原告ら被害者の苦しみは、時の流れによっても癒されることがなく、戦後五〇年を経た今もなお、その後遺症である様

々な心的外傷後ストレス障害に苦しんでいる。

(三) 各原告らの被害事実及び損害額についての原告らの主張の詳細は、別紙被害事実等目録記載のとおりである（以下、日本軍構成員の原告らに対する加害行為を「本件各加害行為」という。）。

原告らの右被害は甚大であり、その精神的苦痛に対する相当な賠償額は原告ら各自について金二〇〇〇万円を下らない。

2 国際慣習法に基づく損害賠償請求権

(一) 陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則四六条一項

陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（ハーグ陸戦条約）の条約附属書である「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」（以下「ハーグ陸戦規則」又は単に「規則」という。）四六条一項は、「家ノ名誉及権利」が保護されるべきだとして、占

領軍の軍隊構成員が、占領地に住む女性に対し、性的な暴力を与えることを禁止していた。

第二次世界大戦後に条約化された、戦時における文民の保護に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約は、二七条二項において、「女子は、その名誉に対する侵害、特に、強かん、強制売いんその他あらゆる種類のわいせつ行為から特別に保護しなければならない。」として、占領地に住む女性に対する性的な暴力を明文で禁止している。同条約は、ハーグ陸戦規則の内容や第二次世界大戦中に成立していた国際慣習法を明文化して確認するものであり、同条約が禁ずる行為は、ハーグ陸戦規則や国際慣習法によって第二次世界大戦中に禁止されていた行為であった。

(二) 条約三条の法理

(1) 法理の内容

ハーグ陸戦条約三条は、占領軍の軍隊構成員が占領地に住む個人に対してハーグ陸戦規則違反の行為により与えた損害について、占領国にその賠償義務を認め、被害を受けた個人の損害賠償を求める権利を確認していた。

右条約三条は、一九〇七年の第二回国際平和会議において一八九九年のハーグ陸戦条約の改正案として提起され、かつ討議の対象とされたものであり、ハーグ陸戦規則の遵守を強化する目的の下に一八九九年条約で定められた軍隊への訓令という実行方法の不十分さを補うものであった。そして、同条は、武力紛争に関する法においても不法行為と使用者責任に関する一般法理が慣習法として適用されること並びに交戦国の責

任範囲が交戦国の過失の有無に関わりなく軍隊構成員のすべての行為について及ぶことを確認し、被害者個人に賠償請求権を認めるものであり、その内容は、当時すでに存在していた国際慣習法を確認するものであった。同条に関しては、右賠償請求権を実現するための特別な国際法上の請求手続は存在しないが、これは、加害国による占領地での任意の直接履行、加害国の国内裁判所への提訴、条約で設置された国際機関への訴求、あるいは国家間の一括協定等が当然期待されていたためであった。

(2) 起草過程における締約国の意思

ハーグ陸戦条約三条の起草過程を見てみると、同条の原案となったドイツ提案は、不法行為法理を基礎として、主人はその被用者又は職員の行為につき責任を負うという私法上の使用者責任の原則を陸戦法規に導

入しようとするものであり、右提案をハーグ陸戦条約三条として規定するにあたっては、個人の権利の侵害を救済すべきことが前提として議論されていた。

具体的なドイツ代表の提案理由は、「・・・国家はその管理、監督の過失が立証されない限り責任を負わないという過失責任の法理によることとするのでは不十分である。このような法理を採ると政府自身には何の過失もないというのがほとんどであろうから、同規則（ハーグ陸戦規則）の違反により損害を受けた者が政府に対して賠償を請求することができないし、有責の士官又は兵卒に対し賠償請求をすべきであるとしても、多くの場合は賠償を得ることができないであろう。したがって、我々は、軍隊を組成する者が行なった規則違反による一切の不法行為責任は、そ

の者の属する（軍隊を保有する）国の政府が負うべきであると考える。」というものであり、同提案は明らかに陸戦規則違反行為者の被害者に対する不法行為責任と使用者責任の一般法理を基礎とするものであって、被害者個人が賠償請求を行う際の困難の克服を主たる理由とし、逆に被害者の属する国家による外交的な責任追及は、提案の射程範囲に含まれていないものであった。あわせて、ドイツ代表が、中立国民と交戦国民との取扱上の差異に対する批判に対し、両者の間に権利の面に違いを設ける意図はなく、ただ賠償金支払の方法と時期の差異に過ぎないと釈明していることから見れば、ドイツ提案が、あくまでも被害者個人の権利を前提にした議論であることがより明らかとなる。

スイス代表は、ドイツ提案を受けて、中立国と交戦国の国民に対する

賠償時期の区別を支持したが、その際「この提案が提示している原則は、損害を受けた全ての個人に対し、敵国の国民であるか中立国の国民であるかを問わず、適用可能である。これら二つのカテゴリーの被害者、即ち権利保有者の間に設けられた唯一の区別は、賠償の支払に関するものであり、この点に関する両者間の違いは、物事の性質そのものにある。」と述べており、被害者である個人が、「即ち権利保有者」であることを当然の前提とし、かつそのすぐ後で「賠償請求権は中立の者と同様各々の交戦国の者についても生じる」と繰り返していた。

また、ドイツ提案が議論されていた第二委員会第一小委員会第四会合における議長の冒頭意見も、次のとおり、賠償請求権が個人に帰属することを明確にするよう求め、曖昧な文言の削除とドイツ提案における二

つの条文を一つの条文へ一本化することを提起していた。「第一は中立の者に関する部分であり、ある交戦当事国の軍隊を組成する者により中立の者に対し生ぜしめられた損害はその者に対して賠償して然るべしとしている。そこには権利があり、義務もあるが、「交戦相手側の者に対して」生ぜしめられた損害については、如何なる権利も規定されていない。単に、交戦相手側の者に関する「賠償の問題」は、和平達成時に解決されるべきである旨述べているのみである。恐らく、「賠償の問題」の語は削除するか、二条をまとめて一条とする方がよいであろう。また、文案については若干の改善の余地がある旨指摘したい。即ち、「交戦相手側の者」という言い方はおそらく厳密には正確ではなく、また、「延期することができる」は非常に曖昧である。」

さらに、イギリス代表の反対理由においても、ここで論じられる権利が個人のものであることを前提に、これが戦後の国家間の賠償交渉によってゆがめられる可能性を指摘していた。「第一条が中立の者に対し、受けた損害の賠償を交戦当事者に要求する権利を与えているのに比べ、第二条では、交戦相手側の者については賠償は和平の締結時に解決するとしている。したがって交戦相手側の者にとっては、賠償は、平和条約に盛り込まれる条件次第、交戦国間の交渉の結果としての条件次第ということになる。」

以上のように、審議経過における各国代表の発言を見ても、ドイツ提案に関する法理が原告らの主張するように、個人の請求権を前提としたものであることは、明らかである。

(3) 条約三条の文言解釈

① 条約解釈の方法

今日、条約解釈については、一九六九年ウィーンで採択され一九八〇年に効力が発生し、日本もその翌年に批准加入している条約法に関するウィーン条約（以下「ウィーン条約法」という。）のうちの条約の解釈に関する規定に照らしてなされるのが一般的となっている。すなわち、ウィーン条約法三一条一項は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」とし、同条三項は、「文脈とともに、次のものを考慮する。(a)条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意、(b)条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての

当事国の合意を確立するもの、(c)当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」として解釈に関する一般的な規則を、同条約法三二条は、「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。(a)前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合、(b)前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」として解釈の補足的な手段をそれぞれ規定している。

なお、条約解釈の方法は、条約の成立時もしくは問題となった行為があったときの、条約の解釈方法に関する国際法によることとなるが、

本件ではいずれの時点をとっても条約の解釈方法に関する明文の条約法規は存在せず、いまだウィーン条約法も成立していなかった。不遡及効の原則（四条前段）を定めるウィーン条約法が一九〇七年のハーグ条約に対して適用され得るかは一つの問題である。ウィーン条約法の規定の過半は「国際法の法典化としての確立した慣習法規則の条文化」としての「慣習法宣言条項」であるが、かかる条項には不遡及効は適用されず（四条後段）、ウィーン条約法三一条、三二条は慣習法宣言条項に分類されている。したがってハーグ陸戦条約の解釈においても、ウィーン条約法の解釈方法を当時の国際慣習法における解釈方法と考えて用いることができる。

そうすると、ハーグ陸戦条約三条の解釈にあたっても、その文言を

客観的かつその文脈に従って解釈することとあわせて、すでに述べたような「条約締結国の具体的な意思」も重要な解釈指針となるものである。以下、ハーグ陸戦条約三条の文言解釈上重要な用語である、「陸戦規則ノ条項」、「賠償」、「(賠償)ノ責ヲ負フヘキモノトス」の三語について、ウィーン条約法の解釈方法に従って検討する。

② 条約三条一文に規定された規則の意義

(a) ハーグ陸戦条約三条一文は、「前記規則(ハーグ陸戦規則)ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。」と規定し、右の「規則」の違反を賠償責任発生の客観的要件としている。この規則は、条約三条の解釈上決定的な意義を有するが、その理由は次のとおりである。

規則はハーグ陸戦条約の「条約附属書」であるが、ウィーン条約法三一条二項によれば、「条約附属書」は「条約原文」の一部として同条一項の「文脈」に該当する。前記のウィーン条約法三一条一項によれば、「用語の通常の意味」を導き出すうえで「文脈」は重要な要素の一つに挙げられている。

また、一般的に認められる「文脈」の意義のほか、規則には、条約本文との関係上、特別の重要な位置が与えられている。何故なら、全九条の短いハーグ陸戦条約本文のうち二条、四条ないし九条は、いずれも効力範囲や手続等に関する規定であり、実体規定は、僅かに所属軍隊に対する訓令を義務付ける一条と三条の二つの条文であるが、一条の訓令はその内容をあげて規則に委ね、三条にあっては

客観的要件である違反行為が何であるかについてのすべてを規則の規定するところに依拠している。すなわち、ハーグ陸戦規則はハーグ陸戦条約の実体的権利義務規定をなしているのである。

さらに、前記のとおりハーグ陸戦条約三条一文（賠償責任原則）は、明文をもって、軍隊構成員の規則違反行為によって損害を被ったことを賠償責任の発生要件としている。そこで、違反の対象となる規則の定める義務の内容、右義務を賦課される当事者、これに対応する権利を付与される相手方が何人であるかは、条約三条の賠償請求権者が何人であるかを確定する上で不可欠である。

(b) ハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則は、占領地における占領軍及び個々の軍隊構成員らと占領地住民との間の権利義務関係に対して

直接適用される国際法であり、占領地で規則違反行為によって被害を被った個人の損害賠償請求権を認めていることは明らかである。

占領地住民にとって、ハーグ陸戦規則は、占領軍隊構成員（ないしそれが属する占領国家）との間の直接的な権利義務関係を定めた交戦法規である。このような規則の法的性質は、ハーグ陸戦条約三条の解釈上決定的な意義を有する。国際法の一分野に属する交戦法規は、伝統的に、国際法上の個人の「主体性」を認めてきた特別な領域に属する。かかる特徴を有する交戦法規の下では、占領地住民は、一定の範囲において個人として、直接に、国際法上の権利を付与され、義務を賦課されている主体であって、国際法が直接適用される。国際法上、占領地住民と交戦国の間には、直接的な法律関係

が存在するのである。この直接適用可能性と権利義務関係の個人性こそが交戦法規の基本的性格である。

ハーグ陸戦規則は、まさに右のような直接的性格を体現したものである。ハーグ陸戦規則は、交戦者の行動を規律する形式の法規範であるが、その目的と趣旨は「交戦者相互間ノ関係及人民トノ関係」を規律することにあり、占領軍司令官のみならず、個々の士官、下士官、兵卒に対して規則の遵守を直接国際法として義務付けるものである。他方、占領という事実自体によって、自国からの保護を喪失する占領地住民は、国際法すなわち右規則及びこれと実質的に一体化しているハーグ陸戦条約三条によって直接法的保護を受けうる状況に置かれるのである。

例えば、規則五二条の徴発と同五三条の押収については、私有財産尊重の一般原則と調和させるために、略奪、没収を禁じ、返還、賠償が義務づけられることとなったものである。規則五二条は、略奪に代わる徴発においては「なるべく現金で支払い、それが不可能なときは領収証を発行しなるべく速やかに支払をなすべきこと」を厳格に国際法の上で義務づけており、それは徴発を受ける個人に対してなされることになる。換言すれば、右住民等には現金決済や領収証交付等を直接請求する国際法上の権利が与えられている。規則五三条も前記のとおり禁止された没収に代わる押収であるから、押収者側には被押収者に対する直接の返還、賠償が義務づけられ、これに対応する法的権利が被押収者には存することとなる。

ハーグ陸戦条約三条に基づく損害賠償請求権は、沿革上、右のようなハーグ陸戦規則における直接的個人的慣習法的性格を離れてはありえず、規則五二条及び五三条は先駆的に住民個人の請求権を法典化している点で、ハーグ陸戦条約三条の解釈上重要な意義を有する。

さらに、ハーグ陸戦条約三条は、起草過程や規定の形式からいって、実質的にはハーグ陸戦規則の一部であり、占領軍構成員と占領地住民間の直接的な権利義務関係を基礎として、被害住民の権利実現を実効性のあるものにするため、占領軍構成員の所属国が直接被害住民に対して責任を負うことを定めたものである。

前記のとおり第二回国際平和会議の第二委員会が採択した案文

は、規則にではなく条約の本文そのものに若干の字句の修正を施すこととなったが、その理由は盛り込む場所がなかったという技術的理由からであった。それゆえ、ドイツ提案が結果的に条約に規定されたとしても、それはハーグ陸戦規則と同様の直接的性格を引き継いでいるものである。

③ 条約三条における「賠償」の語義

ハーグ陸戦条約三条一文中に用いられている「賠償」（公定訳）の原語であるフランス語 indemnitéは、もともと民法上の用語として「賠償金」、「補償金」の訳語が当てられ、これに対応する英語 compensationは「被害者が不法行為、契約違反等により身体、財産等に被った損害等に対する金銭賠償」を意味するとされている。ちなみに一九〇

七年の第二回国際平和会議におけるドイツ代表の新たな二条からなる提案においては、一般概念としての「賠償」には indemnisationを用い、賠償金を意味するときは indemniteを用いている。すなわち、右提案一条一文における「その者に対して生じた損害をその者に対して賠償する責任を負う」とする際の「賠償」及び同条二文における「支払うべき賠償額」にはいずれも賠償金を意味する indemniteを用いていながら、同条二文における「現金による即時の賠償」及び二条の「賠償の問題」における「賠償」にはいずれも一般概念の indemnisationを当てている。

ハーグ陸戦条約三条一文における「賠償」が「賠償金」を意味することは、軍隊構成員の規則違反行為によって被害を受けた個人に対し、

その行為者の所属する交戦国が賠償金支払義務を負うか否かの解釈に関連することである。同条が、より一般的な賠償 reparationという概念でなく、特別に金銭賠償 compensationという概念を使用したということは、同条の起草者の念頭には、戦争法規違反によって損害を被ったことにより賠償請求を求める個人犠牲者があったことを示すものである。

また、規則五三条及び五四条は押収物について和平成立時に「之ヲ還付シ、且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス。」と規定しているが、右規則中の「賠償」の原語は indemnitéであって、一般概念としての賠償 indemnisationではなく、原状回復を意味する「還付」と並列される具体的な賠償金を意味することは明らかである。個人に賠償金請求

権を認めていることが明らかな規則五三条及び五四条に用いられている賠償金と同じ用語をハーグ陸戦条約三条が用いていることも、同条が個人に賠償請求権を付与していることを表わしているものである。

④　条約三条一文と二文との総合的解釈

ハーグ陸戦条約三条一文は「前記規則ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。」と規定し、同条二文は、「交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ。」と規定している。この二文は、監督責任上の故意過失等の交戦国の主観的違法要素を要件としておらず、通常の不法行為責任を拡充した特別の国家責任を規定したものである。すなわち、二文の国家責任原則と一文の賠償責任原則とは解釈上別個独立に扱われる

べきではなく、総合的に解釈されるべきであって、ハーグ陸戦条約三条は一文で個人に対し賠償請求権を付与し、二文において右請求権に実効性を与えようとしたものである。

右解釈によれば、ハーグ陸戦条約三条が、軍隊構成員によるハーグ陸戦規則違反の行為に対して、被害者個人の賠償請求権を認めるものであったことは明らかである。

(三) 戦後における条約三条の法理の再確認

一九四九年の「戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約」一五四条は、「千八百九十九年七月二十九日又は千九百七年十月十八日の陸戦の法規及び慣例に関するヘーグ条約によって拘束されている国でこの条約の締約国であるものの間の関係においては、この条約は、それらのヘーグ条

約に附属する規則の第二款及び第三款を補完するものとする。」と規定し、また、一九七七年六月「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」が採択した第一追加議定書九一条では、「諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事国は、必要な場合には、賠償を支払う義務を負う。紛争当事国は、自国の軍隊の一部を構成する者が行つたすべての行為について責任を負う。」と規定している。

このように、被害者個人の賠償請求権を認めるハーグ陸戦条約三条の法理は、戦後も再確認されて発展してきているのである。

(四) 条約三条の法理の国際慣習法性

(1) 法理の一般慣行性と法的確信

ハーグ陸戦条約三条の定める法理は、不法行為理論と使用者責任理論

に基づき、一九〇七年当時すでに成立していた国際慣習法を成文化したものであり、この国際慣習法は第二次世界大戦中においてもより強化され存在していた。

右法理は、占領軍と占領地住民との間への不法行為理論と使用者責任理論の適用という自然な法理の適用を表現している点で、占領軍と占領地住民との間との一般的な慣行を法理化するものであった。

右のような一般慣行的な法理は、第二回国際平和会議とその結果たるハーグ陸戦条約三条の条約化、そして日本をはじめとする世界の主要国の加入による効力発生により、国際慣習法たる法的確信に高められたものである。

ハーグ陸戦条約三条の法理は、それが条約化された一九〇七年の時点

から、あるいは遅くとも、第二次世界大戦勃発時までには、国際慣習法として、国際法社会の一般慣行及び法的確信として成立していたものである。

(2) 具体的国家実行

右法理を実現する国家実行としては、①第一次世界大戦後にヴェルサイユ条約によって設置された混合仲裁裁判所、②ドイツ連邦共和国ミュンスター行政控訴裁判所での一九五二年四月九日判決、③一九六〇年代初頭のコンゴ紛争における国連の賠償の例、湾岸戦争におけるイラクの責任についての国連安全保障理事会諸決議、旧ユーゴスラビア紛争についての国連総会決議、④国家間一括支払協定、⑤ドイツのボン地方裁判所判決等が挙げられる。

そのなかでも直近の判決例として、一九九七年一一月五日のボン地方裁判所の判決は特筆に値する。事案はアウシュビッツの強制収容所において強制労働を強いられた外国人労働者らが未払賃金の支払を請求したものであるが、右裁判所は、右強制労働につき、原告の人的物的権利を侵害し、またハーグ陸戦条約その他の国際戦争法規に違反するものであるとし、国際戦争法規の義務違反には国家補償が義務付けられるという国際法の一般規則に言及したうえで、原告一名につき請求を認容した。

この他、同盟国及び連合国の国民は、第一次世界大戦後に成立したヴェルサイユ条約により、新たに設置された混合仲裁裁判所に対し、ドイツ政府の行った戦時非常措置又は移転措置によってドイツ領土内で受けた損害について、ドイツ政府を相手として、自国の政府の意思とは全く

関係なしに自己の名において、直接に、損害賠償請求の訴えを提起できるものとされた。このような扱いが条約化されたのは、その基底にハーグ陸戦条約三条の法理が一般慣行と法的確信の下に存在していたが故であり、右ヴェルサイユ条約は、そのような戦時賠償の国際慣習の上に立って、条約によって国際的な請求手続機関を設置するものであった。

また、ドイツ連邦共和国のミュンスター行政控訴裁判所は、その一九五二年四月九日の判決において、ハーグ陸戦条約三条を直接適用することにより、英国の占領軍構成員が引き起こした交通事故の被害者に精神的損害や逸失利益を含む損害賠償を認めている。

さらに、各種の戦後処理において、ハーグ陸戦条約三条の法理は、直接同条についての言及がなくても、戦時における個人の被害に対する国

家の賠償を命ずる根拠となってきた。そのような事例として、国連が、一九六〇年代初頭のコンゴ紛争におけるベルギー人個人の被害に対し損害賠償を行った例、国連安全保障理事会が、湾岸戦争におけるイラクの責任について、違法な侵攻と占領によって被った個人の損害につきその個人に損害賠償請求権があることを肯定する諸決議を行った例、国連総会が、旧ユーゴスラビア紛争について、国家が人権侵害の責任を負い、「民族浄化」の被害者がその被った損害につき補償を求める権利を持つことは当然のこととして認められる旨の決議をした例等が挙げられる。そして、これらの実行は、最近のものであるとしても、第二次世界大戦勃発後、戦争の法の違反に関する個人の権利を創設した新規の条約はないのであるから、右諸決議は、ハーグ陸戦条約三条が確立した法理原則

に由来するものと考えるべきである。

また、戦後の賠償処理は、国家間の一括支払協定でなされることが多いが、その一括支払協定の基礎には、個人の損害賠償請求権の肯定というハーグ陸戦条約三条の法理が存在してきた。すなわち、一括支払協定は、ある問題を解決するために、一方の国が他方の国に一定の金額を支払うという国家間協定であるが、それは国家が直接被った損害の賠償と個人が被った損害の賠償という二つの側面を持つものであり、後者の側面は個人の損害賠償請求権を認めるというハーグ陸戦条約三条の法理が基礎となって実現されてきたものであった。このことは、常設国際司法裁判所が、ホルジョウ工場事件でのドイツのポーランドに対する国家間請求について、「不法行為に対する賠償が、その不法行為の結果として被

害国の国民の受けた損害に相当する補償からなりたちうることは国際法の原則である。これは賠償の最も通常の形式でさえある。」として個人の損害賠償請求権が基礎となることを認めつつ、「侵害によって損害を受けた個人の権利または利益は、同じ行為で侵害された国家の権利とはつねに異なる平面にある。」として、二つの相異なる側面を持つことを指摘していることにより確認されるものである。一八七三年のバージニア号事件、一八九一年のバルテイモア号事件、一九〇〇年の義和団事件、一九〇四年の日露戦争の戦後処理、一九三七年のパネー号事件、一九四五年の阿波丸事件等は、直接には国家間の賠償請求であるものの、まさに右に述べたような個人の被害がその請求の主たる根拠とされた事件であり、個人の損害賠償請求権が認められるというハーグ陸戦条約三条の法

理が発現したものであった。

(五) 条約三条の法理の適用可能性

(1) 国内法的効力

ハーグ陸戦規則及びハーグ陸戦条約を内容とする国際慣習法は、明治憲法下及び現憲法下で、当然に国内法的効力を持ち、また、特段の立法措置をとることなく日本の裁判所で直接適用可能である。

現憲法下のわが国では、所定の公布手続を了した条約及び国際慣習法（以下「条約等」ともいう。）は、他に特段の立法措置を講ずるまでもなく、当然に国内法的効力を承認されているものと解され、このことは、明治憲法の下でも同様である。また、現憲法の下では九八条二項の解釈により条約等は、法律に優先する効力を持つものと一般に解されている

が、明治憲法の下においても、別段の規定がなかったものの、条約等の形式的効力は、法律のそれに勝るものと解されていた。

それゆえ、ハーグ陸戦条約三条の法理は、少なくとも日本が条約を批准公布した一九一二年以降、わが国において、直ちに国内法的効力を有し法律に優先する効力をもって、国家無答責の原則に妨げられることなく、適用が可能となったものである。

(2) 自動執行的性格

右のように日本国内で国内法的効力を持つハーグ陸戦条約三条の法理は、直ちに裁判規範として適用可能な自動執行的性格を有するものであった。

一般に、条約等の国際法規の自動執行的性格の有無は、「条約締結国の

具体的な意思」と「規定内容が明確であること」によって判断される。なお、国際慣習法は、不文法たる性格上、その内容は条約に比べて一般的かつ抽象的であるとされるが、ハーグ陸戦条約三条の法理は、すでに同条約に体現しているものであって、成文法である条約の自動執行力の有無の判断と異なるところはない。

右のような基準に照らして、ハーグ陸戦条約三条の法理について検討すれば、まず、右法理を成文化した締約国の意思が、軍隊構成員のハーグ陸戦法規違反行為により被害を受けた個人に、軍隊構成員の所属する交戦国に対する損害賠償請求権を認めようとするものであったことは、その起草過程から明らかに認めることができる。次に、右法理は、一般的な不法行為の成立要件と使用者責任を軍隊構成員の行為に適用すると

いう点で、単純な法理であるが故に規定の明確性を兼ね備えるものであり、不法行為に関するわが国の民法七〇九条や国家賠償法一条一項等の規定と比較しても単純明快であることが明らかである。

したがって、ハーグ陸戦条約三条は、その締約国の意思においても規定の明確さにおいても、わが国で直ちに裁判規範として適用することが可能な自動執行的な規定である。

(六) 結論

以上の次第で、戦時における軍隊構成員のハーグ陸戦規則違反の行為について、その軍隊構成員の所属国に過失の有無にかかわらず損害賠償義務を負わせ、被害者に損害賠償請求権を認めるというハーグ陸戦条約三条の法理は、それが条約化された一九〇七年の時点から、遅くとも第二次世界

大戦勃発時までには、国際慣習法として、国際法社会の一般慣行及び法的確信として成立していたものである。それゆえ、ハーグ陸戦条約三条の法理は日本を含むすべての国を拘束し、第二次世界大戦における日本軍構成員の原告らに対するハーグ陸戦規則違反行為については、同条の法理が適用される。

原告らは、前述（第二、二前提事実、第三、二、1被害事実及び損害額）したように、太平洋戦争中、フィリピンを占領した日本軍の構成員により、強姦、そのための暴行、傷害、監禁等の被害を受けたが、これらは、いずれもハーグ陸戦規則四六条一項が禁ずる行為であった。

よって、原告らは、日本軍構成員の所属する国家である被告に対し、ハーグ陸戦条約三条に成文化された国際慣習法による損害賠償請求権に基づ

き、日本軍構成員の右規則違反行為によって受けた損害として、各二〇〇〇万円の支払を求める。

3　「人道に対する罪」違反に基づく損害賠償請求権

(一)　「人道に対する罪」の意義

「人道に対する罪」は、殺人、殲滅、奴隷化、追放及び戦争前又は戦争中に犯されたその他の非人道的行為と定義される。「慰安婦」の場合における女性及び女児の誘拐及び組織的強姦は、明らかに、文民である住民に対する非人道的行為であり、人道に対する罪を構成する。「人道に対する罪」という概念は、一九三一年のパリ不戦会議にその萌芽が見られ、第二次世界大戦中に確立された国際慣習法となった。このような新しい戦争犯罪概念は、第二次世界大戦を契機に登場し、戦後の国連の活動を中心とする国

際法の展開の中で、単に戦勝国の作りあげた概念というよりも普遍的な概念として、より明確になり、定着した。

ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例六条(c)は、「戦前、または戦時中のすべての一般住民に対する殺人、殲滅、奴隷化、強制的移送その他の非人道的行為」を、極東国際軍事裁判所条例五条（ハ）は、「戦前または戦時中に行われた殺戮、殲滅、奴隷的虐使、追放その他の非人道的行為」を、それぞれ「人道に対する罪」に当たるとしている。国連総会は、「ニュールンベルグ裁判所条例によって認められた国際法の諸原則」を確認する決議を全会一致で採択し、一九五〇年国際法委員会（ＩＬＣ）の作成したいわゆるニュールンベルグ諸原則は、(a)平和に対する罪、(b)戦争犯罪、(c)人道に対する罪を国際法上の犯罪として処罰されるもの（第六原則）とした。さ

らに一九五四年ＩＬＣの採択した「人類の平和と安全に対する犯罪の法典案」は、責任を有する個人が処罰されるべき国際法上の犯罪とみなされる「人類の平和と安全に対する罪」の中に、侵略行為やその威嚇、人道に対する罪に相当する行為、戦争の法規および慣例に違反する行為をも列挙している。

「人道に対する罪」違反の行為についての処罰は、長期にわたり関係主要国で裁判、立法等を通じて反復されており、第二次世界大戦の関係国の間で一般慣行が存在していたといえ、また、各国は、人道に対する罪が国際犯罪であるとの観念の下に、右処罰を国際法上の義務として実行してきたものであって、そこには法的確信が存在していたと認められる。

したがって、人道に対する罪により、第二次世界大戦中の個人の行為が

処罰されることは、国際慣習法として確立していた。

(二) 「人道に対する罪」違反と損害賠償責任

軍隊構成員の行為は国家に帰属するといえるから、軍隊構成員が人道に対する罪に該当する行為を行った場合は、国家が同罪違反の行為を行ったものといえる。

そして、国家の違法行為が成立し、当該国家の責任が発生した場合、当該国家は、その違法行為によって生じた損害を賠償しなければならないという国家責任に関する国際法上の基本原則があり、これは条文上の明文が無くとも認められる国際法上の原則である。「不正を受けた者は補償を受ける権利がある」という法命題は、普遍的なものであり、およそこの原則なしでは社会生活が考えられないような、時を超えて当てはまる法理である。

あらゆる国際犯罪は、国際違法行為であり、これにより損害賠償責任が発生するから、軍隊構成員が、国際犯罪行為である「人道に対する罪」に違反する行為を行った場合には、その構成員が所属する国家が、被害者に対し、損害賠償責任を負うこととなる。

(三) 「人道に対する罪」の国内法的効力等

「一九九一年一月以降の旧ユーゴスラビア領域内における国際人道法の重大な違反(民間人の殺害・拷問・虐待など)に責任ある者を処罰する」ために、旧ユーゴスラビアに関する国際刑事裁判所を設立した一九九三年五月の国連安全保障理事会決議は、五条で「人道に対する罪」を事項管轄として規定し、その構成要素として、(a)殺人、(b)殲滅、(c)奴隷の状態に置くこと、(d)追放、(e)拘禁、(f)拷問、(g)強かん、(h)

政治的、人種的及び宗教的理由による迫害、(i)その他非人道的行為を明示的に列挙している。

このように、「人道に対する罪」に関する法理は、構成要件も刑事処罰規定として十分明確であり、さらに、民事訴訟は処罰を目的とするための厳格さを要請される刑事手続と異なるから、別段の立法を要せず、国内裁判所において、その訴訟手続によって、実体法としての国際法を裁判規範としつつ審理することが可能である。

(四) 結論

以上から、「人道に対する罪」に関する法理は、確立した国際慣習法であり、戦争中に軍隊構成員がこれに該当する行為を行った場合、これにより損害を受けた個人は、その軍隊の所属する国家に対し、直接に損害賠償請

求権を行使することができるものである。

日本軍の構成員は、原告らフィリピン人女性に対し、暴行、監禁及び強姦等を行い、軍事的強制力をもって「奴隷的虐使」を加えたものであるから、これらは、明らかに文民である住民に対する著しい非人道的行為であって、「人道に対する罪」を構成する。

よって、原告らは、被告に対し、「人道に対する罪」違反による損害賠償請求権（国際慣習法）に基づき、原告ら各自に生じた損害である各二〇〇〇万円の支払を求める。

4　フィリピン国内法に基づく損害賠償請求権

(一)　法例一一条一項の適用

日本軍構成員による原告らに対する本件各加害行為は、いずれもフィリ

ピン国内で行われたものであり、渉外的要素が含まれているから、わが国の国際私法である法例により適用すべき法律を決定しなければならない。本件各加害行為による損害賠償の成否は不法行為の問題であるから、法例一一条一項の「事務管理、不当利得又ハ不法行為ニ因リテ生スル債権ノ成立及ヒ効力ハ其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル」との規定により準拠法を決定することとなる。右の「原因タル事実」である本件各加害行為はいずれもフィリピン国内で行われているので、「原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律」すなわちフィリピン国の法律が準拠法として適用されることになる。

なお、被告は、日本軍の戦争行為に付随する加害行為は、国家の権力的作用であり、きわめて公法的色彩の強い行為であるから、これを私法規定

の抵触の問題として一般抵触法規である法例を適用することはできないと主張する。しかしながら、本件各加害行為そのものは軍の正規の権力的作用とは到底言いがたく、また正規の権力的作用の行使のため必要とされる行為でもない。これを国家の権力的作用とみなし、あるいはきわめて公法的色彩が強いとして、保護しようとする必要性はどこにもない。仮に、百歩譲って権力的作用あるいは公法的色彩が強い行為であるとしても、本件各加害行為による不法行為の成否は、明らかに私法的関係である。したがって私法規定の抵触の問題として法例を適用することは何ら問題がない。

また、被告は、国の権力的作用について一般私法である民法の適用が否定される当時の法制度からすれば、渉外的関係に関してのみ法例の規定を通して私法的解決を図ることは予定されていなかったと主張する。しかし、

国家無答責とは国内法の適用問題であり、渉外的関係について国際的な視野に立ってそれぞれ内容の異なる関連する各国国内法のうち適用すべき法（準拠法）を決定する国際私法（法例）を採用した以上、法例を適用する以前に日本国内法の適用を当然の前提と考えること自体が国際私法（法例）に違反する。

(二) フィリピン国内法の適用

日本軍による本件各加害行為が発生した当時、フィリピン国内では、スペインの一八八九年制定にかかる「The Civil Code of Spain」（以下「旧法」という。）が適用されていた。右旧法の一九〇二条では、「行為又は不作為により他人に過失又は怠慢によって損害を生じさせた者はその損害を賠償すべき義務を負う」と定められ、不法行為についての総則的規定が置

かれている。同じく一九〇三条四文では、「組織体又は会社の所有者又は長は、雇用されている業務部門に従事している間、あるいはその義務を遂行の際に、その使用人によって引き起こされた損害について同様賠償すべき義務を負う」と、同条七文では、「この条項によって課された責任は、それぞれ規定された者が、損害を防止するため家庭の善良な父としての義務を履行した場合にはこの限りではない」とそれぞれ規定されている。

本件各加害行為は、日本軍の軍務遂行中に行われたものであり、加害行為を行った軍隊構成員はいずれも日本軍に雇用されていたのであり、日本軍は右一九〇三条四文の「組織体又は会社」に該当する。したがって、右加害行為によって引き起こされた損害については、日本軍の「所有者又は長」である日本国、すなわち被告が賠償すべき義務を負うものである。

(三) 法例一一条二項と国家無答責の原則

(1) 法例一一条二項にいう「不法」の解釈

法例は、一一条一項において不法行為地法主義を採用しながら、同条二項において「前項ノ規定ハ不法行為ニ付テハ外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキハ之ヲ適用セス」と規定し、不法行為の成立について日本の法律による制限を定めており、不法行為地法主義と法廷地法主義の折衷主義を採用している。

ところで、「不法行為」は同条一項及び二項に、「不法」は同条二項及び三項に用いられており、明らかに法例は「不法」と「不法行為」とを区別して用いている。そして、法例は一八九八年（明治三一年）の制定にかかるが、その直近の一八九六年（明治二九年）制定にかかる民法や、

一九〇七年（明治四〇年）制定にかかる刑法でも、「不法」の語は「不法行為」とは異なり、現在の違法という意味で用いられている。この点からすると法例制定時も、「不法」は「不法行為」とは区別され、違法という意味で用いられていることが明らかである。

また、法例一一条一項が採用する不法行為地法主義は、行為者と被害者がその責任や危険を予測評価することが容易であること及び不法行為法は社会保護の法であるが故に侵害行為の発生した土地が不法行為の成否に重大な利害関係をもつことなど、いずれもその採用に実質的な理由があるが、同条二項で採用する法廷地法主義は、不法行為の成否が訴訟地の如何によって左右され、法的安定性が確保されなくなるという難点があり、公序観念の不当な拡大であると批判されているから、折衷主義

を採用する場合でも、法廷地法主義による制限、すなわち法例一一条二項による制限については合理的に解釈されるべきである。

したがって、法例一一条二項の「不法」は、「不法行為」と同義に解すべきものではなく、違法をさすものと解するのが相当である。すなわち、法例一一条一項は、事務管理、不当利得及び不法行為の三種類の法定債権について規定し、これらはいずれも自己の権利範囲を踰越する不法すなわち客観的違法性を具有するが、その中で不法行為のみがさらに他人の権利を侵犯する故意又は過失という主観的違法性が加重されている。同条二項では、不法行為についてのみ、「不法」につき日本の法律の干渉を認めているが、右のような構造からすれば、同条二項に定められる「不法」とは、主観的違法（故意、過失）に関するもの又は違法性一般に関

するものを意味すると解される。法例は、不法行為地法で不法行為とされる行為のうち、日本の法律で違法とされる行為に限ってのみ不法行為の成立を認めようとするものである。

(2) 国家無答責の原則と行為の違法性

国家無答責の原則は、当時の日本の権力的作用による不法行為責任について、民法の適用を解釈により排除する機能を有していた。しかしながら、同原則が通用していた当時においても、国家の私的経済活動においては不法行為責任が認められていたこと及び公権力の行使にあたる官吏についても民法の不法行為法の適用が認められていたこととのバランスからみて、同原則は、国の公権力行使にともなう加害行為を適法とするものではない。また、違法性は、民法にとどまらず、全法的な観点か

らなされるべきであり、本件のような逮捕監禁罪、強姦罪等に該当しうる加害行為は、これが適法とされることはあり得ないのである。戦前国の公権力の行使に伴う加害行為について不法行為責任が認められなかったのは、違法性がないからではなく、責任の問題によるものである。

(3) 小結論

したがって、本件各加害行為は違法なものであるから、法例一一条二項の「日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキ」には該当せず、法例一一条二項による制限はなく同条一項が適用される。被告主張のように、法例一一条二項を適用のうえ、国家無答責の原則によって、本件各加害行為によって生じる賠償責任の免責を被告に認めることはできない。

(四) 法例一一条三項と消滅時効等

法例一一条三項は、「外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依リテ不法ナルトキト雖モ被害者ハ日本ノ法律カ認メタル損害賠償其他ノ処分ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス」と定め、法廷地法主義を採用し、不法行為の効力を「日本ノ法律カ認メタル損害賠償其他ノ処分」に制限するものである。

ところで、法例一一条三項の解釈にあたっては、前述のとおり、同条一項が採用する不法行為地法主義の趣旨を損なわないよう、日本の法律による制限を合理的に解釈し、排除していくべきである。同条三項につき日本の法律による制限をどの程度認めるかについては、いろいろな説があるが、右のような趣旨から、日本の法律による制限を狭く解する説、すなわち、同項は、損害賠償の方法だけを制限しているという説を採用すべきであり、

時効及び除斥期間については、日本の法律の適用はないと解すべきである。

なお、法文上も、同条三項は、日本の法律が認めた「損害賠償其他ノ処分」でなければ請求できないと規定しているのみであるところ、「損害賠償其他ノ処分」という文言に、時効、除斥期間も含まれると解するのは困難である。

(五) 結論

以上から、被告は、原告らに対し、法例一一条一項によりフィリピン国内法（旧法）に基づいて不法行為責任を負い、その損害賠償をすべき義務がある。

よって、原告らは、被告に対し、フィリピン国内法による損害賠償請求権に基づき、原告ら各自の受けた損害である各二〇〇〇万円の支払を求め

る。

5　日本の民法に基づく損害賠償請求権

(一)　法例一一条一項による日本の法律の適用

法例一一条一項は、前記のとおり、不法行為の成立及び効力について「其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律ニ依ル」と規定している。本件各加害行為を、これを行った日本軍の構成員を指揮、監督する者の監督義務違反としてみるならば、この監督義務違反は、陸海軍を統帥する天皇（明治憲法一一条）、あるいは天皇に直属する最高の統帥部として設置されていた大本営（最高戦争指導会議）の幕僚らによって日本国内で犯されたものであるといえる。したがって、原因たる事実は日本において発生したものといえるので、法例一一条一項により日本の法律が適用される。

(二) 国家無答責の原則の排除

戦前の日本においては、国家の行為のうち、私的経済活動及び非権力的公行政については民法の不法行為の規定が適用されていたが、権力的作用についてはその適用が認められず、国の不法行為責任が否定されていた(国家無答責の原則ないし法理)。このように明治憲法下のわが国では、国家無答責の法理の適用の範囲は比較的限定されており、同法理は、民法の解釈として機能し、国の権力的作用についてのみ民法の不法行為の適用を排除して国を免責させていた。

しかし、ハーグ陸戦規則四六条違反行為についての被害者個人の損害賠償請求権、占領国家の占領地住民に対する損害賠償義務を認めるハーグ陸戦条約三条等が日本国において国内法的効力を有するに至った結果、これ

が適用される限度において、右の国家無答責の法理の適用が制約される。すなわち、ハーグ陸戦規則違反行為による日本国の不法行為責任については、ハーグ陸戦条約三条等が適用される結果、条約等の優位性により、国家無答責の法理の適用が排除されるのである。したがって、占領地住民に対する不法行為については、権力的作用の場合であっても民法の不法行為の規定、すなわち民法七〇九条、七一五条が適用されることとなる。

(三) 民法七一五条の適用

本件各加害行為は、太平洋戦争中、日本軍の構成員である将校や兵士によって、占領地たるフィリピンにおいて、軍の任務の遂行中になされたものであるが、前記の幕僚らは、右戦争以前から日本軍の構成員が占領地等において略奪、強姦その他の損害を加えてきた事実を十分に認識していた。

したがって、国外で軍に作戦行動を行わせる場合、幕僚らは、日本軍の構成員が占領地住民に対し右のような損害を加えないよう必要な措置を講ずべき注意義務があるにもかかわらず、これを怠ったばかりか、むしろ軍の構成員のなすがままにまかせ、放任した。そのため、前記のような本件各加害行為が行われ、原告らの損害が発生した。

したがって、右幕僚らの使用者である被告は、民法七一五条によって、原告らの本件各損害を賠償すべき義務がある。

(四) 民法七二四条後段の適用の排除

民法七二四条後段の期間は、除斥期間ではなく、長期の消滅時効期間を定めたものと解すべきである。したがって、右時効の適用を受けるためには、当事者による援用が必要であるところ、被告は、右時効の援用をして

いない。よって、民法七一五条による損害賠償請求権について、右消滅時効の適用はない。

なお、民法七二四条後段の期間の性質について、除斥期間を定めたものと解するのが相当である旨の最高裁判決（平成元年一二月二一日判決、民集四三巻一二号二二〇九頁）がある。しかしながら、右期間を長期時効と解しても、同条前段のように起算点に主観的認識を含めないのであるから、そこに時効期間の二重規定の意義を認めることができる。また、長期時効説に立ち二〇年の期間の中断を考えた場合の不都合についても、中断の前提として損害及び加害者を知っているわけであるから、その時から短期の三年間の時効が進行するはずであり、浮動性の排除の点で除斥期間説とそれほどの差異はない。そして、この規定の淵源となったドイツ民法典八五

二条においては、三年の短期時効とともに規定されている長期期間は明文上時効であるとされているし、しかもその期間がわが国よりも長い三〇年であり、時効であるが故に、この長い三〇年の期間の中断や停止も当然に前提とされている。さらに、文言上も民法七二四条後段の期間は時効と解するのが素直であり、立法者の意思も右期間は時効と解するものであったこと、除斥期間説は時効説に比して浮動性排除をより達成するかもしれないが、それも程度問題にすぎないこと、公害や労災等の、構造的、潜在的な被害が多発する今日において、除斥期間説による画一的な処理は、いたずらに被害者切捨ての機能を果たすだけであることなどから考えると、民法七二四条後段の期間は、長期の時効を定めたものと解すべきである。

(五) 消滅時効等と信義則違反、権利濫用

仮に、民法七一五条による損害賠償請求権について、被告が同法七二四条の消滅時効の援用を行うとしても、次のような特別の事情を考慮すると、右援用は、信義則違反、権利濫用として許されないというべきである。

また仮に、同法七二四条後段の期間を除斥期間と解しても、除斥期間の適用にも信義則違反及び権利濫用の法理の適用があり、次の特別事情を考慮すると、右期間の適用は、信義則違反、権利濫用として排斥されなければならないものである。

すなわち、フィリピンにおいては、一九五六年の日本とフィリピンとの賠償条約締結後も、長期間、軍事政権が続き、その戒厳令の下で、原告ら個人が本件損害賠償請求権を行使することは不可能な状態であった。また、日本政府は、原告らを含めた個人の損害賠償請求権は右賠償条約で解決済

みであると繰り返し主張していた。この個人の損害賠償請求権が右賠償条約により消滅していないことが公式的に認められたのは、一九九一年八月二七日になってからである。このような事情の下では、原告らの権利行使が遅れたことを責めることは妥当ではなく、また、原告らの権利行使が遅れたことにより被告の防御方法が困難になったとは認め難い。

なお、前記最高裁判決は、除斥期間の経過による請求権の消滅について信義則違反又は権利濫用を主張しても、主張自体失当である旨判示したが、除斥期間という性質を根拠に濫用論を一律に排斥すべき論理的必然性はないし、また、除斥期間制度における画一性の要請もそもそも程度問題であり、早期確定が唯一、絶対の基準ではなく、それも正義と信義の枠内での規範的判断に服すべきものである。

(六) 結論

よって、原告らは、被告に対し、日本の民法七〇九条、七一五条の不法行為による損害賠償請求権に基づき、その損害額である各二〇〇〇万円の支払を求める。

三 争点についての被告の主張

1 被害事実及び損害額

原告ら主張の被害事実はいずれも知らないし、その損害額は争う。

2 国際慣習法に基づく損害賠償請求権

(一) 条約三条の法理の国際慣習法性

(1) 条約三条の解釈

ハーグ陸戦条約三条は、交戦当事国の軍隊構成員によるハーグ陸戦規

則違反行為に起因する損害について国家間の賠償責任を規定したものであり、個人が右規定に基づき直接外国に対して賠償又は補償を請求しうることを定めたものではない。

ハーグ陸戦条約三条は、ハーグ陸戦規則の規定に違反した交戦当事国がその損害を賠償する責任を負う旨を規定するものであるが、責任を負うべき相手方やその実現方法に関する定めは一切なく、同条約中には、国家に対する損害賠償請求権を個人に付与することを示唆する規定や文言は全く存在しない。

また、ハーグ陸戦条約が締結され、約九〇年が経過した現在に至るまでの間、同条約三条に基づいて個人に対する損害賠償が実行された例は皆無である。

さらに、同条約の審議経過をみても、個人に生じた損害の救済をいかなる方法で具体化し実現していくかについての記載は、審議記録上見当たらない。

(2) 国際法の性質

国際法は、国家と国家との関係を規律する法であり、条約であれ国際慣習法であれ、第一義的には、国家間の権利義務を定めるものである。このことは、相手国国家から直接被害を受けたのが個人であったとしても、同様である。

したがって、国際法が、個人の生活関係、権利義務を対象とする規定を置いたということから直ちに、個人に国際法上の権利義務が認められたとし、また、これによって個人が直接国際法上何らかの請求の主体と

なることが認められるものではない。この場合に加害国に国際法上責任を問い得るのは、被害者個人やその遺族ではなく、被害を受けた個人の属する国家であり、当該国家が外交保護権を行使することによって被害者等の救済が図られるのである。

(3) 個人の国際法主体性

個人は、具体的に、条約によって承認された場合あるいは国際機関その他の特別な国際制度による救済手続が存在する場合のみ、国際法上の権利主体となると解すべきである。

国際法上、個人が、その属する国以外の国家に対して権利侵害に対する被害回復を求めてもこれを実現する法制度は存在しない。また、条約その他によって承認されていない場合に、個人が国家に対して直接損害

賠償請求ができるとする国際慣習法はない。

(4) 国際慣習法

原告らは、国際法違反行為により被害を受けた個人が加害国の国内裁判所において、加害国に対し、損害賠償を訴求できるとする国際慣習法が成立している旨主張し、ヴェルサイユ条約により混合仲裁裁判所が設置された事例や国際違法行為の結果として国家が他国民の被害を補償した例等多数の事例を挙げている。

しかしながら、原告ら引用の先例等は、いずれも適切でなく、原告ら主張のような国際慣習法の根拠となり得るものではない。個人にかかる請求であっても、これを国際的に提起する資格を持つのは国家であるとの原則は、今日、国際慣習法上も維持されている。

(二) 条約三条の法理の適用可能性

ハーグ陸戦条約中には、原告ら個人の権利に関し、国内法としての直接適用を認めたことを窺わせる規定は全くない。同条約三条は、国家間の賠償責任を定めた規定であって、個人の権利義務を定めた規定ではないから、原告ら主張の法理に関する自動執行性の要件を備えているとはいえないし、国内裁判所による実現が義務づけられている場合にもあたらない。

したがって、同条約の法理が、国内裁判所で適用されることはない。

3 「人道に対する罪」違反に基づく損害賠償請求権

「人道に対する罪」を定めるニュールンベルク国際軍事裁判所条例六条及び極東国際軍事裁判所条例五条は、第二次世界大戦に関連して行われた非人道的行為、迫害行為の行為者個人の刑事責任を明らかにし、これを処罰する

ために設けられたものであり、各条項の文言上も、違反行為者個人の犯罪構成要件を規定していることは明らかである。すなわち、「人道に対する罪」は、その違反行為について、行為者個人の国際刑事責任を追及するものであって、違反者の所属する国家の民事的な責任を基礎づけ、当該国家に民事責任を負わせようとするものではない。

また、「人道に対する罪」に違反した者をその構成員とする国家が、被害者個人に対し、直接に損害賠償責任を負い、その履行として金銭の支払を行うといった国家間の慣行は存在しない。

したがって、「人道に対する罪」の規定が、本件請求の根拠となり得ないことは明らかである。

4　フィリピン国内法に基づく損害賠償請求権

(一) 法例一一条一項の適用

原告らは、本件各加害行為はフィリピン国内で行われたものであるから、わが国の国際私法である法例一一条一項により、不法行為地法であるフィリピン国内法（旧法）に準拠して被告に対する損害賠償請求権を有すると主張する。

しかしながら、本件各加害行為についての事実関係に法例が適用される余地はない。原告らが主張する本件各加害行為は、日本軍の戦争行為に付随する行為であり、国家の権力的作用であって、きわめて公法的色彩の強い行為であるから、これを私法規定の抵触の問題として一般抵触法規である法例を適用することはできない。また、右加害行為時の大日本帝国憲法下においては、国又は公共団体の権力的作用について、私法たる民法の適

用はないとされ、これに基づく国の損害賠償責任は否定されていた（国家無答責の原則）から、渉外的関係に関してのみ法例の規定を通して私法的解決を図ることは予定されていなかったものと解される。また、比較法的な観点から各国の実質法を検討しても、本件のような公権力の行使に伴う加害行為に関しては、一般不法行為とは異なる取扱いがされている。

したがって、本件各加害行為は、法例一一条一項にいう「不法行為」概念に包摂されないものと解されるから、法例一一条一項の適用を前提とする原告らの前記主張は失当である。

(二) 法例一一条二項、三項の適用

仮に、本件各加害行為に、原告らの主張するように法例一一条一項の適用があるとすれば、同条二項、三項により、不法行為の成立及び効果の全

面にわたって日本の法律が累積適用される。

法例一一条二項は、内国公序の立場から、日本の法律に照らして不法行為でない行為を不法行為として救済を与える必要がないとするものであり、不法行為の成立につき法廷地法である日本の法律の適用があることを定めているものである。

原告らの主張する本件各加害行為はわが国の国家賠償法の制定施行前の行為であり、国家賠償法附則六項が、「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」と定めていることから、同法が施行された昭和二二年一〇月二七日の前までの国家の公権力の行使にかかる行為については、前記のとおり、国家無答責の原則が適用され、国は損害賠償責任を負わないとするのがわが国の法制であった。

したがって、本件各加害行為は、法例一一条二項の「外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキ」に該当するから、右加害行為を基礎とする法律関係においては、被告は原告らに対して損害賠償責任を負うことはない。

また、法例一一条三項は、日本の裁判所が日本の法律上不法行為であると認める範囲内においてのみ不法行為による救済に助力するとの趣旨から、不法行為の効力の問題全般について、日本の法律を累積的に適用するものとしている。原告らの主張に係る本件各加害行為は太平洋戦争中の行為であり、本訴提起前に、既に右行為から二〇年が経過しているから、国家賠償法四条、民法七二四条後段により、右不法行為に基づく損害賠償請求権は法律上当然に消滅している。

5　日本の民法に基づく損害賠償請求権

原告らは、本訴各請求の根拠として日本の民法の適用を主張しているが、当時、国の権力的行為については国家無答責の法理により民法の適用がなかったことは、既に述べたとおりである。また、本件各訴えは、前記のとおり、加害行為から二〇年を経過した後に提起されているから、各請求が日本の民法の不法行為に基づくものであるとするのであれば、同法七二四条後段の適用が排除される理由もない。したがって、いずれにしても、原告らの日本の民法に基づく請求は理由がない。

なお、原告らは、ハーグ陸戦条約三条等の国内法的効力によって、国を免責させるような民法の解釈は許されないとし、国家無答責の原則の適用の排除を主張するが、これは、ハーグ陸戦条約三条が個人の損害賠償請求権を認

めた国際慣習法を成文化したものであることを前提とし、これに反する国家無答責の法理の適用は制限されるとの趣旨と解されるところ、右条約三条は国家間の賠償責任を定めたものにすぎず、個人の損害賠償請求権を認めた規定でないことは既に述べたとおりである。したがって、右主張は前提において失当である。

第四　当裁判所の判断

原告らは、前記第三、二1のとおり、太平洋戦争中、日本軍構成員によって暴行、監禁及び強姦等の著しい被害を被った旨主張する。そして、甲第一〇〇一ないし第一〇四六号証の各号（原告らの各陳述書、写真及び図面等）並びに原告[redacted]ノプエト、同[redacted]ポラス、同[redacted]ヴィリェガス、同[redacted]アルコベル、同[redacted]サンティリアン、同[redacted]

[redacted]ブスタマンテ、同[redacted]ハンポリーナ、同[redacted]

[redacted]ヘディア及び同[redacted]レイエスの各本人尋問の結果の中には、それぞれ右主張にそう部分がある。

しかしながら、本件においては、原告らの主張する損害賠償請求権の存在自体に争いがあるので、まず、これについて以下判断する。

一　国際慣習法に基づく請求について

原告らは、ハーグ陸戦条約三条は、占領軍の軍隊構成員が占領地に住む個人に対してハーグ陸戦規則違反の行為により与えた損害について、当該占領国にその賠償義務を負わせ、被害を受けた個人に直接の損害賠償請求権を認めることを確認したものであるとし、このような法理は、遅くとも、本件各加害行為のあった第二次世界大戦の勃発時までには、国際慣習法として成立していた旨

主張する。そこで、原告らが主張するような法理の国際慣習法が当時成立していたか否かについて判断する。

1　国際慣習法の成立要件等

(一)　国際慣習法の成立要件

国際慣習法とは、「法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習」（国際司法裁判所規程三八条一項b）をいうと解されるところ、これが成立するためには、諸国家の行為の積み重ね（国家実行）を通じて一定の国際慣行（一般慣行）が成立していること及びそれを法的な義務として確信する諸国家の信念（法的確信）が存在することが必要である。すなわち、国際慣習法は国際法規範の一つであるが、特定の国家実行について、大多数の国家間において、同様の国家実行が反復、継続され、それが、ある程

度恒常的で均一の慣行として、広く一般に受け入れられるに至り、主要な国家を含む大多数の国家その他の国際法主体が、当該国家実行を単に礼譲又は慣例としてではなく、国際法上の義務又は権能と認識し確信して行っていることが認められるとき、当該国家実行について国際慣習法が成立しているものと認定することができると解するのが相当である。

(二) 国際法の一般原則

そして、国際法は、国家と他の国家との関係を規律する法であるから、一般に個人が国際法上の法主体性を有するものではなく、国際法が個人の生命、身体、財産等の個人的利益を保護しようとする場合にも、国家に対し個人の権利、利益を侵害してはならないとの義務を課しつつ、その義務の違反行為に対しては、被害を受けた個人の属する国家が外交保護権を行

使して被害を与えた他の国家に対しその個人の損害賠償を請求するという方法によって、間接的に被害者の救済を図ることを予定しているものである。したがって、個人がその属する国以外の国家に対し権利侵害による被害回復を直接求めるには、これを認める特別の国際法規範が存在しなければならない。

(三) 条約の解釈方法

ウィーン条約法（条約法に関するウィーン条約）によれば、同条約法三一条一項は、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」とし、同条三項は、「文脈とともに、次のものを考慮する。(a)条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意、(b)条約の適用につき後に生じた慣行であっ

て、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの、(c)当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」と、同条約法三二条は、「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。(a)前条の規定による解釈によっては意味があいまい又は不明確である場合、(b)前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合」とそれぞれ定めている。

原告らは、ハーグ陸戦条約三条は、個人の直接損害賠償請求権を認める法理の国際慣習法を体現し成文化したものである旨主張するので、以下、右のウィーン条約法三一条、三二条の解釈方法が、第二次世界大戦当時に

おける条約及び国際慣習法の解釈方法でもあるとして、ハーグ陸戦条約の準備作業及び条約の締結の際の事情（起草過程等）に依拠しながら、同条約三条を文脈により用語の通常の意味に従って解釈することとする。

2　条約三条の意義

(一)　条約及び規則の文言

「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」（ハーグ陸戦条約）及び同条約附属書の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」（ハーグ陸戦規則）によれば、ハーグ陸戦条約は、一九〇七年一〇月一八日、ハーグで署名され、一九一一年一二月一三日、日本国がその批准書を寄託し、その後六〇日経過した後に日本国に対して効力を発生したものであり、同条約前文二段には、「締約国ノ所見ニ依レハ、右条規ハ、軍事上ノ必要ノ許ス限、努メテ戦争ノ惨害ヲ軽減ス

ルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ、交戦者相互間ノ関係及人民トノ関係ニ於テ、交戦者ノ行動ノ一般ノ準繩タルヘキモノトス。」と定められ、同条約一条には、「締約国ハ、其ノ陸軍軍隊ニ対シ、本条約ニ附属スル陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則ニ適合スル訓令ヲ発スヘシ。」と、同条約三条には、「前記規則（同条約附属書の「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」）ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之カ賠償ノ責ヲ負フヘキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ。」とそれぞれ定められている。さらに、右規則一条には、「戦争ノ法規及権利義務ハ、単ニ之ヲ軍ニ適用スルノミナラス、左ノ条件ヲ具備スル民兵及義勇団ニモ亦之ヲ適用ス。・・・」と規定され、同規則の第三款表題には「敵国ノ領土ニ於ケル軍ノ権力」とあり、同規則の第三款四三条には、

「国ノ権力カ事実上占領者ノ手ニ移リタル上ハ、占領者ハ、絶対的ノ支障ナキ限、占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ、成ルヘク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル為施シ得ヘキ一切ノ手段ヲ尽スヘシ。」、同四六条一項には、「家ノ名誉及権利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遂行ハ、之ヲ尊重スヘシ。」、同条二項には、「私有財産ハ、之ヲ没収スルコトヲ得ス。」、同四七条には、「掠奪ハ、之ヲ厳禁ス。」、同五二条一項前段には、「現品徴発及課役ハ、占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレハ、市区町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ス。」、同五三条一項には、「一地方ヲ占領シタル軍ハ、国ノ所有ニ属スル現金、基金及有価証券、貯蔵兵器、輸送材料、在庫品及糧秣其ノ他総テ作戦動作ニ供スルコトヲ得ヘキ国有動産ノ外、之ヲ押収スルコトヲ得ス。」、同条二項には、「海上法ニ依リ支配セラルル場合ヲ除

クノ外、陸上、海上及空中ニ於テ報道ノ伝送又ハ人若ハ物ノ輸送ノ用ニ供セラルル一切ノ機関、貯蔵兵器其ノ他各種ノ軍需品ハ、私人ニ属スルモノト雖、之ヲ押収スルコトヲ得。但シ、平和克復ニ至リ、之ヲ還付シ、且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス。」、同五四条には、「占領地ト中立地トヲ連結スル海底電線ハ、絶対的ノ必要アル場合に非サレハ、之ヲ押収シ又ハ破壊スルコトヲ得ス。右電線ハ、平和克復ニ至リ之ヲ還付シ、且之カ賠償ヲ決定スヘキモノトス。」とそれぞれ規定されている。

(二) 条約三条の解釈

右のハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則の各規定等をその文脈により用語の通常の意味に従って解釈すれば、ハーグ陸戦規則は、陸戦において遵守すべき交戦者の行為規範として、交戦国の軍隊及びその構成員に対し、

直接課された規則であり、同規則が軍隊構成員個々に課され、あるいは占領軍と占領地住民との間に適用されることを念頭に置いて規定されていたこと、また、ハーグ陸戦条約一条及び三条は、右規則を陸軍軍隊に遵守させるため、締約国に対し、右規則に適合する訓令を発することを要求し、さらに、その遵守を確実にするために、交戦当事者となった国家に対し、その軍隊構成員による一切のハーグ陸戦規則違反行為によって生じた損害について賠償責任を課していることがそれぞれ認められる。

このようなハーグ陸戦条約及びハーグ陸戦規則の規定の趣旨に鑑みれば、同条約三条に規定された賠償責任は、軍隊及びその構成員にハーグ陸戦規則を遵守させる目的の下に、その効果を高めるため、右規則違反の行為を行った軍隊及びその構成員の所属する交戦国に対する制裁として定め

られた国家責任を意味するものであり、それ以上に、右規則違反行為によって被害を被った個人に対し、交戦国に対する直接の損害賠償請求権を与えることまでを定めたものではないと解すべきである。

そして、前述のような国際法の一般原則、すなわち、国際法は国家と国家の関係を規律する法であり、それが条約であっても国際慣習法であっても、国家間の権利義務を定めるものであるとの一般原則や、ハーグ陸戦条約二条に「本条約の適用」として「規則及本条約ノ規定ハ、交戦国カ悉ク本条約ノ当事者ナルトキニ限、締約国間ニノミ之ヲ適用ス。」と定められていること、さらに、同条約三条には、国家が責任を負うべき相手方が個人であることやその実現方法が個人に対する直接の損害賠償であることに関する規定が全く存在しないことなどに鑑みると、ハーグ陸戦条約三条が交

戦国に対する民事上の制裁として定めた国家の損害賠償責任は、ハーグ陸戦規則違反行為を行った軍隊構成員の所属する国家が、その違反行為により被害を被った個人の所属する国家に対して負うべき国家間の賠償責任であり、それ以上に、同条が、被害者個人に対し、国際法上の実体的な損害賠償請求権とこれを実現するための国際法上の手続的な請求権を付与しているとはいえないと解するのが相当である。

この点、原告らは、民法七〇九条や国の不法行為責任を定めた国家賠償法一条一項も賠償義務等にしか言及していないにもかかわらず、被害者の損害賠償請求権が前提として当然認められているからハーグ陸戦条約三条についても被害者個人の損害賠償請求権が認められるべきである旨主張するが、民法や国家賠償法は国内法としてその法主体性を認められたものの

間で当然に適用されるのに対し、ハーグ陸戦条約は国際法として締約国間にのみ適用されるものであることなど、国内法上の権利関係と国際法上のそれは本来様々な点において異なるものであるから、右主張をたやすく採用することはできない。

また、原告らは、ハーグ陸戦条約三条は実質的にハーグ陸戦規則の一部であり、同規則は占領軍構成員と占領地住民の間に直接適用される交戦法規であるから、右条約三条は被害者個人の損害賠償請求権を認めていると主張する。しかしながら、前述のように、右規則は、あくまで軍隊及びその構成員に対し陸戦において遵守すべき行動規範を示したものであり、右条約三条は右規範に違反した占領軍構成員の所属する占領国に対する制裁としての国家責任を定めたものであるから、右規則が占領軍構成員と占領

地住民の間の関係を規律することになるからといって、直ちに右条約三条が被害者個人の占領国に対する直接の損害賠償請求権を認めているとまで解することはできない。

さらに、原告らは、ハーグ陸戦条約三条一文には、ハーグ陸戦規則五三条、五四条と同様に、「賠償金」を意味する「賠償」という文言が用いられており、一般概念としての「賠償」ではないから、やはり、同条約三条において賠償を求めることが予定されていたのは被害を受けた個人である旨主張する。しかしながら、たとえ、ハーグ陸戦条約三条にいう交戦当事国の負う責任が賠償金の支払義務を意味するものであるとしても、そのことから直ちに、被害を受けた個人に交戦当事国に対する直接の損害賠償請求権があるとまで解することはできない。

(三) 小結論

右のとおりであり、ハーグ陸戦条約三条の文言をその文脈により用語の通常の意味に従って解釈すれば、同条が、損害を被った個人に、加害国に対する直接の損害賠償請求権を有することを認めたものと解することはできない。したがって、同条が原告ら主張の法理の国際慣習法を成文化しているとも認められない。

3 条約三条の起草過程

原告らは、ハーグ陸戦条約三条の起草過程には、被害者個人の請求権を認めるとの各国の意思が表れており、同条は、占領地の被害者個人の占領国家に対する直接の損害賠償請求権を認めるとの法理の国際慣習法を体現しこれを成文化したものである旨主張する。

(一) 各国代表の提案等

(1) 甲第一一号証、第二二号証、乙第四号証、第五号証及び弁論の全趣旨によれば、ハーグ陸戦条約三条の起草過程は次のとおりであったことが認められる。

ハーグ陸戦条約三条については、第二回国際平和会議の全体会合及び第二委員会で話し合いがなされたが、ここでは一八九九年のハーグ陸戦規則の条文の修正案について、ドイツ代表から新たな提案があった。それは、ハーグ陸戦規則の違反に対する賠償についてのものであり、次のとおりであった。

第一条　この規則の条項に違反して中立の者を侵害した交戦当事者は、その者に対して生じた損害を賠償する責任を負う。交戦当

事者は、その軍隊を組成する人員の一切の行為に付き責任を負う。

現金による即時の賠償が予定されていない場合において、交戦当事者が生じさせた損害及び支払うべき賠償額を決定することが、当面交戦行為と両立しないと交戦当事者が認めるときは、右決定を延期することができる。

第二条　（同規則の）違反行為により交戦相手側を侵害したときは、賠償の問題は、和平の締結時に解決するものとする。

右提案は、ハーグ陸戦規則の諸規定に、制裁条項を加えることを目指すものであり、各国軍隊構成員にハーグ陸戦規則を遵守させるためには、訓令違反を理由とする軍事刑罰法規による処罰だけでは不十分であるこ

とを指摘した上で、右規則違反行為による損害に対する新たな国家責任の考え方を同規則の中に導入することを目指すものであった。

ドイツ提案の原則について各国代表の反対はなかったが、同提案が交戦国の市民と中立国の市民との間に区別を設けている点について議論が行われ、①権利の侵害がある点は同じであり、両者を同一に扱うべきである、②特に交戦国の者については、和平のときに解決されるとするだけで、彼らにいかなる権利も認めないのは相当ではない、との批判が出された。これについて、ドイツ代表は、交戦国の者と中立国の者との権利に差異を設ける意図は全くなく、提案した文案は、賠償の支払方法を規定する以上のものではない旨表明した。その結果、同委員会は、ドイツの前記修正案の第一条、第二条をまとめて「本規則の条項に違反する

交戦当事者は、損害が生じたときは、損害賠償の責任を負う。交戦当事者は、その軍隊を組成する人員の一切の行為につきその責任を負う。」（以下「第二修正案」という。）と規定することを異論なく決定し、これが総会において採択された場合には、それをどの場所に盛り込むかの判断を起草委員会に委ねることとした。

総会は、「第二修正案」を全会一致で採択した。これを受け、起草委員会は、「第二修正案」の置き場所について、軍隊に対する指令を定めた同規則には盛り込む場所がなかったため、同規則ではなく、条約の本文に置くべきであるとして三条として盛り込むことを決定した。総会は、右の経緯で新設されたハーグ陸戦条約三条を含む最終議定書を全会一致で採択した。

(2) そして、甲第一一号証、第二二号証、乙第四号証、第五号証、証人フリッツ・カルスホーベンの証言及び弁論の全趣旨によれば、ハーグ陸戦条約三条の起草過程において、各国代表の以下の発言等があったことが認められる。

第二回国際平和会議第二委員会第一小委員会において、議長は、前記ドイツの提案に関して、「現在の規定に欠けている制裁条項を加えようという大変興味深いこの提案は、二つの部分からなっている。第一は中立の者に関する部分であり、ある交戦当事国の軍隊を組成する者により中立の者に対し生ぜしめられた損害はその者に対して賠償して然るべしとしている。そこには権利があり義務があるが、交戦相手側の者に対して生ぜしめられた損害については、如何なる権利も規定されていない。単

に、交戦相手側の者に関する賠償の問題は、和平達成時に解決されるべきである旨述べられているのみである。」と発言していた。

ドイツ代表は、前記提案につき、「故意によるか又は過失によるかを問わず、違法行為により他者の権利を侵害した者は、それにより生じた損害を賠償する義務を右他者に対し負うとの私法の原則は、万民法の、現在議論している分野においても妥当する。しかし、国家はその管理、監督の過失が立証されない限り責任を負わないという過失責任の法理によることとするのでは不十分である。このような法理を採ると政府自身には何の過失もないというのがほとんどであろうから、同規則の違反により損害を受けた者が政府に対して賠償を請求することができないし、有責の士官又は兵卒に対し賠償請求をすべきであるとしても、多くの場合

は賠償を得ることができないであろう。したがって、我々は、軍隊を組成する者が行った規則違反による一切の不法行為責任は、その者の属する(軍隊を保有する)国の政府が負うべきであると考える。」と説明した。

ロシア代表は、「我々は、先程この会議に提案を行った際、戦時における平和市民の利益を念頭に置いていたが、ドイツ提案はその同じ利益に合致するものであると考える。我々の提案は、一八九九年条約の実施にあたりこれら市民に課せられる苦痛を和らげることを目指すものであった。ドイツ提案は、この条約の違反によりこれら市民に対し生ずる損害を想定したものである。これら二つの提案の根底にある懸念は正当なものであり、それ自体として国際的合意の対象となって然るべきであると考える。」と述べた。

フランス代表は、「多くの場合、国際的規則の違反が、賠償されて然るべき深刻な損害を個人に対し生ぜしめることは、確かである。しかし、提案された文案は、規則違反として規定されていない場合には、国際規則に違反しても、惹起された損害を賠償する責任は全く生じないというように反対に解釈される危険がある。」と述べた。

スイス代表は、次のとおり、ドイツ代表の提案に賛成であると述べた。「ドイツ提案の内容そのものについては、これが中立の者に許し難い特権を与えるというのは誤りである。この提案が提示している原則は、損害を受けた全ての個人に対し、敵国の国民であるか中立国の国民であるかを問わず、適用可能である。これら二つのカテゴリーの被害者、即ち権利保有者の間に設けられた唯一の区別は、賠償の支払に関するもので

あり、この点に関する両者間の違いは、物事の性質そのものにある。中立の者に対する賠償の支払は、責任ある交戦国が被害者の国とは平時にあり、また、平和な関係を維持しており、両国はあらゆるケースで容易にかつ遅滞なく解決し得る状態にあるため、大抵の場合、即時に行い得るであろう。このような容易さないし可能性は、戦争という一事により、交戦国同士の間では存在しない。賠償請求権は中立の者と同様各々の交戦国の者についても生ずるが、交戦国同士の間での賠償の支払は、和平を達成してからでなければ決定し実施することはできないであろう。」

イギリス代表も「第一条が中立の者に対し、受けた損害の賠償を交戦当事者に要求する権利を与えているのに比べ、第二条では、交戦相手側の者については賠償は和平の締結時に解決するとしている。したがって

交戦相手側の者にとっては、賠償は、平和条約に盛り込まれる条件次第、交戦国間の交渉の結果としての条件次第ということになる。私は、陸戦の法規慣例違反の被害者に対し交戦当事国が賠償をなすべき責任を否定するものではなく、英国は如何なる意味においてもこの責任を免れようとしているわけではない。」と発言していた。

(二) 提案等の意味

右のような起草過程における各国代表の発言によれば、原告らが主張するように、ハーグ陸戦規則違反行為の被害者個人に対し交戦国に対する損害賠償請求権を与えることも念頭において議論がなされていたととれなくもない。

しかし、右発言の中にも、ハーグ陸戦規則違反行為によって被害を被っ

た個人が、交戦当事者である国家に対し、直接に損害賠償請求権を行使できることを肯定し、確認する旨の明らかな発言はなかったし、個人に生じた損害の救済につき、いかなる方法でこれを具体化し実現していくかについての発言も全くなかったことが認められる。前記起草過程においてドイツ代表及び各国代表が意図していたのは、ハーグ陸戦規則に違反する行為を軍隊構成員が行った場合、その構成員が所属する国家は、たとえその国家が直接命令を下していない場合でも、被害者の被った損害について国家として責任を負うという、国家責任の肯定である。そして、右国家責任の結果として、被害を被った個人が、自国の外交保護権の行使等により、間接的に交戦国家から損害賠償を受けうるとしても、そのことから直ちに、個人が直接に右国家に対し損害賠償請求権を行使することができるとまで

はいえないのであり、各国代表の意見の中にも、ハーグ陸戦条約三条が、被害者個人に対し交戦国家に対する直接の損害賠償請求権を与えるものであるとまで想定した明らかな発言は見当らない。

(三) 小結論

したがって、前記のとおり、条文の文言上、ハーグ陸戦条約三条が、個人に直接の損害賠償請求権を認めていると解することができないばかりでなく、その起草過程を検討してみても、同条が、ハーグ陸戦規則違反行為によって被害を被った個人が、交戦当事者である国家に対し、直接の損害賠償請求権を有することを認めているものと解することはできない。

4 戦後における条約三条の法理の再確認等

(一) ジュネーヴ条約、追加議定書

原告らは、原告らの主張するハーグ陸戦条約三条の法理は戦後再確認され発展してきたと主張し、その根拠として、一九四九年の戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約一五四条や、一九七七年六月「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」が採択した第一追加議定書九一条等を挙げている。

この点、甲第一号証、第一一号証、第二〇号証、乙第八号証、証人フリッツ・カルスホーベンの証言及び弁論の全趣旨によれば、一九四九年八月一二日、ジュネーヴで署名され、日本国が一九五三年一〇月二一日に加入した「戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第四条約）」一五四条は、「千八百九十九年七月二十九日又は千九百七年十月十八日の陸戦の法規及び慣例に関するヘーグ条約によって

拘束されている国でこの条約の締約国であるものの間の関係においては、この条約は、それらのヘーグ条約に附属する規則の第二款及び第三款を補完するものとする。」と規定していたこと、国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、一九七七年六月「武力紛争において適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」が採択した、一九四九年八月一二日のジュネーヴ諸条約に追加される国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（追加議定書Ⅰ）の九一条（責任）には、「諸条約又はこの議定書に違反した紛争当事国は、必要な場合には、賠償を支払う義務を負う。紛争当事国は、自国の軍隊の一部を構成する者が行つたすべての行為について責任を負う。」と定められていることがそれぞれ認められる。

これらによれば、右ジュネーヴ条約は、ハーグ陸戦規則の第二款及び第

三款の補完を意図しており、また、右議定書九一条は、ハーグ陸戦条約三条と同様に、交戦当事国の賠償義務等を規定していることがそれぞれ認められるが、これらは、ハーグ陸戦規則ないしハーグ陸戦条約の条文の内容そのものを確認したにすぎないものであって、それ以上に原告ら主張の、被害者個人が直接に交戦当事国に対し損害賠償請求権を有するという法理まで確認しているとは認められない。

(二) 国家実行

また、原告らは、原告ら主張のハーグ陸戦条約三条の法理は、次に掲げるような事例によって、戦後再確認され発展してきており、これがハーグ陸戦条約三条についての原告らの前記解釈を補強するものである旨主張する。

しかしながら、次のとおり、原告ら主張の具体的事例を検討してみても、ハーグ陸戦条約が締結されて以来現在に至るまで、同条約三条あるいはそれによって確認される国際慣習法に基づいて、原告らが主張するような法理を実現する国家実行、すなわち、ハーグ陸戦規則違反の行為によって被害を被った個人が、交戦国に対し、直接に損害賠償請求権を行使し、右国家がその義務を履行して賠償金を支払ったという国家実行が行われた事例が存在するとは認められない。

したがって、この点からも、原告らが主張するような法理が、ハーグ陸戦条約三条に成文化され、あるいは、国際法上の一般慣行として成立し、法的確信として存在して、国際慣習法となっていたと認めることはできない。

(1) 混合仲裁裁判所

甲第八号証、第一四号証の一、第一七号証、乙第五号証及び弁論の全趣旨によれば、混合仲裁裁判所とは、第一次世界大戦後に成立したヴェルサイユ条約で、同盟国及び連合国の国民が、ドイツ政府の行った戦時非常措置又は移転措置の適用によってドイツ領土内にあったその財産、権利又は利益に関して受けた損害について、ドイツ政府を相手として直接に損害賠償請求の訴えを、自国の政府の意思とは全く関係なしに自己の名において提起できるとされた国際裁判所であり、同条約とほぼ同時に他の敗戦国について締結されたサン・ジェルマン条約、トリアノン条約、ローザンヌ条約、ヌイ条約にも右裁判所を設置する同旨の規定があることが認められる。これらの各事例は、戦争時の被害者個人に対する

国家の直接の損害賠償義務が実行されたものであるといえる。

しかしながら、右裁判所は、国家間において締結された具体的な条約によって設置された特別な裁判機関であり、個々の戦勝国とドイツとの間に一つずつ設置される臨時特設の裁判所である。また、損害賠償の対象となったのは、ドイツ政府のとった戦時非常措置又は移転措置の適用によってドイツ領土内にあった財産、権利又は利益に関する損害に限られ、ドイツの戦争遂行から生じた一切の損害を包含するものではなかった。そして損害賠償請求権を有するのは、同盟国及び連合国の国民に限られ、敗戦国の国民には出訴権が認められていない。これらを考慮すると、右の裁判所が設置されたからといって、原告ら主張の法理が国家間で恒常的な慣行とされており、あるいは国家間で法的確信をもって受け

入れられていたとまではいえない。

(2) ミュンスター行政控訴裁判所の判決

甲第二二号証、第五三号証及び弁論の全趣旨によれば、ドイツ連邦共和国ミュンスター行政控訴裁判所は、第二次世界大戦後の一九五二年四月九日、ドイツ国民が、英国に占領されていた時代に、英国占領軍構成員の起こした交通事故により被った損害の賠償を求めた事案で、占領規則に基づきドイツ行政府側にその支払を命じたが、その判決において、「原告の損害賠償請求は、国内公法のみから導かれるものではなく、国際法からも導かれる。一九〇七年ハーグ規則（ハーグ陸戦条約）三条により、国家はすべての行為に責任がある。文民の人々の保護の利益のために選ばれた三条の広い文言によれば、損害を発生させた者の側の過失

は責任の必要条件ではない。それゆえ、三条が占領者にその軍隊構成員が行った行為に関し絶対的な責任を認めることは、国際法の法理についての争いのない原則である。この国際法が与える絶対的責任の枠組みによって、国家は損害賠償を支払う義務を負う。」、「我々は、ハーグ規則が現在の占領下ドイツに完全に適用されるかどうかという問題を決める必要はない。いずれにしろ、ハーグ規則の土台を作り、文明国の統一した見解や実践のもとに発展しそれゆえ国際法のルールとなった国際慣習法が、利益の状況と衡量が交戦国による占領の場合と同じだという限度で、適用可能なものである。この見解は、いずれにせよ占領権力による損害の絶対的賠償に関する限り、占領権力と共有され、それゆえ法律や命令の解釈の基礎を形作るものである。」と判示したことが認められる。

しかしながら、右事例は、被害を受けた個人が、占領軍の政府ではなく、自国の政府に対して損害賠償を求めたものであり、また、右判示によって確認されているのはハーグ陸戦条約三条によって認められた国家の責任のみである。したがって、これらは、原告らの主張する法理、すなわち、占領下の被害者個人による占領国を相手とする直接の損害賠償請求の実行とは認められない。

(3) 国連の賠償の例等

甲第一号証、第一一号証、第一五号証、第二二号証、第二三号証、証人フリッツ・カルスホーベンの証言及び弁論の全趣旨によれば、(a)一九六〇年代初頭、コンゴにおいて内乱が発生した際、国連平和維持活動として同国内に進駐した国連軍が同国内のベルギー人ら個人に対して損害

を及ぼしたことがあったが、国連は、この行為を戦争法規に違反するものであるとして、右被害者らが国連から損害賠償を受ける権利を有することを認め、右ベルギー人の被害者らに対し直接に損害賠償を行ったこと、(b)一九九〇年から一九九一年にかけて発生したいわゆるクウェート紛争に関して、国連安全保障理事会は、国連憲章二五条により法的拘束力を有する決議六八七号（一九九一年）一六項において、「イラクによる違法なクウェート侵攻、および占領の結果生じた環境に関わる損害および天然資源の消失を含む外国の政府、国民および企業に対するいかなる直接の損失、損害または被害についても、同国が国際法上責任を負う」ことを再確認し、補償請求を審理するための補償委員会の設置を定めたこと、補償委員会設置に関する事務総長報告は、「補償委員会は、一般原

則、として、各国政府が政府自身又はその国民あるいは法人に代わって申し立てた併合請求のみを取り扱う」、「個別請求の申立を許した場合補償委員会は数万請求を処理しなければならなくなり、その処理に一〇年以上もの歳月を要するだけでなく、少額請求者に不利益となるような、請求申立における不平等をもたらすであろう。」としていたこと、補償委員会理事会決定は、戦争の法の違反行為の犠牲者である文民個人の請求権を認知し、同委員会は、捕虜の取り扱いに関する戦争の法の諸規則に違反した取り扱いを受けた捕虜軍人の個人請求権を明示的に認めたこと、

(c)さらに、一九九一年以後の旧ユーゴスラビア紛争の際、国連総会は、一九九四年一二月二三日、その決議において「現在の紛争の状況において、かかる行為（国際人道法の重大な違反）を犯した者は、それに対し

て責任を負う・・・」、「国家は、人権侵害の責任を負う」、「『民族浄化』の被害者が、被った損害に対して補償を得る権利を認め」としていたことがそれぞれ認められる。

右各事例によれば、国連軍から被害を被った個人が国連から損害の賠償を受けたこと、湾岸戦争におけるイラクの国家としての賠償責任が国連安全保障理事会によって明らかにされたこと、「人道に対する罪」の違反行為の被害者がその損害について補償を得る権利を有するとされたことなどが認められるものの、それ以上に、ハーグ陸戦規則違反行為の被害者個人が、加害国に対し、直接に損害賠償を請求できるという原告ら主張の法理が、本件各加害行為当時、国家間で実行され、法的確信に至り、国際慣習法として成立しており、それが戦後再確認されたとまで認

めることはできない。また、このことは、右イラクの責任に関する国連事務総長報告等が、個人の補償請求権を認めていたことを考慮しても同様であり、やはり、一般慣行及び法的確信を認めうるものではない。

(4) 国家間一括支払協定

甲第一九号証、証人フリッツ・カルスホーベンの証言及び弁論の全趣旨によれば、いわゆるホルジョウ工場事件（一九二二年五月一五日にポーランドとドイツとの間で締結されたジュネーヴ条約によって、ポーランドが、ドイツ人及びドイツ人の経営する会社の財産、権利及び利益を収用することができないと定められていた地域内にあるホルジョウの窒素工場を収用した事案）に関するドイツのポーランドに対する国家間請求において、常設国際司法裁判所（一九二八年九月一三日）は、「窒素会

社の受けた損害にもとづく賠償の請求は直接に会社の損害の補償のためであるか、ジュネーヴ条約の違反にもとづくドイツの損害の賠償のためであるか。ポーランドは、ドイツが最初に前者を主張し、後に後者を主張したから請求の目的を変更したことになるとして争った。しかし、ドイツの請求の目的はジュネーヴ条約の当事国として受けた損害の賠償を得ることにある。不法行為に対する賠償が、その不法行為の結果として被害国の国民の受けた損害に相当する補償からなりたちうることは国際法の原則である。これは賠償の最も通常の形式でさえある。一つの国家が他の国家に対して支払うべき賠償は、それが私人の受けた損害を計算の手段とする補償の形式をとるという事実によって、性質を変更するものではない。賠償を規律する法規は、当該二国間で効力を有する国際法

の法規であって、不法行為をおこなった国と損害を受けた個人との関係を規律する法ではない。侵害によって損害を受けた個人の権利または利益は、同じ行為で侵害された国家の権利とはつねに異なる平面にある。したがって、私人の受けた損害は国家の受ける損害とは性質において同じではなく、前者は国家に支払わるべき賠償の金額の計算のための便宜的尺度を提供するにすぎない。裁判所は原告が訴訟目的を変更したとは考えない。」旨述べていることなどが認められる。

右事例に代表されるような国家間の一括支払協定は、一面で戦争によって被害を被った個人の損害の解消を目的としているものの、あくまで国家から国家に対する金員の支払請求であり、被害者個人の損害額を計算根拠として相手国に対する賠償額が算定されても、そこから直ちに右

個人の損害賠償請求権が認められることにはならないことを示している。したがって、これが原告ら主張の法理を再確認する事例であるとは認められない。

(5) ドイツのボン地方裁判所判決

甲第五四号証及び弁論の全趣旨によれば、一九九七年一一月五日、ドイツのボン地方裁判所は、アウシュビッツの強制収容所において強制労働を強いられた外国人労働者らがドイツに対し未払賃金の支払を請求した事件に関し、右強制労働は原告の人的物的権利を侵害し、またハーグ陸戦条約その他の国際戦争法規に違反するものであり、ドイツ帝国公務員の責任に関する法律が定める相互主義は国際法の一般規則に反するとしてこれを適用せず、国際戦争法規の義務違反には国家補償が義務付け

られるという国際法の一般規則に言及したうえで原告一名につき請求を認容する判決を行ったことが認められる。

右判決理由は、原告らの主張を根拠付けるものであることは認められるが、しかしながら、右判決一例のみをもってしては、いまだ原告らが主張する法理が、本件各加害行為当時、国家間で実行され、法的に確信されたとまでは認められない。

(6) その他

原告らは、原告ら主張の法理は、右各事例において損害賠償の算定及び請求の基礎として発現しているなどとも主張するが、この原告らの主張を考慮に入れても、やはり、前述の各事例に対する判断に変わりはない。

以上の他に、国際違法行為によって被害を受けた個人が、その属する国家の外交保護権によらずに、自ら直接に加害国家に対して損害賠償等の国際法上の義務の履行を求め、これに応じて加害国家が右個人に対して直接に賠償責任を果たした事例を認めるに足りる資料はない。

5 結論

以上のとおりであり、ハーグ陸戦条約三条の文言、条約起草過程における各国代表の提案内容、先例及び国家実行等について子細に検討してみても、原告らが被害を被ったと主張する第二次世界大戦当時、占領軍の軍隊構成員が占領地に住む個人に対しハーグ陸戦規則違反の行為により被害を与えた場合に、被害者個人が、その軍隊の所属する国家に対し、直接の損害賠償請求権を有するとの法理を内容とする国際慣習法がハーグ陸戦条約三条に成文化

されていたとは認められない。また、この他に、本件全記録を精査してみても、原告ら主張の右法理が国際的慣行（一般慣行）として成立し、かつ、それを法的な義務として確信する諸国家の信念（法的確信）が存在していたと認めることはできず、原告らの主張する国際慣習法の成立は認められない。

したがって、国際慣習法に基づく原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

二　「人道に対する罪」違反に基づく請求について

1　「人道に対する罪」

原告らは、軍隊構成員が「人道に対する罪」に該当する行為を行った場合、その軍隊の所属する国家が同罪違反の行為を行ったものとして被害者個人に対しその損害を賠償しなければならないということは、第二次世界大戦当時

から確立した国際慣習法であり、本件各加害行為が「人道に対する罪」に該当することは明らかであるから、被告は原告らに対し損害賠償責任を負う旨主張する。

そして、甲第八号証、第一四号証の一、第一五号証、弁論の全趣旨及び当裁判所に顕著な事実によれば、以下の事実が認められる。

(一) ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例

「人道に対する罪」という概念は、一九三一年のパリ不戦会議にその萌芽が見られた。その後、一九四五年八月にロンドンで調印された国際軍事裁判所設置に関する協定は、ナチスの戦争犯罪を裁くための国際軍事裁判所（いわゆるニュールンベルグ国際軍事裁判所）を設置することを定め、同協定に付随するニュールンベルグ国際軍事裁判所条例六条は、軍事裁判

の訴因として、(a)平和に対する罪、(b)戦時犯罪、(c)人道に対する罪及びこれらに対する共同謀議への関与を挙げ、初めて「人道に対する罪」を明文化した。すなわち同条は、「第一条記述の欧州枢軸諸国主要戦争犯罪人の審理及び処刑のための協定にもとづき設置された裁判所は、欧州枢軸諸国のために、個人たると組織の構成員たるとを問わず、次の犯罪の何れかをなした者を審理し処刑する権限を有する。次の諸行為若しくはその何れか一つの行為は裁判所の管轄権に属する犯罪であって、これに対しては個人的責任が存する。(a)平和に対する罪・・・(b)戦時犯罪・・・(c)人道に対する罪　即ち犯行のなされた国家の、国内法を侵犯したか、否かに拘わらず、本裁判所の管轄内にある、何れかの犯罪の遂行にあたり、又は、これに関連して戦前及び戦争中一般人民に対してなされた謀殺、掃滅、奴隷化、強

制移送、及び、その他の非人道的行為、若しくは政治的・人種的・宗教的理由に基く迫害」等と規定している。また、同年に開かれたニュールンベルグ国際軍事法廷は、ハーグ陸戦規則中の人道に関する規則を「全ての文明国により承認され、戦争法規慣習を明言するものとみなされていた」と判断していた。

(二) 極東国際軍事裁判所条例

また、極東国際軍事裁判所の設置を規定している極東国際軍事裁判所条例の五条（人並びに犯罪に関する管轄）は、「本裁判所は、平和に対する罪を包含せる犯罪に付個人として又は団体構成員として訴追せられたる極東戦争犯罪人を審理し、処罰するの権限を有す。左に掲ぐる一又は数個の行為は、個人責任あるものとし、本裁判所の管轄に属する犯罪とす。」として、

「(イ)平和に対する罪・・・(ロ)通例の戦争犯罪・・・(ハ)人道に対する罪、即ち、戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隷的虐使、追放其の他の非人道的行為、若は政治的又は人種的理由に基く迫害行為であつて犯行地の国内法違反たると否とを問はず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に関連して為されたるもの。」と規定する。

(三) その他

連合国ドイツ管理理事会法第一〇第二条(c)は、非人道的行為をいくつか列挙し、「人道に対する罪とは一般住民に対してなされた謀殺、殲滅、奴隷化、強制移送、投獄、拷問、強姦その他非人道的な行為を包含するがこれに限定されることはない。」としている。

そして、国連総会は、「ニュールンベルグ裁判所条例によって認められた

国際法の諸原則」を確認する決議を全会一致で採択し、一九五〇年国際法委員会（ＩＬＣ）の作成したいわゆるニュールンベルグ諸原則は、(a)平和に対する罪、(b)戦争犯罪、(c)人道に対する罪を国際法上の犯罪として処罰されるもの（第六原則）とした。

さらに一九五四年ＩＬＣの採択した「人類の平和と安全に対する犯罪の法典案」は、責任を有する個人が処罰されるべき国際法上の犯罪とみなされる「人類の平和と安全に対する罪」の中に、侵略行為やその威嚇（二条（1）、（2））などと並べて、人道に対する罪に相当する行為（二条（11）、（5））をも列挙している。

また、一九九一年一月以降の旧ユーゴスラビア領域内における国際人道法の重大な違反（民間人の殺害、拷問、虐待等）に責任ある者を処罰する

ために、旧ユーゴスラビアに関する国際刑事裁判所を設立した一九九三年五月の国連安全保障理事会決議は、五条で「人道に対する罪」を事項管轄として規定し、その構成要素として、（a）殺人、（b）殲滅、（c）奴隷の状態に置くこと、（d）追放、（e）拘禁、（f）拷問、（g）強かん、（h）政治的、人種的及び宗教的理由による迫害、（i）その他非人道的行為を明示的に列挙している。

2　「人道に対する罪」違反と損害賠償責任

右によれば、人道に対する罪とは、戦前及び戦争中一般人民に対してなされた謀殺、掃滅、奴隷化、強制移送及びその他の非人道的行為若しくは政治的、人種的、宗教的理由に基づく迫害をいうものと解されるが、ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例及び極東国際軍事裁判所条例等が定められた趣旨

は、第二次世界大戦等において非人道的行為等を行った行為者個人の刑事責任を明らかにし、これを処罰するためであったこと、前述のようにニュールンベルグ国際軍事裁判所条例六条及び極東国際軍事裁判所条例五条が「人道に対する罪」として規定しているのは、明らかに違反行為者個人の犯罪構成要件であること、近代の法体系においては民事責任と刑事責任が峻別されていることなどに鑑みると、「人道に対する罪」に該当する行為が敢行されたということは、違反行為者個人の国際刑事責任を追及するための構成要件該当性が具備されたというにすぎず、その違反行為者個人の所属する国家の民事責任を基礎付けるものとまではいえないと解すべきである。したがって、右国際軍事裁判所条例の規定等によって、違反行為者の所属する国家が被害者個人に対し直接に民事上の損害賠償責任を負うという原告らの主張を直ちに

理由付けることはできないし、ほかに右賠償責任の根拠とするに足りる事情の存在は認められない。

そして、前記のとおり、国際慣習法が成立するためには、諸国家の行為の積み重ねを通じて一定の国際的慣行が成立していること及びそれを法的な義務として確信する諸国家の信念が存在することが必要であるが、本件全記録を検討してみても、「人道に対する罪」に該当する行為を行った者の所属する国家が、右違反行為によって被害を受けた個人に対し、直接損害賠償責任を負い、賠償金を支払うという国際的な慣行が成立していることを認めるに足りる資料は全くない。

3　結論

したがって、右国際慣習法が成立していたことを前提とする、「人道に対す

る罪」違反による民事上の損害賠償請求権に基づく原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。

三　フィリピン国内法に基づく請求について

1　法例一一条一項及びフィリピン国内法の適用

原告らは、本件各加害行為はフィリピン国内で行われているから、不法行為の成立に関する準拠法を定める法例一一条一項により、「其原因タル事実ノ発生シタル地ノ法律」すなわちフィリピン国の法律が準拠法として適用される結果、本件各加害行為が発生した当時フィリピン国内で適用されていた旧法一九〇二条及び一九〇三条四文等によって、被告に不法行為責任が生ずると主張する。

しかしながら、法例一一条は、渉外的関係について私法規定の抵触がある

場合に、その準拠法を定める規定であるところ、後記のとおり、原告らが主張する本件各加害行為は、国家の権力的作用に付随するきわめて公法的色彩の強い行為であって、当時のわが国の法制度の下においては、国の権力的作用について一般私法の適用はないとされていたから、私法規定の抵触があるとして法例を適用することには大きな疑問がある。

また、右のように、当時のわが国の法制下では、国の権力的作用については、私法である民法の適用がなく、私法の損害賠償責任の領域に属しないものであったことに照らすと、原告ら主張の本件各加害行為が、私法規定の抵触を規律する目的を有する法例一一条の「不法行為」という概念に包摂されることについても疑問なしとしない。

さらに、原告らの主張する本件各加害行為について、フィリピン国内法で

ある旧法が適用されるとしても、旧法がフィリピン国の主権の効力の及ばない外国国家である日本国の不法行為の成立やその損害賠償責任をも規定しているとは到底認め難い。

2　法例一一条二項と国家無答責の原則

(一)　法例一一条二項の解釈

加えて、仮に、原告らの主張するように、原告らに対する本件各加害行為がフィリピン国内で行われたと認められ、法例一一条一項によって、不法行為地であるフィリピンの国内法（旧法）が適用され、それによって日本国の不法行為の成立する余地があるとしても、法例一一条二項によれば、当該行為が「日本ノ法律ニ依」り「不法」でなければならない。

法例一一条二項は、不法行為に関する法が国内の公益秩序の維持に関す

る法であることなどから、日本の法律によれば不法行為とはならない行為については、これを不法行為と認めてその救済を図る必要がないことを定めた趣旨と解するのが相当である。したがって、同条項は、不法行為地法と日本の法律との累積的適用を認めたものであり、両国の法の要件をともに備えなければ不法行為が成立しないとしたものであると解すべきである。

この点、原告らは、法例一一条二項による制限すなわち法廷地法主義による制限については、同条一項が採用する不法行為地法主義の趣旨を制限しないよう合理的に解されるべきであるとして、同条二項の「不法」は違法、すなわち、主観的違法（故意、過失）に関するものないし違法性一般に関するものを意味すると主張するが、同条項は、右のとおり、不法行為

地法と日本の法律との累積的適用を認め、いわゆる折衷主義を採用しているものと解すべきであるから、原告らの右主張は採用できない。

(二) 国家無答責の原則

(1) 国家無答責の原則の採用

昭和二二年に制定施行された現行の国家賠償法は、憲法一七条の規定を受けて、公務員の不法行為により他人に加えた損害について国又は公共団体が賠償責任を負う旨規定しているが、同法附則六項は、「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」と定めている。そして、右法律施行前である本件各加害行為があったとされる太平洋戦争当時のわが国においては、いわゆる国家無答責の原則が採用され、国又は公共団体の権力的作用について、私法たる民法の適用がなく、

これに基づく国の損害賠償責任はないとされていた。

第二次世界大戦以前の日本の法制度の状況を見ると、明治二三年六月三〇日行政裁判法が公布されたが、その一六条には「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス」と規定されており、これにより、行政裁判所に国家の賠償責任を求める訴訟を提起することはできなかった。

また、明治二三年制定の旧民法に関するボアソナード草案では、公権力の行使の場合と私的経済活動の場合を区別することなく、民法を適用して国の責任を認めようとしていたが、結局、旧民法三七三条から、国家賠償責任に関する字句が削除された。したがって、行政裁判法と旧民法が公布された明治二三年の時点で、国家の権力的作用に属する違法な行為がなされた場合に、国家の賠償責任を認める法令は存在しなかった。

そして、行政裁判所と異なり、訴訟法上は国家賠償訴訟の提起が明示的に否定されていなかった司法裁判所も、国又は公共団体の経営にかかる非権力的性質の事業に関し、当該機関が事業の執行につき第三者に加えた損害については、事業主として国又は公共団体が民法七一五条により賠償の責に任ずべきことを認めていたが、権力的作用に基づく損害については、特別の規定がない限り、私法の不法行為法の規定は適用されないとして、国又は公共団体の賠償責任を否定していた（大審院昭和一六年二月二七日判決、民集二〇巻二号一一八頁参照）。

このようにして、わが国では、公権力行使についての国家無答責の原則が確立されたといわれている。

(2) 国家賠償法の制定

戦後、日本国憲法一七条により「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と権利保障されたことから、国又は公共団体が、私法公法の分野を問わず、公務員の不法行為について賠償責任を負うことが明らかにされた。これにより、民法の規定だけでは不十分となったので、昭和二二年、国家賠償法が制定施行された。

このように、権力的作用についても、国の賠償責任が認められるに至ったのは、日本国憲法一七条の規定に基づき、国家賠償法が制定施行された以後のことである。

(3) 民法の適用の排除

右のように、わが国では、国家賠償法制定施行前の国又は公共団体の

権力的作用による不法行為責任について、民法の適用が解釈により排除され、いわゆる国家無答責の原則が採用されていた。そして、原告らの主張する本件各加害行為は、その態様等に照らせば、日本国の軍隊による戦争行為に付随する加害行為であり、国家の権力的作用に付随する行為ないしきわめて公法的色彩の強い行為であるということができる。

そうすると、本件各加害行為の存在が認められたとしても、これには、国家無答責の原則が採用されるため民法の適用が排除され、結局、不法行為に基づく被告の損害賠償責任は否定されるというべきである。また、右の他に、国家の権力的作用に付随する行為ないしきわめて公法的色彩の強い行為について被告の損害賠償責任を認める法令上の根拠は何ら存しない。

(三) 小結論

よって、原告らの主張する本件各加害行為は、仮にこれが認められ、法例一一条一項により、フィリピン国内法において不法行為であると解されたとしても、国家賠償法制定前である右行為当時の日本の法律においては、国家無答責の原則により、不法行為として成立しないものである。したがって、法例一一条二項により結局、原告らの請求は認められない。

3 法例一一条三項と民法七二四条後段

(一) 法例一一条三項の解釈

また、仮に、原告らの主張するように、原告らに対する本件各加害行為がフィリピン国内で行われたと認められ、法例一一条一項によって不法行為地であるフィリピンの国内法が適用され、それによって不法行為の成立

が認められ、かつ右侵害行為が法例一一条二項により日本の法律によっても不法行為であると評価されたとしても、同条三項は、「外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依リテ不法ナルトキト雖モ被害者ハ日本ノ法律カ認メタル損害賠償其他ノ処分ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス」として、「損害賠償其他ノ処分」につき、日本の法律の適用を認めている。

同条項は、前述の同条二項と同様の趣旨から、不法行為に基づく損害賠償の方法及び程度に関しても、不法行為地法と日本の法律の累積的適用を認めているものであり、不法行為の効力に関して全面的に日本の法律による制限を認めたものと解するのが相当である。なお、法文上も、「日本ノ法律カ認メタル損害賠償其他ノ処分ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス」との趣旨は、損害賠償等不法行為の効果の発生の態様のみならず、効果の制

限に関する時効、除斥期間等についても日本の法律による制限を及ぼそうというものであると解することができる。

この点、原告らは、法例一一条三項は、損害賠償の方法だけを制限しているもので、時効及び除斥期間について日本の法律の適用を認めるものではない旨主張するが、採用できない。

したがって、仮に本件各加害行為が存在し、これが法例一一条一項、二項によって、フィリピンの旧法及び日本の民法において不法行為と評価されたとしても、その効力に関しては全面的に日本の法律による制限を受けるから、日本の民法の消滅時効等の規定が適用されることとなる。

(二) 民法七二四条後段

日本の民法七二四条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償

請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である。なぜなら、同条がその前段で三年の短期の時効について規定し、更に同条後段で二〇年の長期の時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨にそわず、むしろ同条前段の三年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の二〇年の期間は被害者側の認識いかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるからである。そして、裁判所は、除斥期間の右のような性質に鑑み、請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により請求権が消滅したものと判断すべきである（最高裁判所平成元年一二月二一日判決、民集四

三巻一二号二二〇九頁参照）。

したがって、原告らの主張する本件各加害行為が不法行為と認められるとしても、本件訴訟は、右行為時である太平洋戦争の終結から二〇年以上を経過した平成五年四月二日（同年(ワ)第五九六六号事件）及び同年九月二〇日（同年(ワ)第一七五七五号事件）にそれぞれ提起されたことが明らかであるから、原告らの主張するフィリピン国内法に基づく損害賠償請求権は、民法七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものというべきである。

4　結論

よって、フィリピン国内法に基づく原告らの請求は、いずれにしても、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

四　日本の民法に基づく請求について

1　国家無答責の原則

原告らは、本件各加害行為を行った日本軍の構成員を指揮、監督する者の監督義務違反を主張し、この監督義務違反が、陸海軍を統帥する天皇あるいは天皇に直属する最高の統帥部として設置されていた大本営（最高戦争指導会議）の幕僚らによって日本国内で犯されたものであり、被告がその使用者責任を負うとして、法例一一条一項により、原因たる事実の発生した地である日本の法律が適用される旨主張する。

原告らの右主張を、天皇あるいは幕僚らによる戦争指導、作戦行動過程における監督義務違反の不法行為によって本件各加害行為が発生したとの主張と解し、仮に、そのような監督義務違反の行為が認められ、これが日本国内

で犯されたとして、法例一一条一項により日本の法律である民法七〇九条、七一五条が準拠法になるとしても、天皇や幕僚らの右戦争指導等の行為は、明らかに国家の統治権行使ないしはこれに準ずるものであり、国家の権力的作用ないしきわめて公法的色彩の強い行為であるといえる。したがって、前記三2の判断と同様に、国家賠償法制定前のわが国においては、国家無答責の原則により、民法の規定の適用が排除され、被告は、損害賠償責任を負わないこととなると解すべきである。

原告らは、被害者個人の損害賠償請求権を認めるハーグ陸戦条約三条等が日本国において国内法的効力を有するに至った結果、これが適用される限度において、右の国家無答責の原則の適用が制約され、本件各加害行為については、国家の権力的作用に属する場合であっても民法の不法行為の規定が適

用される旨主張するが、右条約三条等によっても、被害者個人の占領国家に対する直接の損害賠償請求権が認められないことは、前記説示のとおりであるから、原告らの主張は、その前提を欠き採用できない。

2　民法七二四条後段

さらに、仮に、原告らが主張するように、天皇あるいは幕僚らの監督義務違反の不法行為が認められて日本の民法が適用され、国家無答責の原則の適用がなかったとしても、前記三3の判断と同様に、本件各加害行為及び右監督義務違反は太平洋戦争中に行われたものであり、本件訴訟は太平洋戦争終結時から二〇年以上経過した後に提起されたことが明らかであるから、民法七二四条後段により、原告らの主張する損害賠償請求権は、除斥期間の経過によって消滅したものと認められる。

前述のように、民法七二四条後段の期間は長期の時効を定めたものであり当事者による援用が必要であるとする原告らの主張は、採用できない。

また、原告らは、仮に、民法七二四条後段の期間を除斥期間と解するとしても、原告らの所属する国家であるフィリピンの政治体制、同国と被告国との間の賠償条約の締結、同条約に対する被告国の見解等の影響により、原告らの本件損害賠償請求が遅れたものであり、その遅延はやむを得ないものであること、また、それにより被告の防御方法が困難になったとは認め難いことなどの諸事情に鑑みると、原告らの本件請求につき右期間を適用することは、信義則違反又は権利濫用に当たり、許されない旨主張する。

しかしながら、裁判所は、二〇年の期間の経過により権利消滅の効果が法律上画一的に生ずるとの除斥期間の性質にかんがみ、請求権が除斥期間の経

過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により請求権が消滅したものと判断すべきであり、したがって、信義則違反又は権利濫用の法理を適用する余地はないと解すべきである（前記最高裁判所平成元年一二月二一日判決参照）から、原告らの右主張は主張自体失当であって採用できない。

なお、この他に、本件記録にあらわれた全事情を検討してみても、民法七二四条後段の効果を制限すべき特段の事情は認められない。

3　結論

よって、原告らの日本の民法に基づく請求は、その余の点につき判断するまでもなく、いずれも理由がない。

五　総括

以上のとおりであり、原告らの本訴各請求は、その余の点につき判断するま

でもなく、いずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第一五部

裁判長裁判官　市　川　頼　明

裁判官　岩　井　直　幸

裁判官田中敦は転任のため署名押印することができない。

裁判長裁判官　市　川　賴　明

当事者目録

フィリピン共和国マニラ首都圏パサイ市[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ヘンソン

同国同首都圏ケソン市[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]コルテス

同国アンティケ州[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]サリノグ

同国ネグロス・オキシデンタル州[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]サラス

同国イロイロ州[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ノプエト

同国ラグーナ州[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]アウスタリ

同国マニラ首都圏ケソン市[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ポラス

同国パンパンガ州[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ヴィリェガス

同国マニラ首都圏[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]・ナシーノ

同国同首都圏マリキナ地区[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

同国リサール州[redacted]ハモット

[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

同国同州[redacted]サンティリアン

[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

同国同州[redacted]マリラグ

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]アルコベル

同国西ネグロス州[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ヴィラヌエヴァ

同国パンパンガ州[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ロペス

同国リサール州[redacted]

ット　四ブロック

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]メルカード

同国同州[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]フェルナンデス

同国カピス州[redacted]

平成五年(ワ)第五九六六号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ボルナレス

同国マニラ首都圏ケソン市[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ハリサリサ

同国パンパンガ州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]バラハディア

同国アンティケ州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]サンティリアン

同国南カマリネス州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]カランザ

同国リサール州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]カニェード

同国マニラ首都圏[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]カンポ

同国同首都圏[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]プスタマンテ

同国同首都圏[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ランサローテ

同国リサール州[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ヴァレンシア

同国マニラ首都圏[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ノブレーザ

同国同首都圏[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]フマピット

同国同首都圏[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]シメオン

同国同首都圏[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]マフエロ

同国同首都圏[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ロレンソ

同国ソルソゴン州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]オファルサ

同国同州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ハンポリーナ

同国同州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ヘディア

同国ボホール州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]アヤオ

同国ソルソゴン州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]フェリシダリオ[redacted]

同国マニラ首都圏[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ラメール

同国リサール州[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]ダヴィット

同国同州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

同国同州[redacted]レイエス

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

同国ブラカン州[redacted]フリアス

[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

同国マニラ首都圏[redacted]ミサ

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]マナレス

同国同首都圏[redacted]

[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]マルティネス

同国セブ州[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

[redacted]カバラ

同国ダバオ市マ[redacted]

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告（以下、単に「原告」という。）

原告ら訴訟代理人弁護士

同　高木　健一

同　林　陽子

同　横田　雄一

同　武村　二三夫

同　中北　龍太郎

同　小山　千蔭

同　佐藤　芳嗣

同　中道　武美

同　大島　有紀子

同　小川原　優之

[redacted]

フェルナンデス

同　池田直樹

同　秋田一恵

同　菅沼友子

同　稲垣隆一

同　大作晃弘

同　竹下政行

右高木健一訴訟復代理人弁護士　東澤靖

平成五年(ワ)第一七五七五号事件原告ら訴訟代理人弁護士

重村達郎

同　中島光孝

同　幸長裕美

東京都千代田区霞が関一丁目一番一号

平成五年(ワ)第五九六六号事件被告、同年(ワ)第一七五七五号事件被告（以下、単に「被告」という。）

国

右代表者法務大臣　中村正三郎

右指定代理人　岸　秀光

同　菅谷久男

同　山中正登

同　綿谷修

同　東村富美子

同　吉弘基成

同　同　同　同　同　同　同　同

伊　今　北　門　松　近　小　川

給

従　黎　村　井　崎　藤　原　口

健　研　秀　一　泰

以

上　誠　学　和　二　丈　夫　人　司

被害事実等目録

第一　原告らの主張する被害事実

一　戦争中、日本軍は、フィリピン人に対し、略奪、殺害、強姦等を行った。フィリピンを占領していた日本軍の第一四方面軍は、一九四五年一月、「米軍迎撃の際は、軍背後及び周辺を無人化すべし」との指令を各部隊に発した。同月二五日、ルソン島マニラ南方のラグナ州、バタンガス州、ケソン州を占領していた歩兵第一七連隊は、「住民にしてゲリラに協力するものはゲリラとみなし粛正せよ」と命令し、いわゆる「戦場の無人化」作戦を実行した。この作戦において、ゲリラと一般住民の区別がつかないとの理由で、女性や子供を含む多くの住民がゲリラと見なされ、家ごと焼かれたり、銃剣で刺されたり、崖や井

戸に突き落とされるなどの残虐な方法で虐殺された。

二　原告らは、右日本軍構成員らに、銃剣によって暴力的に拉致され、日本軍の駐屯地等に監禁され、不特定多数の者から強姦を反復された。ほとんどの原告は暴力をふるわれ、生涯消えない傷跡を身体に受けている。また、監禁期間も、一か月から数か月、時には一、二年以上の長期間に及んだ。連行に対する抵抗の際、近親者が目前で虐殺されたケースも多い。身体に受けた暴行や強姦によって、子宮摘出手術、不妊症等、治療を必要とするに至った者もいる。被害にあった当時、原告らの年齢は、原告四六人中、一〇代三三人（うち一五歳以下一五人）、二〇代一二人、三〇代一人であり、二〇歳未満が圧倒的に多い。原告らのうち、ゲリラに身を投じていたものはきわめて僅かで、大部分の原告は、日常的な生活の中で突然日本軍に捕えられ、被害を受けている。

三　原告らは、日本軍による長期にわたる監禁、性的虐待によって深刻な精神的打撃を受けた。原告らの多くは、解放後しばらく、激しい鬱状態に陥ったり、汚されてしまった自分には未来はないと絶望的になったりした。

そして、原告ら被害者の苦しみは、時の流れによっても癒されることがなく、今もなおその後遺症、すなわち心的外傷後ストレス障害に苦しんでいる。まず、結婚に対する拒否反応が生じたり、結婚した場合でも夫との夫婦生活がうまくいかず、家庭内不和等の問題が生じている原告が多い。このように夫婦関係がうまくいかないことで、原告らはさらに孤立感を深めることになるが、それは心的外傷による影響をますます長期化させることになる。また、戦後五〇年以上を経た現在でも、当時の記憶が生々しく蘇る、いわゆるフラッシュバックの症状に悩まされている原告もいる。さらに、被害体験を語ることが非常に困難

であり、未だに家族にも話せず、または話しても理解されないという原告も少なくない。本件のような性暴力による被害の場合、被害者であるということが社会的スティグマとなってしまうのが現実であり、被害者はそれを恐れて被害の事実を秘匿しようとする。その点が戦争捕虜の場合と大きく異なる点であり、性被害による心的外傷の治癒を困難にする大きな原因となっている。原告らは、戦後五〇年間、この苦しみを誰にも語らず、一人苦しみ続けてきたのである。

第二　原告らの主張する各原告らの具体的被害事実

一　原告[redacted]ヘンソン

原告[redacted]ヘンソン（以下「原告ヘンソン」という。）は、一九二七年一二月五日、ルソン島の現在のマニラ首都圏パサイ市（当時はリサール州パサイ）で生まれた。

一九四二年二月、原告ヘンソンがマッキンレー要塞（現在のフォート・ポニファシオ）の近くで薪を集めて歩いていたところ、二人の日本兵が同原告を捕まえ、別の日本人将校とその二人の日本兵が次々に同原告を強姦した。原告ヘンソンは、強姦による出血のため歩くこともできない状態となったが、運良く通りかかった近くの農民に助けられ、その家で二日間休養した後帰宅した。

約二週間の休養の後、体調の回復した原告ヘンソンは、隣人や親類達と薪集めに参加したが、そこにはサーベルを持った将校と思われる日本兵が待ち伏せており、その日本兵は原告ヘンソンを見ると直ぐに同原告を捕まえて強姦した。

それから約一年後の一九四三年四月のある日、原告ヘンソンは、他の二人と共に、水牛の荷車をひいてアンヘレス市ヘンソンストリートにある病院前の日本兵の検問所を通過しようとしたところ、日本兵は、原告ヘンソンだけを呼び

止めて日本軍が駐屯地にしていた病院へ連れて行き、そこに同原告を監禁した。そこには他に六人の女性がいた。

原告ヘンソンらは、その駐屯地で兵士らのセックスの相手をさせられた。午後二時から夜一〇時まで、大勢の日本兵がトラックに乗ってやって来て、原告ヘンソンらを強姦した。原告ヘンソンは一日二〇人から多いときは三〇人の相手をさせられた。当時、原告ヘンソンには初潮がなく、生理で休んでいる他の女性の分も負担させられたためと思われた。原告ヘンソンは、三か月間息つく暇もなく、日本軍の性奴隷として、彼らの性の慰みにされた。

三か月後、原告ヘンソンら女性全員は近くの別の建物へ移動させられ、そこでもまた毎日、日本兵の相手をさせられた。日本人将校の宿泊所や家に連れて行かれたこともあった。そこには将校がおり、約一時間の間、二回にわたって

相手をさせられた。拒めば必ず殺されることが分かっていたので、拒否することはできなかった。

原告ヘンソンらにはいつも見張りが付けられ、駐屯地の中は歩けたが、外には出られなかった。一九四三年一二月、クリスマスの頃、原告ヘンソンはマラリアにかかって高熱が続き、薬を飲んで休養したが、大量の出血をし流産も経験した。一九四四年一月のある日、原告ヘンソンは銃剣等でひどく殴られた。原告ヘンソンが日本兵の村を焼き払う話を聞いて村の住民に伝えたことが気づかれたためであった。原告ヘンソンは床に倒れ、顔はあざだらけになった。そして、手を縛られて他の囚人と一緒にさせられた。拷問による外傷に加え、マラリアの症状も悪化した。

その後、フクバラハップ（抗日ゲリラ）が原告ヘンソンのいた場所を襲って

同原告を救い出した。原告ヘンソンは拷問とマラリアのため非常な高熱に苦しみ、二か月間意識を失ったままだった。その後、一九四五年一月二七日、米軍がアンヘレス市にやってきて、戦争は事実上終結した。

解放後しばらくの間、原告ヘンソンは、日本軍による被害をいつも思い出し、なぜ捕まったか、なぜもっと早く逃げられなかったかなど自分自身を貫める思いに悩まされた。その後も、原告ヘンソンは日本軍に捕らえられていた時のことを思い出すと苦しくなり、時に夢を見ると、数日間はぼんやりとしてしまい、独り言を言い、体調を崩した。

原告ヘンソンは、戦争中のマラリアや拷問の後遺症で、口や顎が変形して会話が困難であり、よだれが始終出て、耳も良く聞こえないなどの障害を有していた。最近は高血圧や心臓の病気にも苦しんでいた。

二　原告[redacted]コルテス

原告[redacted]コルテス（以下「原告コルテス」という。）は、一九二三年八月一五日、ルソン島北部のパンパンガ州サンタ・リタで生まれた。

原告コルテスは、一九四一年四月一日、最初の夫とマニラ市役所に婚姻届を出した。夫は結婚後、徴兵されてフィリピン陸軍の軍人となりバターンに派遣され、日本軍との戦闘で捕虜になったが、一九四三年三、四月頃、脱走して原告コルテスの住む家に戻った。しかし、家に戻った翌日の午前二時頃、日本軍がやってきて夫を逮捕し、原告コルテスと夫を、かつてスペイン軍の司令部があったイントラムロスの建物に連行した。そして、さらにサンチャゴ要塞の中の建物に連れて行き、原告コルテスの目の前で夫を拷問した。日本兵は、夫を裸で逆さづりにし、棒で殴るなどし、その後、夫を椅子に座らせ、手の指と指

の間にスチールをはめ込み、それをぐっと押さえて、指の骨を折ったり、指の爪一枚一枚を剥がしたりした。最後に、かみそりで頭の髪の毛だけではなく皮まで剃り、血がぽとぽとと夫の顔に流れ落ちた。日本兵はこれらすべてを原告コルテスの目の前で行った。これは夫に対してのみならず、原告コルテスにとっても拷問であり、同原告は失神してしまった。その後、夫は別の独房に入れられ、他の捕虜と一緒に殺されたと聞かされた。

原告コルテスに対する性的虐待は、それから一週間後に始まった。原告コルテスは、日本兵によって二階の部屋へ連れて行かれ、そこで部隊長であるという日本人将校に強姦された。強姦が終わった後、原告コルテスは、一旦独房に返されたが、二、三時間後、今度は別の兵士に小さな部屋に連れて行かれ、そこで強姦された。

その日以後、兵士らは原告コルテスの独房にきて、その小さな部屋に連れ出すようになり、順番に同原告を強姦した。二人の兵士が原告コルテスの腕をおさえ、他の兵士が強姦し、また他の兵士が見て待っていた。サンチャゴ要塞での約六か月の監禁中五か月にわたり、兵士達は威嚇と暴力を用いて原告コルテスを彼らの「慰め」と性的要求を満たす道具にした。週に三回、一度に三人か多い時は七人位の兵士が原告コルテスを強姦した。

サンチャゴ要塞から釈放後、原告コルテスは、義母の家に身を寄せたが、当時妊娠三か月の状態だった。日本兵の強姦による妊娠であり、父親はだれか分からなかった。この子は結局流産したが、原告コルテスは恥ずかしさの余り義母の家を出て、プルーメントリットに移り、そこの食堂で働いた。ある時食堂に日本兵が数人やってきたが、その中にサンチャゴ要塞の時の兵士が一人混じ

っていた。その日本兵は原告コルテスを覚えており、逃げる同原告を追いかけ、墓地の中で強姦した。

夫への拷問や兵士達への性的屈従、これらの監禁中の体験は今でも原告コルテスを時折苦しめる。特にテレビや映画で暴行シーンを見た時、それが如実に蘇ってくる。

三　原告[redacted]サリノグ

原告[redacted]サリノグ（以下「原告サリノグ」という。）は、一九二八年一二月八日、アンティケ州パンダン町の中心地ポブラシオンで生まれた。

一九四一年一二月頃、二人の日本兵が原告サリノグらの家に押し入ってきた。日本兵は原告サリノグを連行しようとし、父は必死にそれに抵抗した。すると、外にいた二人の日本兵も入って来て、そのうちの一人が軍刀を抜いて父に斬り

つけた。原告サリノグは倒れた父を駆け寄って抱き起こそうとしたが、日本兵に蹴られた。その時、原告サリノグは父の首が身体を離れ、部屋の隅の柱の根元あたりに飛んでいるのに気が付いた。

原告サリノグは、現在のフィリピン警察軍の本部がある建物から数十メートル前後の距離にあった建物に連行され、この建物の一室に閉じ込められた。

連行された翌日の未明、原告サリノグをこの部屋に連れて来た日本兵二人が再びやってきた。一人はヒロオカ大尉だった。大尉は、原告サリノグのそばに座って、同原告の体を求めてきたが、同原告は断固拒否した。すると、大尉は原告サリノグの胸等を触ってきたので、同原告は手を押し退けようと抵抗した。しかし、大尉の方が力が強く、結局原告サリノグは阻止できず、強姦されてしまった。

その後、原告サリノグが床の上に倒れていると、もう一人の日本兵がのしかかって強姦しようとしてきた。原告サリノグは再度抵抗したが、頭を固い物で殴られ気を失ってしまった。原告サリノグが意識を取り戻した時には、衣服がはぎ取られ、頭等から出血しており、日本兵が同原告の頭や身体の出血を湯で拭いていた。この時の頭の傷は今でも残っている。

その直後の三日間を除き、以後、原告サリノグはここで事実上囚人として、日本兵に代わる代わる強姦されることになった。時には午後から深夜に至るまで強姦されたこともあった。閉じ込められて数か月後、原告サリノグは部屋を出て時々家の中を歩くことを許されたが、建物の外に出ることは許されなかった。

ある日、原告サリノグは、兵士がテーブルの上に忘れた鍵を使ってドアを開

け、建物から逃げ出した。しかし、三日目には原告サリノグはまだ別の日本兵に捕まってしまった。原告サリノグは日本兵のオクムラ大佐の家に連れて行かれ、奴隷のように扱われた。掃除、洗濯、アイロン掛け、食事の準備等をさせられた。さらにオクムラ大佐やよく三人でやってくるその友人達に強姦された。

一九四五年のある日、米軍の来襲により日本軍は撤退し、オクムラ大佐もいなくなり、原告サリノグは奴隷生活から解放された。

原告サリノグは結婚を考えたことは一度もない。あの「大きな家」に監禁された時に起きたことを思い出すと、いつも本当に情け無くなり、傷つき、自分が哀れになる。原告サリノグは自殺を試みたことすらある。あのおぞましい体験のため、再び傷つけられるのではないかと怖くて、原告サリノグは結婚することができなかった。またいつも、目の前で殺され、遺体の行方さえわからな

い、たった一人の肉親である父親のことを考えている。

四　原告[redacted]サラス

原告[redacted]サラス（以下「原告サラス」という。）は、一九二六年三月二〇日にパナイ島のカピス州ロハス市タンバック、サモラ通りで生まれた。

一九四二年の後半頃のある日、三人の日本兵と一人の民間人のフィリピン人が原告サラス達の家にやってきた。原告サラスはこの三人の日本兵に、腕や腰を掴まれ、約一キロメートル離れたエマニュエル病院に歩いて連行された。その道中、日本兵は原告サラスの下腹部をさわったりキスをしたり、同原告の体のあちこちを触った。その間たくさんのフィリピン人と行き会い、原告サラスは大声で泣き叫んだが、みんな日本兵を恐れて、何もしてくれなかった。当時

エマニュエル病院は日本軍の駐屯地にされていた。

原告サラスは、病院の敷地内にある建物の一階の一室に連れ込まれた。原告サラスを連行した三人の日本兵は同原告の服を引き裂いてベッドに寝かせ、一人が同原告の両手を押さえ、一人が両足を押さえ、代わる代わる強姦した。原告サラスはずっと泣いていた。当時原告サラスは初潮も迎えていなかった。

原告サラスはその時からずっとこの部屋に閉じ込められた。ドアは施錠されていた。三人の日本兵は毎日やってきて原告サラスを繰り返し強姦した。来る時間帯はまちまちで、朝もあれば夜もあった。原告サラスを強姦したのはこの三人だけで、他の日本兵が来ることはなかった。

その後しばらくして、この日本軍の駐屯地が空爆を受けた。これが米軍の飛行機かどうかは原告サラスには分からなかった。原告サラスは、閉じ込められ

た部屋にいるときに爆撃を受け、衝撃でうつ伏せに倒れ、背中を負傷し気を失った。原告サラスは病院の建物のロハス通りをはさんだ向いの家に移されて治療を受けた。原告サラスはそこで三か月程治療を受けたが、その間も同原告はその向いの建物で三人の日本兵から強姦され続けた。

日本軍から逃れた後、原告サラスの病状が悪くなり、同原告をみてくれた医者は、もう少しで死ぬところだった、卵巣がひどくはれていると言い、同原告に手術をした。原告サラスの卵巣はこの時両方とも摘出されてしまった。

戦後、原告サラスは一旦小学校に復学したが、日本兵の慰みものになったなどとはやしたてられたりしたこともあり、すぐにやめてしまった。ロハスでは原告サラスの戦争中の体験を知っている人が多く、噂をされたりして同原告は辛い思いをした。

原告サラスは、一九七三年に結婚したが、一九九二年になって、はじめて戦争中のつらい体験を夫に打ち明け、手術をして子供ができなくなったことも話した。それを聞いた夫はかなり衝撃を受け、何故結婚前に言ってくれなかったのかと原告サラスを責めた。しばしば夫婦の間で口論があり、原告サラスは家出してロハスにいる妹の家に身を寄せたこともある。

五　原告[redacted]ノプエト

原告[redacted]ノプエト（以下「原告ノプエト」という。）は、一九二六年一〇月二七日にパナイ島イロイロ州ミラグロ町で生まれた。原告ノプエトは、一九四二年三月頃夫[redacted]ノプエトと結婚した。

一九四四年の乾期（一一月から五月）の頃日本軍は僻地の小さな村へ侵入してきた。原告ノプエトは、当時妊娠しており、日本兵が夜くるかもしれないと

いうことで、近くの洞窟に隠れていたが、翌朝お腹がすいたので家に戻ろうとした時、途中の道で日本兵につかまった。原告ノプエトは抵抗したが、ミラグロの町の中にある日本軍の駐屯地の中のカマリグと呼ばれるニッパヤシと竹で作られた小さな小屋に連れ込まれた。連れ込まれた日の夜、原告ノプエトはその小屋の中で同原告を連行した二人を含めた三人の日本兵から次々に強姦された。この三人の日本兵が原告ノプエトを小屋に監禁して三か月にわたって強姦し続けた。この間原告ノプエトは水道やトイレを使用する時しか小屋の外に出ることができなかった。

アメリカ軍が上陸するという情報が駐屯地の村の市民から伝わった日に、日本兵は駐屯地を放棄したが、その直前に、駐屯地にいたフィリピン人男七名女八名の合計一五人を全部集めて、服を脱がせてその服で手を縛り、うつ伏せに

させて、首を切って殺した。原告ノプエトは首の後ろを切られ負傷したが、幸いにも生き残った。助かったのは原告ノプエトだけだった。このように日本軍が駐屯地を放棄したのは、原告ノプエトが監禁されてから三か月位のちで、時期は一九四四年の雨期（六月から一二月）のことだった。このとき斬られた首の傷は今でも残っており、ときどき疼くことがある。

六　原告[redacted]アウスタリ

原告[redacted]アウスタリ（以下「原告アウスタリ」という。）は、一九二三年一二月二日、ルソン島ラグーナ州サンタクルス町で生まれた。

原告アウスタリが日本兵に捕まったのは、一九歳になってまもない一九四二年一二月頃であり、家族の衣類を抱えて、一人で家から少し離れた川岸に降り、洗濯をしていたときだった。原告アウスタリは、手を掴んで引っ張られ、町の

教会の近くにある一軒の家に連れて行かれた。

原告アウスタリは捕まって三日目に日本兵に強姦された。強姦されたことがショックで、何人の日本兵に強姦されたのか、どれくらいの時間耐えていたのか分からなかった。

その日以降も、日本兵からの強姦は続き、その人数も、部屋の前に日本兵が列を作って待っているくらいになって、何人から強姦されているのか分からない状態になった。日本兵は、原告アウスタリが嫌がる態度を見せると殴ったりし、あるときなどは、同原告に犬のようにうつ伏せになるスタイルを強要し、同原告がこれを嫌がると、脇腹を何度も殴ったりした。

原告アウスタリは、トイレに行くとき以外に部屋を出ることを許されなかったし、食事も部屋でとらされ、部屋の外の様子が全くわからなかった。このよ

うな状態で、少なくとも一年以上、原告アウスタリは、監禁され強姦され続けた。

あるとき、原告アウスタリは、日本兵やマカピリらが何か叫び合ってばたばたといなくなったことに気づき、その後、誰の制止を受けるでもなくドアを出てそのまま建物から出て家に帰ることができた。その頃、原告アウスタリは下腹部からのひどい出血が続いていた。原告アウスタリは家に帰った後も出血が止まらず、診療所に行って注射をしてもらった。しかし、お腹が大きく張って来て体調はどんどん悪化し、診察してもらうとお腹に血が貯まっていると言われて、原告アウスタリは子宮の摘出手術を受けた。原告アウスタリは、このように体調がどんどん悪化し、手術を受けた頃から半年間位、人を認識することができなかった。そのような時期に、原告アウスタリの母と父が相次いで亡く

なった。その後、原告アウスタリは体調も回復し、戦争中の記憶を断片的ながら取り戻すことができた。

七　原告[redacted]ポラス

原告[redacted]ポラス（以下「原告ポラス」という。）は、一九二九年一月三一日、ミンダナオ島ダバオ市サンタアナ・ストリートで生まれた。

一九四四年一一月のある日の昼頃、原告ポラスは姉と家にいて、同原告が二階で料理をして姉が下で洗濯をしている時、日本兵が同原告達の家にやってきた。原告ポラスは、捕まると殺されると思い、逃げようとして二階から飛び下りたが、下にある木の株に左足のふくらはぎを突き刺して倒れてしまい、やすやすと日本兵に捕まってしまった。日本兵はコラコラと言いながら原告ポラスを殴り、銃を同原告のこめかみに当て、さらに同原告の髪の毛を掴んだ。そし

て原告ポラスを引きずってトラックに乗せたが、同原告は引きずられる際に右足の親指の爪を剥がしてしまった。

原告ポラスは、イシンという村の入り口の橋の下に作られた防空壕のトンネルの中に入れられた。そして、原告ポラスはその場所で強姦された。抵抗しようとすると蹴られ、叫ぶと平手打ちを受けた。そのようにして原告ポラスは次々に四人以上の日本兵から強姦された。その時原告ポラスはなぜそんなに痛いのか理解できなかった。連行されたときのふくらはぎと爪の剥がれた痛さも加わり、体全体が痛んだ。

その日以後原告ポラスは、他の二人の女性と一緒に、毎日のようにそのトンネルの中で日本兵に強姦されることになった。トンネルにはいつも見張りの日本兵が二人か三人残っており、原告ポラス達三人の女性が話をしたりしないよ

うに、また逃げないように、いつも注意を払っていた。原告ポラス達はトンネルの中で洗濯や掃除をさせられたが、食事は外のフィリピン人が作って運んできてくれた。しかし、そのフィリピン人とも話をすることはできなかった。

日本兵は毎晩のように原告ポラス達を強姦し、時には昼食後にも強姦した。日本兵達は原告ポラスを強姦するとき、いつも懐中電灯を顔に当てた。最初の強姦の時もそうだった。暗い中で顔に光を当てられるので、相手の顔を見ることはできなかった。原告ポラスは一度だけ偶然に日本兵と顔を見合わせたことがあるが、その瞬間にその日本兵に指で目つぶしをされた。幸いなことに失明には至らなかったが、それ以降は日本兵と顔を合わさないように努めた。また、日本兵の動きに関心を持たないように、いつもうつむき加減にしていた。

原告ポラス達を強姦した日本兵の中に「モリ」という名前の軍人がいた。「モ

リ」は、その部隊の中で最も地位が高い隊長らしく、トンネルの中で日本兵を整列させ、外へパトロールに出ていったりしていた。「モリ」がトンネルにやってきて強姦する相手はいつも原告ポラスだった。「モリ」は毎晩帰ってくると原告ポラスのところにやってきて、「モリ」のベッドに連れて行き、同原告の肩や当時腰まであった髪の毛を長い間さすったのち強姦した。しかし強姦が終わると原告ポラスは自分の持ち場にもどされ、同原告は壁にもたれて座って寝た。日本兵は皆ベッドの上に寝たが、原告ポラス達は横たわるスペースも与えられなかった。

トンネルの中での生活は八か月にも及んだ。その間一度も外へ出させてもらえず、陽にあたることもなかったので、原告ポラス達はすっかり青白くなり、痩せこけてしまった。掴まった時の原告ポラスの左足のケガは薬をつけること

もできず、痛みが長く続いた。原告ポラスは、当時初潮を迎えたばかりで、日本兵に強姦されるたびに体中に苦痛が走り、もし毒薬があれば自殺したくらいだった。暗いトンネルの中での生活はいつも恐怖心でいっぱいで、胃が痛んだ。また最初の三日間程は体の震えが止まらなかった。原告ポラスには現在もその時の後遺症があり、不眠症が続き、神経症になり、神経質になると血を吐くことさえある。家族の支えがあるので最近症状が軽くなったが、心配事があったりするとぶり返すこともある。

八　原告[redacted]ヴィリェガス

原告[redacted]ヴィリェガス（以下「原告ヴィリェガス」という。）は、一九二五年八月二九日、パンパンガ州のアラヤット山の裾野にあるイログ・カワヤン村で生まれた。

一九四二年三月下旬のある日の早朝、日本兵らは原告ヴィリェガス達の家にいきなり入ってきて、二人の日本兵が同原告と姉のヴィルヒーニヤを連れて行こうとした。日本兵は、抗議した父を銃で撃ち、銃剣で胸を刺して殺した。

原告ヴィリェガスと姉は、家から連れ出されると、同じように他の家々から連れ出された未婚の若い女性八人と一緒に、二〇名位の日本兵に連れられて近くの林の中へと歩かされた。原告ヴィリェガス達一〇名を連行した日本兵らは、林の中に到着すると、一旦立ち止まり、何人かの見張りの兵士を残して、ゲリラを探しに行った。夜になると、原告ヴィリェガス達を連行した兵士の数を超える多くの日本兵が林の中に戻ってきた。そして、原告ヴィリェガス達一〇名を林の中でそれぞれ強姦し始めた。原告ヴィリェガスも一人の日本兵に強姦され、同原告は他の女の子達の叫び声を聞きながら意識を失ってしまった。

翌朝、原告ヴィリェガス達は、トラックでマガランの日本軍の駐屯地に連れて行かれた。マガランに着いてみると、日本軍は町役場を占拠しており、その後ろにテントを四〇張位張ってこれを兵舎にし、テント群全体を有刺鉄線で囲んで駐屯地にしていた。駐屯地の出入り口は一か所で、常に日本兵かフィリピン人警察官の見張りが立っていた。原告ヴィリェガス達女性は一人か二人ずつテントに入れられ、同原告と姉とは同じテントだった。

原告ヴィリェガスと姉は、昼間は、洗濯等の用事を言いつけられたこともあったがあまりすることはなく、夜になると強姦された。原告ヴィリェガス達は、その後一か月余りというもの、毎晩毎晩九時頃から、多数の日本兵にテントの中の地面の上で強姦された。兵士らは、テントの中で寝起きしていた人だけでなく、他のテントからも来ていたようだった。毎日、毎日、強姦が続き、その

後は疲れて眠り込んでしまっていたので、何人から強姦されたかも分からないくらいだった。原告ヴィリェガスがセックスを拒んで嫌だと言ったりすると、日本兵から殴る打つの暴行を受けたので、言われるがままに強姦されるしかなかった。原告ヴィリェガス達は、洗濯をしたりトイレに行くために短時間テントから出るとき以外は、テントから出ることも許されていなかった。原告ヴィリェガスは逃げ出したかったが、駐屯地は有刺鉄線に囲まれ、常に見張りがいたので、逃げることは不可能だった。食事は、同じテントにいた兵士達が食事をした後の残りで、量はとても少なく、ときには炊いた飯を手のひらに丸く一掴み乗せられ、それだけということもあった。朝食はコーヒーのみで時々サツマイモをもらえるという程度だった。

四月の末に、原告ヴィリェガスと姉は二人ともマラリヤにかかった。寒気が

し、高熱が出ているのに、原告ヴィリェガス達は一週間以上もの間、薬ももらえずに放っておかれた。やせ細った原告ヴィリェガスらを見た年配のフィリピン人の警察官が駐屯所の上官にいったん家族のもとに返して体を治させてはどうかと交渉してくれ、同原告達は、必ず帰ってくるという約束の下、五月になって、ようやく門から外に出ることができた。

原告ヴィリェガスは、日本兵に監禁され強姦され続けていたことを思い出す度に、非常に怖くなり、怒りでいっぱいになり、強姦した兵士達を殺してやりたいという気持ちになる。

九　原告[redacted]ナシーノ

原告[redacted]ナシーノ（以下「原告ナシーノ」という。）は、一九二八年三月二七日にパナイ島イロイロ州バタド郡で生まれた。

一九四三年の米の収穫期（三月から四月か七月から八月）のあと、原告ナシーノはエスタンシア町の祖母の家に向かって海岸沿いの森を歩いている時に数十人の日本兵に出会った。そのうち五人程の日本兵が原告ナシーノに近づいてきて、同原告を捕まえた。原告ナシーノは他の八人の女性と一緒に後ろ手に縛られ、日本兵に囲まれて、歩いて駐屯所に連れて行かれた。原告ナシーノはこの駐屯所の中の小さな暗い部屋に閉じ込められた。鍵はかかっていなかったが、監視がついていた。

原告ナシーノは、ここで三人の日本兵から強姦された。強姦後、原告ナシーノが気がついたら、左の太股に傷がありひどく出血していた。

一九四三年か一九四四年頃、原告ナシーノは、部屋の外を通った知り合いの行商人を呼び寄せ、町長に知らせて助けるように頼んだ。町長は原告ナシーノ

の母の知り合いで、この人が日本軍とかけあってくれ、翌日、同原告は駐屯地から出ることができた。

原告ナシーノは、日本兵に監禁され、強姦されたことを決して忘れることができない。

一〇　原告[redacted]ハモット

原告[redacted]ハモット（以下「原告ハモット」という。）は、一九二四年一一月一二日、サマール島のカルバヨグ市で生まれた。

一九四四年頃、突然一五人位の日本兵がトラックに乗って原告ハモットが当時住んでいたカロオカン市内のアパートにやってきた。日本兵は、そのアパートに住むすべての男達を捕まえて軍用トラックに乗せた。女性も全員集められた。日本兵達は大半引き上げたが、上官らしい白い襟の服にサーベルを下げた

軍人が残っていた。彼は、原告ハモットの所に近づいてきて、原告ハモットの服を切り裂き、田んぼの中の近くの草の生えている丘のような所に連れて行った。その日本軍人は、原告ハモットを草むらの中に押し倒し、同原告の両方の膝を足で踏みつけ、片手でサベールを抜いて同原告を脅した。原告ハモットは、抵抗すればサーベルで危害を加えられると思ったので、何もできず強姦された。原告ハモットは当時内縁の夫と同居しており、そのとき妊娠二か月だった。

強姦後、その軍人は原告ハモットを他の女性達のいるところに連れて行った。原告ハモット達女性六人は、そこからそれほど遠くないビノンドのオラカという鉄筋三階建の大きなビルに連れて行かれ、他の一〇人程のフィリピン女性とともに一部屋に集められた。そして、日本兵が三名、部屋の中に入ってきて、原告ハモットを選び、大部屋の隣にある他の小部屋に連れて行った。原告ハモ

ットは、三名の日本兵から強姦された後、大部屋に戻された。同夜の未明の頃、再び二名の日本兵がやってきて、原告ハモットを小部屋に連れて行き、そこで同原告を順番に強姦した。大部屋の前には二名の兵士が見張りをしており、小部屋の前や建物の門の所にも見張りがおり、逃げ出すなどということはとても考えられなかった。

原告ハモット達一六人の女性は、軍服等の洗濯や掃除、食事の世話をさせられた。原告ハモット達は、日本兵用に作った食事の残りを食べていた。日本兵は、時には昼間から、たいていは夕食後、一階の大部屋に入ってきて、原告ハモット達の腕を掴み、隣にある小部屋に連れ込んで強姦した。原告ハモットは、最初の頃で一日に五人位、その後は三、四人の日本兵から強姦された。時々原告ハモットは抵抗して、額を殴られたり、声を出そうとしたときに口元を殴ら

れたり、さらに蹴りつけられたりした。このように、監禁され絶え間なく強姦されるという生活は三週間続いた。

ある日、アメリカ軍の爆撃があり、原告ハモットは他の女性とともに軍用トラックに乗せられ、近くのサンチャゴ要塞に連れて行かれた。そこで警備をしていた兵隊が原告ハモットを引き下ろした。他の女性達は、トラックに乗せられたままだった。そして、彼らは、原告ハモットを要塞の中の木のそばに連れて行った。三人の警備の日本兵がその場で原告ハモットを次々と強姦した。破壊された壁の残骸が散乱した場で強姦されたため、身体が大変傷ついた。日本兵の強姦の仕方も大変荒く、そのために出血した。その後、原告ハモットはトラックに再び乗せられた。

それから原告ハモット達は、サン・アグスティン教会という大きな古い教会

に連れて行かれた。教会の中には、たくさんのフィリピン人の男性と幾人かの子供が入れられていた。そこへ日本兵がマシンガンを発射した。それで原告ハモットは気を失ってしまった。再び気を取り戻したときには、周りからうめき声等が聞こえた。原告ハモットは一人で教会の外に逃げ出し、大きな壁の角になっているところに隠れていた。そこで、原告ハモットは流産し、その後しばらく意識が遠くなり、気がつくと英語を話している声が聞こえた。原告ハモットは、手を振ってこのアメリカ兵に助けを求めた。

一一　原告[redacted]サンティリアン

原告[redacted]サンティリアン（以下「原告サンティリアン」という。）は、一九二〇年三月三〇日、ルソン島北部にあるパンガシナン州リンガエン市で生まれた。原告サンティリアンは、リンガエン市で小学校を卒業

した後、マニラ市内のデ・オカンポ病院で看護婦の勉強をしながら、母が経営する食堂を手伝っていた。

一九四二年一二月一五日、原告サンティリアンは、日本の将校達に、日本軍が駐屯していたトゥトゥバン駅の南側にあった将校達の本部まで連行された。原告サンティリアンは、建物の二階にあったエアポートスタジオの部屋に連れて行かれ、その日の晩にさらに別の部屋に連れて行かれ、日本軍の将校サクマにベッドに押し倒され、レイプされた。原告サンティリアンは、部屋を連れ出される際、抵抗したため、サクマによって、胸を軍靴で蹴りつけられ、服を引き裂かれ、銃剣で三回左足の腿を突き刺された。また、原告サンティリアンは、レイプされている最中にも何度か平手打ちをされた。レイプされた後、服を引き裂かれてしまったため、原告サンティリアンはタオルだけを身につけただけ

でエアポートの部屋に連れ戻された。銃剣で突き刺されたけがは、血を拭いただけで特に治療を施されず、化膿してしまった。胸のけがも痛んだが、これについても当時治療を受けることはなかった。

その後は一週間に二晩程来ない晩があったが、それ以外は毎晩将校にレイプされた。特に水曜日には多くの将校達が来ていたようだった。多いときは一晩で七人から一〇人程の軍人にレイプされた。

その後原告サンティリアンは、日中は将校達の三度の食事を作り、夜はレイプされるという生活を、一九四四年にエアポートスタジオを逃げ出すまで強いられた。エアポートスタジオのドアにはすべて鍵がかかっており、フィリピン人の見張りが一人いた。出入り口のドアには小さな穴があり、そこから廊下を見るとその見張りが立っているのがわかった。

原告サンティリアンは、一九四四年、従兄弟の助けにより、エアポートスタジオを逃げだし、その後病院へ行った。病院では、銃剣で刺された左足を見てくれ、傷がまだ化膿しているから、これが治らないと足を切らないといけないと言われた。原告サンティリアンにはそれまで、膿を出す程度のことしかできなかったため、一年以上経っていても治っていなかったのだった。また、右脇の肋骨と蹴られた胸骨のあたりが骨折しており、さらに喘息の症状もあるということだった。その病院には一か月程入院した。

原告サンティリアンは、日本兵から受けた仕打ちを決して忘れることはできない。サクマは原告サンティリアンの人生を台無しにしたのである。原告サンティリアンは今もサクマに蹴られた胸が痛むとともに、心が痛む。

一二　原告[redacted]マリラグ

原告[redacted]マリラグ（以下「原告マリラグ」という。）は、一九二五年二月一三日アリバイ州プランギで生まれた。

一九四三年四月一六日頃、原告マリラグは、当時リサール州ナルシアのサンパロック地区に住んでいたが、ミサに参加するため、近くのセント・トマス大学に向かっていた際、突然銃を発砲された。そして、日本兵がきて、両手で原告マリラグの耳をはさむように、思い切り平手でたたいた。そのあと日本兵は、原告マリラグを前に突き倒したので、同原告は道にあった石に額とあごを打って気を失ってしまった。気が付いたとき原告マリラグは、その日本兵によって日本軍の車（白い車）に乗せられるところだった。そのとき、原告マリラグの耳や額から血が出ていた。車で一五分程乗せられたあと、プラザ・サンタクルス橋の近くで下ろされた。その橋を渡ったところには、日本軍が食堂に使って

いた建物があった。原告マリラグは車から降ろされたあと、その橋の柱にしばりつけられ、そのまま夜二時頃まで放っておかれた。

そのあと、日本兵が二人来て、原告マリラグを車に乗せツツバン駅から東へ少し行ったところにある、グレゴリオ・デル・ピラール小学校につれて行った。そこは日本部隊が接収して駐屯所として使用しており、一〇〇〇人位の日本兵がいた。小学校に着くと、教室の中に入れられ、そこで日本軍の将校にレイプされた。そして、そのあとも一週間に三、四回、その将校が部屋に入ってきてレイプした。多い時は一日三回もレイプされた。外には見張りの兵士がいたので逃げることはできなかった。いつ殺されるかも知れないと思い、毎日のように神に祈った。

原告マリラグは、つかまってから一か月程して釈放された。原告マリラグは、

監禁されている間服を着せてもらえないことが多かったため、体が弱くなり、咳き込むことが多くなった。原告マリラグは、この体験を決して忘れることはできない。

一三　原告[redacted]アルコベル

原告[redacted]アルコベル（以下「原告アルコベル」という。）は、一九二六年七月二六日に生まれ、その後レイテ島タクロバン市サンホセ地区コゴン村で暮らしていた。

原告アルコベルは、一六歳だった年のある日、弟とともに、銃や刀を持った日本兵に手を掴まれ、引きずられるように連行された。原告アルコベル達は一キロ位歩かされて、サンホセの海沿いにあった飛行場のそばの日本軍の駐屯所に連れて行かれた。駐屯所につくと、原告アルコベルは、弟と引き離され、駐

屯所のなかの女性ばかり三〇名位が集められていた宿舎に入れられた。

この宿舎では、銃を持った兵隊が常にいて交代で原告アルコベル達を監視していた。原告アルコベルはそこへ連行されてから、毎朝、日が昇ると点呼を受け、他の女性達とともに塹壕を掘り、砂を袋に詰めて塹壕沿いに積み上げる仕事をさせられた。このような力仕事は朝から夕方まで続き、原告アルコベルにとっては大変な重労働の日々が続いた。しかし出される食事は、米と塩に豆等が付くだけの非常に粗末なものであったうえに、量も少なく、原告アルコベルはいつも空腹と乾きに苦しんでいた。原告アルコベルと一緒に連行させられた弟は、重労働のすえに、少ない食事と強い日差しの中で脱水症状を起こして亡くなった。

連行されて三日後、原告アルコベルは、日本兵に強姦された。その夜、日本

兵が宿舎にやってきて、原告アルコベルを含め三〇人ほぼ全員の女性を選び出し、同原告達は近くの浜辺まで連れて行かれた。そこには、数十人の日本兵が待ち構えていて、ココナツヤシやバナナの木の下で、すぐに原告アルコベル達を強姦し始めた。最初に強姦されようとしたとき、拒絶したために原告アルコベルは平手打ちされ、その場に倒れ込んでしまった。そのとき、左脇を下にして強く体を打ったので、左鎖骨が折れてしまった。それでも日本兵はそのように倒れた原告アルコベルの股の付け根を銃剣で刺し、血を流しているのもかまわず強姦してきた。その夜、原告アルコベルは何人もの日本兵に次々と強姦され、宿舎に戻されたのは朝六時頃だった。鎖骨の骨折及び足の負傷に対しては何の治療もしてもらえず、翌日もそれまでと同じように日中の労働に出るようにと命令されて、原告アルコベルは働かざるを得なかった。そのため、原告ア

ルコベルの左肩は今でも変形したままである。

その後も、原告アルコベルは、毎日、一晩に二、三人から八、九人位の日本兵に強姦されるようになった。日本兵達は、毎晩原告アルコベル達を連れ出し、海辺で、行列を作って原告アルコベル達を強姦し続けた。生理中であっても原告アルコベルは日本兵の相手をさせられた。

原告アルコベルは、このような目にあわされるまで、性的経験も知識も何もなかったので、性行為の相手をさせられることに対して頭が混乱するほどの恐怖を感じていた。その当時、原告アルコベルは日本人が本当に怖くなり、日本兵の帽子も、服も、ズボンも、もうそれを見るだけで頭が混乱し、恐怖でいっぱいになった。原告アルコベルは逃げ出したいと思っていたが、見張りがいつも目を光らせていてできなかった。死んだ方がましだとも思ったが、見張りが

いるためにそれもできなかった。

このような生活が、一九四二年から二年間以上も続いた。一九四四年の秋頃になってアメリカ軍の空襲や砲撃が始まった頃、原告アルコベル達は、やっと逃げ出すことができた。原告アルコベルは、逃げ出した後、再び家族と一緒に暮らせるようになったが、コゴンの村には一度も帰れなかった。村の人達は原告アルコベルが日本兵から強姦されていたことを知っているに違いないと思い、帰ることができなかったのである。

その後、原告アルコベルはフィリピン人男性と同棲するようになり、結婚話も出て、妊娠した。しかし、彼に原告アルコベルの強姦の体験を話した人がおり、その人が「お前は日本人の残りものを妻にしている。」と言ったのがきっかけで、彼は原告アルコベルとは話をすることもなく家を出て、それきり帰っ

てこなかった。

一四　原告[redacted]ヴィラヌエヴァ

原告[redacted]ヴィラヌエヴァ（以下「原告ヴィラヌエヴァ」という。）は、一九二一年九月二三日、ネグロス島のパゴ市で生まれた。

原告ヴィラヌエヴァは、日本軍がやってきた当時二一歳で、ヒニガラン・シッチョ・パグリオンにある市場でエビを売って生計を立てていた。日本の兵隊は、しばしば原告ヴィラヌエヴァのところにエビを買いにきていた。その中の一人にヤマトという人がいた。ヤマトが原告ヴィラヌエヴァのところにエビを買いに来るようになってから約二週間後、ヤマトは、同原告を市場から駐屯地近くにあった同原告の祖母の家に無理矢理連れて行き、そこで同原告を強姦した。ヤマトは原告ヴィラヌエヴァに、「言うことを聞かないとシッチョにある

家を放火するぞ」と脅し、それ以降約三か月間、しばしば祖母の家に連れて行って強姦し続けた。

その後約一〇か月間、ヤマトは、駐屯地内にあった軍人の住んでいた地域の小さな一軒の家に原告ヴィラヌエヴァを住まわせ、強姦を続けてきた。

原告ヴィラヌエヴァは、強姦に対し何度も抵抗を試みたが、ヤマトは力づくで強姦をし続けた。原告ヴィラヌエヴァは、何度も逃げだそうと考えた。しかし、ヤマトからたびたび「逃げたら殺すぞ」と脅されていたし、駐屯地の周辺は柵が張り巡らしてあり、その出入口は銃を持った兵隊の守衛がいたので、とうてい逃げ出せる状況ではなかった。ヤマトからの性行為を強いられた結果、原告ヴィラヌエヴァは妊娠し、一九四五年三月一三日にヒニガランのジャングルの中の川のそばで、子どもを生んだ。その子は現在、ミンダナオで生活して

いる。

原告ヴィラヌエヴァは、日本の兵隊に強姦され続けた忌まわしい過去をずっと胸の中におさめ、誰にも話さなかった。また、子どもをかかえながらエビ売りをしていたこと等、生活のうえでも大変な苦労を強いられた。原告ヴィラヌエヴァは今日まで、ヤマトの行為をずっと憎しみ、怒りの気持ちを持ち続けてきた。

一五　原告[redacted]ロペス

原告[redacted]ロペス（以下「原告ロペス」という。）は、一九二二年四月二〇日、パンパンガ州サンフェルナンド地区のサンペドロ・クトゥッド村で生まれた。

一九四二年三月のある夕方四時頃、サン・フェルナンド地区のデル・ロサリ

オ村に日本兵一〇人位が軍用トラックでやってきた。日本兵は、あちこちの家を襲い、当時、同村に住んでいた原告ロペス達の家にやってきた。「カプヤシ」とか「コバヤシ」と呼ばれていた一人の日本の将校が原告ロペスを殴ったり、着ていたワンピースを引きちぎったりして、無理矢理引張って軍用トラックに乗せて連行した。原告ロペスは一人だけトラックに乗せられ、そこから一、二キロメートル位のところにあるシンダランの小学校に連れて行かれた。そこには、日本軍の部隊の本部があり、たくさんの日本兵がいた。原告ロペスは、辺りが暗くなりかけていた頃、一階建の校舎の中の教室に押し込められ、鍵を掛けられて閉じ込められた。

その日の夜、コバヤシが部屋に入ってきた。原告ロペスは抵抗したが、コバヤシに殴られたり足で腹を蹴られたりして、無理矢理三回強姦された。当時原

告ロペスは処女だったので出血した。その日から教室の外には見張りが立ち、コバヤシは一日おきに多いときは昼二回、夜三回以上原告ロペスを強姦したが、そのようなことが約三か月続いた。原告ロペスは抵抗したかったが、部屋に入ってくるコバヤシを見ただけでも恐ろしく、どうすることもできなかった。

部屋に監禁されている間、食事は日本兵が持ってきたが、見張りがいる間は食べられず水だけを飲んでいたので、原告ロペスはとても痩せ、また、心臓の病気になった。原告ロペスは排便のため教室を出てトイレに行くことも許されず、ボウルのような器を床に置き、そこで用をたすよう強要され、また、水浴びも日本兵が水を持って来て、その部屋の中でさせられた。

監禁されてから約三か月後の一九四二年六月一〇日夕方の六時頃、ゲリラがこの日本軍の本部を襲ったので、本部は大混乱に陥った。原告ロペスはそのす

きに木製の開き窓を壊して逃げ出し、家に戻った。原告ロペスは、それまでの苦しい体験もあって、自分にはもう未来はないと思い、その夜、家の外にある台所で自殺しようと家の中にあった殺虫剤を飲んだ。幸い、近所の人が見つけ、ココナッツミルクを飲ませてくれたので、原告ロペスは殺虫剤を吐き、なんとか助かった。翌日母親が病院に連れて行ってくれ、医者から心臓が悪いのでしばらく安静にしていなさいと言われた。

健康状態は、今はそれほど悪くない状態だが、戦争中の体験を思い出すととてもつらく、震えがきたりドキドキしたりする。

一六　原告[redacted]メルカード

原告[redacted]メルカード（以下「原告メルカード」という。）は、一九二三年二月二日、ビコール地方のソルソゴン州ソルソゴン町パンパン

で生まれた。

一九四四年になった頃、ゲリラの上官から手伝いをして欲しいと頼まれ、原告メルカードは、若い女性一〇人でこれに参加するようになった。原告メルカードがゲリラに参加してから数か月程したある日の午後一時頃、日本軍が来た。日本兵は特に発砲することはなく、やってくると、「お前達は何故ここにいるのか。」「ゲリラの妻か。」と聞いて来た。原告メルカード達が「ここでゲリラの食事を作っているだけです。私達はゲリラの妻ではありません。」と答えると、日本兵は怒りだし、平手打ちをしてきた。

日本兵は原告メルカード達をトラックの荷台に乗せ、ソルソゴンのサンパロックにあった日本軍の駐屯地に連れて行った。そこには、広場になっている敷地中央のあたりに木造の二階建の大きな建物があり、原告メルカードらはそこ

の一階の部屋に監禁された。

監禁されてしばらくすると、突然、日本兵が原告メルカード達のいた部屋にやってきた。その日本兵はまず原告メルカードを強姦した。原告メルカードはさらに二人の日本兵からも順番に強姦された。最初に原告メルカードを強姦した日本兵は、入ってくるなり立っていた原告メルカードを平手打ちにし、すぐにベッドの上に押し倒した。原告メルカードは、横向きになって抵抗したが、その日本兵は同原告の体の向きを強引に上向きに変えて強姦した。原告メルカードは、抵抗すれば殺されると思ってそれ以上抵抗せず、目をつむり、神に祈りながらひたすら耐えた。他の女性も同じように強姦されたようだった。

原告メルカードは、初めての経験だったので下腹部に激しい痛みを覚え、多量の出血があった。同じ部屋で強姦された他の四人の女性もうめいていたり、

叫んでいた。原告メルカードはその日はよく眠れず、発熱し、立って歩くこともできない状態だった。翌日以降三日間は強姦はなかった。しかし、その後また強姦されたり、原告メルカードが抵抗すると平手打ちをされるようになった。週に二、三回、大体三人位の日本兵が昼間のうちに来て強姦した。

原告メルカードは、他の四人の女性と同じ部屋にずっと監禁されていた。日本兵はときどき原告メルカード達の様子を見に来た。とても逃げられるような状態ではなかった。トイレは部屋の外の同じ建物の一階にあり、そこで用を足したが、それ以外は部屋の中から出ることはできなかった。トイレへ行った時も、日本兵がトイレのドアの外に立って見張っていた。食事は、日本兵が一日二、三回、原告メルカード達が監禁された部屋まで持ってきた。野菜やおかゆが主だった。

このような生活が約一か月続いたある日のことだった。その日は将校だけが原告メルカードを強姦した。その人は他の日本兵と違い、物分かりがよさそうだったので、原告メルカードはその将校に逃がしてくれるよう頼んだ。原告メルカードが将校に頼んでから三日程して、同原告は解放された。

原告メルカードは、一九五五年今の夫と一緒に生活するようになった。その夫との間に六人の子どもをもうけた。この夫には原告メルカードの経験は話さなかった。原告メルカードが「従軍慰安婦」の名乗りをあげると、夫は初めて同原告の経験を知った。すると、夫は、よく文句をいうようになり、同じ家に住みながら部屋を分けて別々に生活するようになった。夫は生活費も出してくれず、子ども達も夫の方につき、原告メルカードを無視している。原告メルカードは、今、非常に神経質になっており、夜もよく眠れないことがある。

一七　原告[redacted]フェルナンデス

原告[redacted]フェルナンデス（以下「原告フェルナンデス」という。）は、一九二七年七月一〇日、マニラ市シンガロン地区のタゴノイ・ストーリートで生まれた。

一九四四年一二月頃のある日の夜、シンガロン地区の家で原告フェルナンデスの家族みんなが寝ていると、突然日本軍が襲ってきた。四人の日本兵が家のドアを蹴破って中に入ってきた。日本兵は抵抗する父親の首をはねて殺した。原告フェルナンデスは父の首がごろごろと転がっていくのを見た。母親も抵抗したために腹部を刺されて殺された。原告フェルナンデスが日本兵に連れられていくその目の前で、二人の妹（二女と三女）も胸を刺されて殺された。原告フェルナンデスはめまいと吐き気を感じ、ひどいショックと恐怖で頭の中が真

っ白になった。

原告フェルナンデスは、日本の日の丸の旗が付いている灰色の自動車に乗せられて、他の四人の女性と一緒に古い教会に連れて行かれた。この教会では原告フェルナンデスだけが降ろされ、その教会の中の一つの部屋に閉じ込められた。周囲をセメントで囲まれ、小さな窓が上のほうにあるだけの薄暗い部屋で、中には家具も何もなく、セメントの床がむき出しのままだった。

当時原告フェルナンデスは、まだ初潮はなかったが、連行されたその日、連行してきた大柄な士官に強姦された。士官は、原告フェルナンデスの太股を殴った後、その服を脱がせて強姦した。体中が拷問を受けたようにいたる所に痛みを感じ、父や母と同じように死んだほうがましだと思った。

その後、原告フェルナンデスは毎日二人から三人の日本兵によって、部屋の

中で強姦された。部屋には原告フェルナンデス一人だけで、二人の見張りが外におり、食事はその見張りの兵士が運んできた。原告フェルナンデスは、逃走を試みたが発見されすぐに見張りの日本兵に捕まったことが二回あった。原告フェルナンデスは、この時、日本兵から平手打ちを受けたり、殴られたり蹴られたりした。原告フェルナンデスは、二、三か月間そこに監禁された。

一九四五年一月の終り頃、アメリカ軍が日本軍を攻撃する銃撃が聞こえてきた。そしてある朝一〇時頃、日本兵が慌ただしく走り回って逃げようとしていたので、原告フェルナンデスもドアを開け逃げようとした。そこへ原告フェルナンデスを最初に強姦した士官が軍刀を抜いて切りつけてきた。原告フェルナンデスは、軍刀の刀身の光を見て両親の殺された時のことを思い出すと同時に、軍刀で右肩を切りつけられ気を失った。原告フェルナンデスが意識を取り戻し

た時には誰もおらず、血はすでに乾いていた。原告フェルナンデスが外に出ると、アメリカ軍のトラックが通り、彼らは同原告をテントに連れて行き治療した。原告フェルナンデスは約一か月間そのテントにいた。原告フェルナンデスの右腕の傷は治ったが、右肩から右腕にかけて大きく変形し、重い物を持てず肩から上に腕を上げることができない。原告フェルナンデスはもともと右利きだったので左手中心の生活はずいぶんと不便で辛い思いをしている。

原告フェルナンデスは、長い間喘息と肺炎の病気に悩まされてきた。特に喘息のために長い間苦しめられてきた。この喘息は、日本軍に監禁された時の床がセメントで冷たかったためだと思われる。

一八　原告[redacted]ボルナレス

原告[redacted]ボルナレス（以下「原告ボルナレス」という。）は、一九一

七年一二月二三日、パナイ島にあるカピス州パニタン町バランガイ・カラアンで生まれた。

一九四二年四月に日本軍はロハスに入り、間もなくパニタン町中心部を占領した。その後間もなく沢山の日本兵が原告ボルナレス達の地域にやってきた。ある日の夜一一時頃日本兵が原告ボルナレス達の家に入ってきた。原告ボルナレスは二階にいたが、一人の日本兵が二階にあがってきた。日本兵は原告ボルナレスを見つけて「ダラガ、ダラガ（娘、娘）」等と叫びながら同原告の手を捕まえて縛り、家の外に引っ張り出そうとした。

そのまま原告ボルナレスはその日本兵達にパニタン町の中心部にある公設市場に徒歩で連れて行かれた。公設市場は日本軍がきてから駐屯地にされており、市場としては使っていなかった。日本軍は、公設市場として使っていた天井付

きの建物の中にテント地で四方を仕切って部屋を作っていた。

日本兵達の中の一人が原告ボルナレスをその部屋の一つに連れ込み強姦した。結局その晩は代わる代わる六人の日本兵に強姦された。部屋の床はコンクリートの上にテント地の布が敷いてあるだけで、ベッドのようなものもなかった。

その後も原告ボルナレスは、公設市場の中の仕切られたその同じ部屋の中で、日本兵によって強姦され続けた。一日に一人か二人のこともあった。時には一日に一〇人ということもあった。原告ボルナレスは自分の部屋を出ることは自由だったが、公設市場からは自由に出ることができず、トイレや洗濯の時にも見張りがついていた。そのために逃げ出すこともできなかった。

原告ボルナレスは、この公設市場に連れて来られてしばらくたってから、隙

をねらって逃げ出した。

原告ボルナレスは、日本軍駐屯地での生活で体をこわしたために、腰のあたりがいつも痛み、充分には働けなくなった。

一九　原告[redacted]バリサリサ

原告[redacted]バリサリサ（以下「原告バリサリサ」という。）は、一九一九年一一月一七日、ルソン島東南部ビコル地方のアルバイ州レガスピ市で生まれた。そして、原告バリサリサは、一九四一年五月結婚し、二人の娘を儲けた。

原告バリサリサが日本兵に連行されたのは、一九四四年の早い時期だった。原告バリサリサの夫が仕事で出かけていたとき、日本軍のコバヤシという将校が何人かの日本兵を従えて軍用車でやってきて、原告バリサリサを車に乗せ、

山にある駐屯地に連行した。将校のコバヤシは、原告バリサリサを駐屯地にある建物の中に入れてイスに座らせ、同原告をコバヤシ専属の「慰安婦」にする、他の将校が一週間に三、四回、各三、四人ずつ訪問するから、彼らにも同じように性的サービスをするように、と英語で言った。翌朝、コバヤシがその小部屋に入ってきて、原告バリサリサをレイプした。コバヤシはレイプが終わると、一瞬原告バリサリサのことを見おろし、小部屋を出ていった。このような辱めを受けることは、原告バリサリサのそれまでの生活ではとても考えられないことで、悲しくて死んでしまいたいほどだった。コバヤシが憎くてたまらず、殺してやりたい気持ちだった。家族のことやこれまでの原告バリサリサの人生すべてを思い起こし、それらが踏みにじられたという思いを強く抱いた。

原告バリサリサはその次の日の昼頃にも同じようにレイプされた。その後も

コバヤシからは数日おきにレイプされた。原告バリサリサは、コバヤシにビジターに対してもサービスするようにと言われており、週に二、三回、三人ないし四人の将校が来ては原告バリサリサを強姦するようになった。

原告バリサリサは逃げたくてたまらなかったが、その建物の周りには日本兵がたくさんいて、とても逃げられなかった。また、三〇代の女性が逃げようとして射殺される場面を建物の窓から見たこともあり、とても逃げる気持ちは起きなかった。

監禁されてから一年二か月位経った頃、たぶん一九四五年の二月から四月位の間のことだった。ある日、突然爆撃の音が聞こえてアメリカ軍の攻撃が始まった。慌てたコバヤシは原告バリサリサのことなど見向きもせずに書類を急いでまとめ、最後の車に乗って去っていった。日本兵はすっかりいなくなり、女

性達が逃げていくのが見えた。それで原告バリサリサもその建物から逃げ出した。

夫は、家に戻った原告バリサリサを伝染病患者のように扱い、同原告は久しぶりに再会した子ども達を抱きしめることも許されず、ただ泣くしかなかった。夫は家を二つに分けて原告バリサリサが夫や子どもに近づけないようにし、子どもには「お母さん」と呼ぶことを禁じた。両親や親戚も、汚いものを見るように原告バリサリサを見た。原告バリサリサは「日本兵の残り物」として蔑まれた。

原告バリサリサが一番辛かったのは、ビジターの将校から暴力を受けたことだった。ある時ビジターの将校の一人がずっと泣いたままで何も答えない原告バリサリサに腹を立てて、原告バリサリサの背中を思いきり軍靴で蹴った。原

告バリサリサは、倒れかかり、脇腹をベッドに強くぶつけてしまった。その将校は、その直後に原告バリサリサを強姦した。その衝撃は非常に大きく、その影響は今も残っていて、背骨がずれており歩行に障害がある。またコバヤシからも平手打ちなどをされたことがある。

二〇　原告[redacted]バラハディア

原告[redacted]バラハディア（以下「原告バラハディア」という。）は、一九二八年四月二一日、ルソン島中部ヌエバ・エシハ州カビアウ町サンビセンテで生まれた。

戦争が勃発し、原告バラハディアの家族がイサベラ州に移動し、ドゥマタタというところに移住していたある日、他の避難していた家族の女性達五人位と一緒に同原告が洗濯していると、七人から八人の日本兵がやってきた。彼らは、

原告バラハディアを無理矢理に一人の日本兵が乗っていた馬に乗せようとした。原告バラハディアがそれに抵抗していると、いきなり後頭部を何かで殴られて気を失ってしまった。気がついたら、サンチャゴの町の町役場に連れて来られていた。

原告バラハディアはこの日に途中休憩、食事をはさんで七回にわたって、その日本兵から強姦された。非常に恐ろしく、やめてくださいということを嘆願するくらいで身体的な抵抗はできなかった。そのように原告バラハディアが頼むのに、その日本兵は、強姦が終わると笑っているだけで、休憩してまた強姦するということを繰り返したのだった。

監禁されている間、原告バラハディアに出される食事は、カモテンカーホイ（芋類の葉）、野菜、卵等だった。日本兵も、同じ部屋で一緒のものを食べて

いた。原告バラハディアがあまり食べないと平手打ちをされたりした。

原告バラハディアを連行した日本兵は毎朝出掛けて、一時間程度で帰ったり、午後に戻ったりした。帰ってきてからは、その部屋におり、夜は必ずその部屋で寝ていたが、家に帰ってきてから夜中まで、原告バラハディアを強姦していた。このように毎日絶え間なく強姦され続けた。

日本兵は、何かきっかけがあると度々原告バラハディアに対して暴力を振るった。あるときは、マッサージを指示されたのに、原告バラハディアが嫌だったので横を向きながらしていたところ、怒ったその日本兵に大きいピストルで殴られ、同原告の左耳から液が流れ出て、それがしばらく止まらず、耳はしばらく聞こえなかった。そのほか、食事の時や話をしているときにもよく殴られた。

監禁された日から数えて八日目の夜中の二時位に、原告バラハディアは監禁されていた部屋から逃げ出すことができた。原告バラハディアは精神的に大変打撃を受けていたので、脱出してから六か月間位譫言を言い続けた。それらは、「ノー　サー」とか「そういうことをしないでください」というものであり、夜中に服を脱いで突然このようなことを言い出すというものだった。母親は原告バラハディアが気がおかしくなったと考え、大変心配していた。また、監禁中絶え間なく強姦されたことから、母親は、原告バラハディアの妊娠を心配し、一か月間位大変苦い薬草を飲ませたり、様々なマッサージを施した。

監禁され強姦され続けたこの経験については、いまでも強く思い出され、泣き出してしまうことがある。思い起こされる記憶は、とても生々しいものであり、原告バラハディアにはこれから先も忘れることなど決してない傷跡となっ

ている。

二　原告[redacted]サンティリアン

原告[redacted]サンティリアン（以下「原告サンティリアン」という。）は、一九二八年一月七日にパナイ島のアンティケ州パンダン町マグアバで生まれた。

原告サンティリアンは、一九四三年一〇月三日、パンダン町のボットボットの近くの山の中の洞窟に隠れていたところを日本兵に見つかってしまった。原告サンティリアン達は全員アバカという繊維で作った親指ほどの太さのロープで後ろ手に縛られ、谷間の滝のところまで連れて行かれた。そしてここで捕まった住民のうち女性が日本兵に強姦された。女性は六人だった。母親、姉のアデライダ、そして原告サンティリアンも強姦された。原告サンティリアンは五

人位の日本兵に次々に強姦された。日本兵はフィリピン人の男性を殴り、日本刀でその首を切り落としていった。兄のプロコピオは、日本兵から「おまえはゲリラではないのか」と言われ、違うと答えたが、棒で殴られ、日本刀で首を切られて殺された。母親は、横で兄が殺されたのを見て泣き叫んだ。すると日本兵は母親の右目を銃剣で突き、やはり首を切って殺した。日本兵は、姉のアデライダの長い髪の毛を左右にわけて前にたらし、首のうしろの地肌を出した上で首を切った。また二歳と三歳の男の子がいたが、日本兵はその子供を投げ上げて、別の日本兵がそれを銃剣で受けて刺し殺した。二歳の男の子はそのあとさらに後頭部を銃剣で切られ、いずれも殺された。原告サンティリアンは、「ゲリラをみた」と答えたから殺されなかった。

正午前に日本兵は、死体をそのまま放置して、原告サンティリアン達二人を

連れてカブルアンという村の方に移動した。三キロメートル程行ったカブルアンの村のニッパハウスで一休みした。原告サンティリアンは、ここで日本兵に再び強姦された。

翌日夜明けとともに、日本兵は移動をはじめ、三時間程歩いてブラボドについた。その日の午後二時か三時頃、ここで原告サンティリアンは日本兵から解放された。原告サンティリアンは、マグアバの自宅に戻り、残った家族と一緒に暮らした。父親は、母や兄、姉が日本兵に殺され、同原告が日本兵に強姦されたことなどを聞くと、ひどくショックを受けて泣いた。近所に住むほとんどの人が原告サンティリアンが強姦されたことを知っていた。原告サンティリアンはこのような体験から結婚する気にもなれず、結婚しなかった。

二二　原告[redacted]カランザ

原告[redacted]カランザ（以下「原告カランザ」という。）は、一九一四年一〇月一四日、ルソン島東南部ビコール地方の南カマリネス州イリガ市で生まれた。原告カランザは、一九二八年、一四歳の時に結婚し、三人の娘と一人の息子を儲けた。

日本軍が原告カランザの住んでいたクリ村に来たのは、一九四二年九月の早朝だった。原告カランザが家で一番下の子である赤ん坊をあやしていたところ、日本軍の将校とフィリピン人の通訳が家に入ってきた。その通訳人は、その日本軍将校をキャプテン・オオタグロと言っていたが、日本軍は、原告カランザ達の家が隠れ家に適しているので滞在したいという事だった。原告カランザはそれは困ると通訳人に言ったが、聞いてもらえなかった。夫と息子は、付近の案内のために原告カランザ達の水牛と一緒に他の日本兵に連れて行かれた。夫

達が連れ出されてしまった後、日本兵達が、原告カランザを銃剣で取り囲み、キャプテン・オオタグロともう一人の日本兵が同原告を強姦した。強姦の間、子供達はその場にいて泣いていたが、フィリピン人通訳が、子供達に泣くな、泣くと殺されるぞ、と脅していた。この時には、原告カランザは逃げだそうと抵抗したが、日本兵が銃剣の峰か柄の部分で同原告の後頭部を強く殴ってきた。原告カランザはしばらく気絶したが、気がつくと殴られたところの傷口があいて血が出ていた。その時の傷で今でも頭頂部が少しへこんで残っている。その夜、夫と息子が帰ってきてから、原告カランザが強姦されるのを見ていた子供が、同原告が強姦されたことを父親に話してしまった。夫はそのことを聞いて怒ったが、日本兵をとても恐れていたのでどうすることもできなかった。

翌日から、日本兵は、原告カランザ達の家を駐屯地にして、いくつかのグル

ープに分かれてゲリラ掃討のために朝出ていき、夕方に帰ってきた。その翌日の夜は、キャプテン・オオタグロの帰りが遅くなったようで、他の日本兵が原告カランザを押さえつけて順番に同原告を強姦した。はじめのうちは原告カランザは抵抗してもみ合いになり、同原告の肩の骨が折れた。

原告カランザは、毎日、日本兵の洗濯や料理をさせられ、さらに週に一度位、五名から六名位の日本兵に強姦され続けた。原告カランザが強姦されるのは、いつも同原告達の家の中だった。原告カランザは、敷地内にたくさんの日本兵がいつもいるし、捕まったときのことを考えると恐くて子どもを連れて逃げ出すことなどはできなかった。

日本兵は、長い間、原告カランザ達の家に駐屯し続けていた。日本兵は時々、近くの洞穴に移動することがあったが、その時には原告カランザが洗濯や料理

のために連れて行かれた。そこで二度程強姦を受けたこともあった。

その後、一九四四年一〇月二八日、近くに米軍が来て爆撃も始まったため、日本軍は原告カランザ達の家に火をつけ、兵士達は周囲に掘っていたトンネルを伝って逃げていった。日本兵が逃げた後、原告カランザ達家族も近くの小川にある隠れ家に一時隠れて、その後小川づたいに逃げた。

日本軍の兵士に性的な暴行を受けたうえ、原告カランザの頭頂部の一部は今もやわらかくへこんでいて、その後、意識障害や頭痛、めまいなどを引き起こした。原告カランザは、このような強姦等の行為をした日本兵達に対しては、今でも強い怒りを持っている。

二三　原告[redacted]カニェード

原告[redacted]カニェード（以下「原告カニェード」という。）は一九一七

年一一月一日ルソン島西部のパンガシナン州バヤンバンで生まれた。

原告カニェードは、その後マニラへ移り、一九四二年一月、二四歳のとき婚姻したが、一九四三年頃、夫は日本軍に脇の下を刺され、殺された。夫を埋葬した三日後の午後、原告カニェードが夕食を作っていると銃で武装した四人の日本兵が屋内へ侵入し、同原告を街角に止めてあった車に乗せてアルチ・ロサーダ・ストリートの駐屯所である大きな二階建建物へ連行した。原告カニェードは車から降ろされ、奥の食堂へ連れ込まれた。原告カニェードは腕を掴んでいた兵士によって食堂へ引きずり込まれるや、すぐにコンクリートの床の上に押し倒された。下着をはぎ取られたが、抵抗すると殺されると聞いていた原告カニェードは、恐怖から抵抗できず、ただ泣き続けていた。最初に強姦した兵士は丸顔で鼻が低かった。原告カニェードは恐怖感から逃げることなど思いも

つかず、何も考えられず、目を閉じて耐えていた。

原告カニェードはその後三週間、毎夜一人ないし三人の日本兵に強姦された。一週間たった頃、逃げようと試みたが、ドアのところで兵士に捕まり、果たせなかった。その頃原告カニェードの性器は痛み、子宮が腫れた感じとなった。ある兵士は立腹して原告カニェードの顔を銃剣で刺した。出血したが、放置された。原告カニェードと同様捕らえられていた他の女性がタバコの灰を集めて止血してくれた。食事は朝と昼の二回与えられたが、原告カニェードは他の女性に頼んで持ってきて貰い、水だけ飲んでいた。原告カニェードの体力は、弱っていき、四週間目からは、出血が続き、歩行困難に陥った。約一か月監禁されている間検診も予防もなく、金員も与えられなかった。原告カニェードはマットもないところで終日横になり、やっと這って歩くという状況に陥った。肉

のかたまりのようになり、役に立たなくなった原告カニェードを日本兵は街角で釈放した。

原告カニェードは、釈放時には性器が痛み、ほとんど歩けなかった。義父が原告カニェードを助け、現在のフィリピン総合病院へ連れて行った。原告カニェードは医師から子宮が腫れていると言われ、膣も裂けて出血しており、縫合しなければならなかった。原告カニェードの左額の髪の生え際には現在も二センチメートル程の銃剣で刺された傷跡がある。

二四　原告[redacted]カンポ

原告[redacted]カンポ（以下「原告カンポ」という。）は、一九二四年五月三〇日、ミンダナオ島ダバオの沖にある小さな島サマール島のカプテアンで生まれた。

一九四二年に日本軍がダバオ市にやってきて、翌一九四三年四月頃、原告カンポ達の住むサマール島にも約二〇人の日本兵がやってきた。原告カンポが被害にあったのは、日本軍が島にやってきて間もない頃のことだった。両親は農地に出ていて、原告カンポ一人が家で料理をしていたとき、駐屯部隊の隊長だったキムラ大尉が兵士一人を連れて、いきなり同原告の家に入ってきた。キムラ大尉は原告カンポを押し倒し、服を脱がすと、同原告を強姦した。

一週間後、またキムラ大尉が兵士を一人連れてやって来た。その時も両親は家におらず、原告カンポと弟だけだった。キムラ大尉は原告カンポの家の中で、弟が見ているのもかまわず、同原告を強姦した。

キムラ大尉はそれから四、五日後にもやってきて、原告カンポを強姦した。

さらに一週間位経った頃、キムラ大尉は今度は五人位の兵士を連れて原告カ

ンポの家にやってきた。キムラ大尉は原告カンポの両親に向かって「連れて行く時が来た。」と言い、同原告の喉元に銃剣を突きつけた。両親は抵抗したら原告カンポや家族が殺されてしまうと思い、何もできなかった。

原告カンポは両手を前に縛られて兵舎まで連行され、兵舎一階の小さな部屋に押し込められた。部屋には外から鍵がかけられた。原告カンポはそこに約二か月にわたって監禁された。

キムラ大尉は好きなときだけやって来て、原告カンポを強姦した。原告カンポが悲しくて泣いていると、キムラ大尉はひどく同原告を殴った。キムラ大尉に強姦される以外に、原告カンポは裁縫をするように指示された。毎日部屋の中で縫い物をさせられた。食事は部屋のドアについている小さな穴から一日二、三回、ナスや米、魚等を二皿の食器に入れたものを出された。トイレは、部屋

の中のベルをならして合図をすると、日本兵が来て、原告カンポをトイレに連れて行った。その間もずっと監視された状態だった。

一九四三年七月のある夜、キムラ大尉をはじめとする日本兵達は見張り一人を残して皆出かけていった。この絶好の機会に、三人のゲリラが駐屯地にやってきて、原告カンポを部屋から救出してくれた。原告カンポがゲリラに救出されたことを知った日本軍は、同原告の家はもちろん、近隣の家までも焼き討ちにした。幸いなことに近隣の人々はそれぞれ事前に山の方に避難していた。原告カンポ達は一九四四年まで山で避難生活を続けた。食料が乏しく、苦しい毎日だった。その後、米軍がやってきたという知らせを聞いて村に戻り、家を建て直してそこで生活を始めた。

原告カンポは戦争後、島を離れてダバオに働きに出た。島ではキムラ大尉に

されたことを皆に知られているようで、恥ずかしかったためだった。原告カンポはダバオ・ジェネラル・ホスピタルに住み込みで働いた。病院には負傷した日本兵が多く入院していたが、原告カンポは自分が日本兵にされたことを思い出し、毒薬を飲ませて殺してやろうと何度も思ったが実行することはできなかった。

二五　原告[redacted]ブスタマンテ

原告[redacted]ブスタマンテ（以下「原告ブスタマンテ」という。）は、一九二六年二月一八日、マニラのマラテ地区シンガロンで生まれた。

一九四三年一〇月頃、原告ブスタマンテがバタアン州ヘルモサ町へ通ずる国道を歩いていたとき、日本軍のトラックが急に前で停車し、日本兵が降りてきて同原告を無理矢理荷台へ連れ込み、近くの日本軍の駐屯地に連れ込んだ。

原告ブスタマンテは、日本軍の駐屯地にあるニッパハウスの一室に連れ込まれ、その部屋で日本兵三名に代わる代わる強姦された。原告ブスタマンテは強姦された後、少しの間、気を失っており、立ち上がれなかった。原告ブスタマンテは、当時初潮はあったが、強姦されるまで性体験はなかった。原告ブスタマンテは、最初の強姦を受けたとき性器から出血し、出血のために服にも床にも血がついていた。また暴行のため足のつけ根や抑えつけられた肩と腕等が大変痛んだ。強姦のショックと痛みでその夜は寝ることができなかった。

原告ブスタマンテは、ニッパハウスに監禁され、一年以上もの間、日本兵から強姦され続けた。三日目以降は、午前中にマカピリから命じられニッパハウス内の一階の洗濯場で、棒状の石鹸二個とタライを与えられ、日本兵の軍服等の洗濯をさせられた。その間、駐屯所にいた何人かのマカピリに監視されてい

た。このほか、駐屯所にいたマカピリの食事等も作らされた。そして、夜になると、原告ブスタマンテ達は、生理の時を除いて毎夜午後八時頃から三人ないしは五人の日本兵から強姦され、午前一時頃まで眠れないこともあった。ハウス内では常に日本兵と駐屯所にいた約一〇名程のマカピリに監視されていた。

一九四四年一二月頃、アメリカ軍の航空機が駐屯所の上空を旋回し、駐屯所がパニックに陥った際、マカピリが、監禁されていた原告ブスタマンテ達を国道まで連れて行き、解放してくれた。原告ブスタマンテは、父にも日本軍にされた行為については話さなかった。家族の名誉が傷つけられると思い、また、父が大変悲しむと思ったためだった。母には真実を告白したが、母は大変悲しみ、耐えるように言った。

原告ブスタマンテは、一九四七年に結婚し、三人の子供を設けたが、常に日

本軍に強姦されたことを思い出し、夫との性関係はうまくいかなかった。原告ブスタマンテは、自分の経験を、五〇年以上も自分の胸に秘め、未だに家族には話していない。また、日本軍の駐屯所から解放された後ずっと悪夢に悩まされ続けてきた。被害の体験を思い出すと未だに恐怖感が消えない。原告ブスタマンテは、今も強姦の際に日本兵に強く抵抗したときに、日本兵から殴られ、平手打ちされたことを思い出す。これまで、戦争時代に性的奴隷にされたことが原因で、常に自分の殻にとじこもり、他人には打ち解けることがなかった。

二六　原告[redacted]ランサローテ

原告[redacted]ランサローテ（以下「原告ランサローテ」という。）は、一九二五年八月七日、パナイ島にあるイロイロ州バタド町で生まれた。

一九四二年一〇月頃に日本軍がエスタンシア町にやってきた。ある朝原告ラ

ンサローテは、バタド町の自宅からエスタンシア町の中心にある市場へ買い物に行こうとした際、武装した日本兵の一隊に捕まり、同町内の駐屯所に連行され、三つに仕切られていた部屋の一つに入れられて鍵をかけられた。

原告ランサローテが最初に強姦されたのは連行された日だった。一人の日本兵がやってきて、持っていた銃で原告ランサローテを脅し、強姦した。その晩さらに他の日本兵から強姦された。次の日の朝気がつくとかなり出血していた。この日も合計四人の日本兵が強姦にきた。その後は大体毎日四人から五人に強姦された。

原告ランサローテは毎朝食事を作らされ、掃除もさせられた。この駐屯地には、門に三人の歩哨が立っていた。そのほかに自分が食事を作らされる時に見張りが一人ついた。また駐屯地で水浴びをしたときにも見張りがついた。原告

ランサローテの閉じ込められていた部屋は、家具らしいものもなく、下は地面の上に竹を敷いてあり、ゴザを敷いて寝ていた。部屋には鍵がついており見張りがいた。

一九四三年か四四年、エスタンシア町にアメリカ軍が来て、駐屯所を砲撃した際、原告ランサローテは逃げることができた。

原告ランサローテはこの強姦の影響で、胸等が今でも痛む。検査によると右の肩の骨が盛り上がっているということだが、日本兵に強く押されて床にうちつけられたことや胸を強く押さえられたことが原因だと思われる。

二七　原告[redacted]ヴァレンシア

原告[redacted]ヴァレンシア（以下「原告ヴァレンシア」という。）は、一九二〇年二月九日、ネグロス島の西ネグロス州バコロド市に生まれた。

原告ヴァレンシアが日本軍に連行されたのは、一九四二年か一九四三年のことだった。そのとき原告ヴァレンシアは、マニラのパコ市場に用事があって行く途中だったが、市場の手前で日本兵が同原告を捕まえ、市場のそばの小屋の中に同原告を連れ込んだ。そこで原告ヴァレンシアは、二人の日本兵から銃剣で脅されるなか、もう一人の日本兵から強姦された。原告ヴァレンシアは、恐怖のあまり抵抗することもできなかったが、思わず「けだもの」と叫んだところ、頬を殴られてしまった。

その後、原告ヴァレンシアは、トラックに乗せられて、マニラ市内のマカティ空港（当時あった空港）の近くの日本兵が大勢いる所に連れて行かれ、トタン屋根と黒いテント布のようなものでできた一階建の大きな小屋に監禁された。そこでも原告ヴァレンシアは強姦され、毎夜一五人位、さらに昼間も日本

兵の相手をさせられた。原告ヴァレンシアは逃げたくてたまらなかったが、小屋の前には常に見張りがおり、その地区には大勢の日本兵がいて、二重の鉄条網で囲まれていたので、そこから逃げ出すことはできなかった。

このような生活が八か月か九か月位も続いた後、原告ヴァレンシアは、トラックに乗るように命じられ、今度はダコタ地区の大きな家に移された。ここでも、原告ヴァレンシア達は監視されており、食事のときに一階に降りていくと、ピストルを持った日本人の民間人男性と、制服を来て長い銃を持った日本人男性がいつも見張っており、夜間は入れられていた部屋に外から鍵がかけられた。監視をしていた日本人の男性からは、お辞儀の仕方が悪いと言ってはよく殴られ、原告ヴァレンシアは逃げようとすれば殺されると思って、逃げることはできなかった。そこで原告ヴァレンシアは、毎日のように、昼間は少なくとも五、

六人位、夜は数えられないくらい次から次へと日本兵の性行為の相手をさせられた。原告ヴァレンシアは性行為が嫌でたまらず、何度も日本兵の相手をすることを拒もうとしたが、兵士に「バカヤロウ」と言われて殴られるだけだった。それでも原告ヴァレンシアは拒否して、日本兵から殺されかけたこともあった。怒った日本兵が銃剣で原告ヴァレンシアを刺そうとしたのだった。原告ヴァレンシアは危ういところで逃げ、右足のすねを刺されただけで済んだが、今もその傷跡は残っている。そのとき、原告ヴァレンシアは「殺される。」という恐怖でいっぱいだった。

一九四四年にアメリカ軍の爆撃が始まると、監視の日本人は皆いなくなり、原告ヴァレンシア達はやっと解放された。

右のとおり、原告ヴァレンシアは、一年以上にわたって日本軍に監禁され、

日本兵に強姦され続け、戦後もこのことを夫にも打ち明けられずに生きてきた。原告ヴァレンシアの妹は、日本軍に殺されたし、妹の夫も、日本軍に強制労働のために連れ去られ、そのまま帰ってこなかった。原告ヴァレンシアは強姦した日本兵や、妹を殺した日本兵を跪かせて許しを乞わせてやりたい、苦しんで死ねばいいとずっと思ってきた。また、今でも日本人を見ると恐怖を感じることがある。

二八　原告[redacted]ノブレーザ

原告、[redacted]ノブレーザ（以下「原告ノブレーザ」という。）は、一九二〇年八月二日、パナイ島アクラン州マダラッグ町で生まれた。

一九四三年三月一八日頃、原告ノブレーザが家の周りの草を刈ったり小さな木々の枝を切るなどしていると、急に二人の日本兵が近くに来て同原告を捕ま

え、日本軍の駐屯地になっているマダラック・カトリック教会に連れて行った。教会の入口には銃を持った数人の日本兵が見張っていた。

この日の夜、日本兵は次々に原告ノブレーザを強姦し、結局この夜は翌朝まで強姦され続け、合計六人の日本兵から強姦された。

原告ノブレーザは、この教会に約二週間監禁され続けた。そして、連日数人の日本兵から強姦され続けた。毎日夜になると二人から四人の日本兵が同原告のベッドに来て強姦したのである。

原告ノブレーザが監禁され始めてから約二週間後、日本兵は突然全員が駐屯していたマダラグの教会から姿を消してしまった。このため、原告ノブレーザは、逃げ帰ることができた。

原告ノブレーザは、日本兵に監禁され強姦され続けたことを今まで忘れられ

ず辛い人生を歩んできた。原告ノブレーザは、この恐ろしい体験を死ぬまで忘れられないだろうと強く感じている。

二九　原告[redacted]フマピット

原告[redacted]フマピット（以下「原告フマピット」という。）は、一九二五年一一月一七日、セブ島南部のボルホーンのグラナダ村で生まれた。

一九四四年三月に日本軍はグラナダ村にやってきた。日本兵は次々にみつけた住民を教会や学校に連れて行った。この日本兵がやってきたその日の朝一〇時頃、原告フマピットは買い物をするために通りに出たところを三人の日本兵に捕まった。日本兵は、原告フマピットを町の教会のある南の方に引きずっていったが、途中で通りの少しはずれたところにある草むらに同原告を連れ込んだ。原告フマピットは抵抗をしたが、日本兵は、同原告の胸や脇腹を殴り太股

のあたりを蹴ったりした上、同原告を強姦した。原告フマピットは疲れて気を失った。原告フマピットが意識を回復すると日本兵は同原告を教会に連れて行った。

教会に着くと、日本兵は、原告フマピットや同原告の従兄弟二名等若い女性をトラックに乗せ、マクタン島のラプラプ市にある建設中の滑走路のそばにあったバンクハウスという労働者用の仮設住宅に連れて行った。原告フマピット達は、ここでフィリピン人労働者の一日三回の食事の用意をし、また掃除をした。原告フマピット達の建物には日本兵の見張りがついており、自由に出入りすることはできなかった。また食事を作ったり、配ったりする時にも日本兵の見張りがついていた。

この建物に拘束されてから二、三か月程したある日の夜九時頃、日本兵が原

告フマピット達の建物に入ってきた。そしてその建物の中で女性はみな日本兵に強姦された。原告フマピット達は抵抗したがどうしようもなかった。原告フマピットは五人位に強姦された。それから数か月の間、毎晩午後九時頃から約三時間日本兵がやってきて原告フマピット達を強姦した。一度に日本兵は三、四人、多いときは五人位の相手をさせられた。

一九四四年八月頃、米軍がくるという噂が流れ、日本軍は浮足立ち、ある日見張りの兵士もいなくなったことから、原告フマピット達はやっと建物を抜け出すことができた。

原告フマピットは、右の集団強姦の直後頃からしろいおりものがでるなどの体の変調があり、一九五〇年に医者の治療をうけた。原告フマピットは戦争中の出来事を家族には話をしていないが、人に言えないような名誉を傷つけられ

たことで心に深い傷となって残っている。忘れ去ろうと努力をしても、それでも当時のことが思い出される。

三〇　原告[redacted]シメオン

原告[redacted]シメオン（以下「原告シメオン」という。）は、一九三二年頃の一一月二〇日、パナイ島アクラン州バタン地区ルピット村で生まれた。

一九四二年、日本軍がパナイ島に上陸した。このためルピット村の住民は避難を始めた。一九四四年の一一月頃、原告シメオンは、ルピット村の海辺の避難小屋から離れた場所で母親を捜していたとき、突然一〇人位の日本兵に遭遇した。すると、一人の日本兵が原告シメオンを強引に引っ張ってトラックに乗せた。原告シメオンを含む四人の女性が、バタンからバレーテという町にある

川沿いの大きな家に連れて行かれた。その大きな家は、日本軍が駐屯地として使用していた。家の周りには大勢の日本兵がいた。

その夜、一人の日本兵が原告シメオンの部屋に入ってきた。この日本兵は、強姦しようとして同原告を強く押し倒した。このため同原告は、竹で作られたベットに右腰を強く打ち付け気絶した。原告シメオンは、その後何が起きたのか正確には記憶していない。同原告は、日本兵から水を掛けられ意識を取り戻したのである。その時、原告シメオンは、自分の性器から出血し、衣服や床に血が付いていることに気づき、右腰の周囲や性器等に激痛を感じた。日本兵に強姦された時、原告シメオンは、初潮前で性経験がなく男性について何も知らない幼い少女だった。

翌日も午後二時頃、日本兵が原告シメオンを強姦した。同原告は、体がかな

り衰弱しておりこの時抵抗できる状態でなかった。この日の夜、夕食が終わり三時間位すると一人の日本兵がさらに部屋に入り、原告シメオンを強姦した。

三日目の午前中、三人の日本兵が原告シメオンの部屋に来た。そして、次々に同原告を強姦した。夜になるとさらにもう一人の日本兵がやってきて同原告を強姦した。原告シメオンは約三週間同じ部屋に監禁され、毎晩日本兵に強姦された。同原告は、昼間強姦されたこともある。

同原告は、最初の日、日本兵から右腰を強く打つ暴行を受け、右足を負傷した。この時の負傷で現在でも右足が痛く、後遺症が残っている。

三週間程経過したある日、原告シメオンは、部屋の外のトイレに行った際、見張りの日本兵の目を盗んで逃げ出した。

三一　原告[redacted]マフエロ

原告[redacted]マフエロ（以下「原告マフエロ」という。）は、一九一八年五月一八日、サマール島のパンブヤン市で生まれ、その後、母と一緒にマニラ市シンガロンに住んでいた。

一九四三年夏のある日の午後遅く、軍服を着た日本兵五人が原告マフエロ達の家に突然押しかけてきた。その時、家には男性が四人、女性が原告マフエロと母を含めて五人、それに子ども達五人がいたが、日本兵は、抵抗する男達を軍刀で脅し、殴る、蹴るなどの暴力をふるって、四人の男達を連行していった。それから二時間程経った頃、原告マフエロ達が途方に暮れていると、また日本兵達が同原告達の家にやってきた。日本兵は原告マフエロ達に襲いかかり、同原告は自分の部屋で日本兵に床に押し倒され、強姦された。原告マフエロは、数時間前に起こった、男達が連行されていった時の日本兵の暴力を思い出し、

殺されるのではないかと恐怖でいっぱいで、何も抵抗はできなかった。

それから日本兵達は、毎晩のように原告マフエロ達の家にやってきて、同原告達を強姦するようになった。日本兵は少ない時で五人、多いときには一〇人位でやってきて、原告マフエロは一晩で二、三人の兵士から強姦された。

半月程して、ようやく原告マフエロ達は避難先を見つけることができ、マニラ市ビト・クルーズに皆で引っ越した。しかし、二、三か月経った頃、原告マフエロ達の家のすぐ隣に日本軍の駐屯地が置かれることになり、日本兵達は駐屯地が設置された日から、同原告達の家にやってきたり、同原告達を軍のテントや接収された家に連れ込んで、昼夜を問わずに強姦した。原告マフエロは男達を連行した時の日本軍の恐ろしさを思い出し、何も抵抗することができず、なすがままにされていた。多いときで一日五人もの日本兵から強姦された。原

告マフエロは、このように昼夜を問わず強姦されたうえ、日本兵の衣服の洗濯等を命じられた。原告マフエロ達にとって、ここでの生活は日本軍の性奴隷そのものだったが、家の周りに四六時中日本兵がおり、ずっと監視されているような状態だったので、とても逃げることはできなかった。

このような状態は約三か月続いた。その間数え切れないくらい強姦されたせいか、原告マフエロは子宮に痛みを感じるようになった。

その後一九四四年になって、突然日本軍がこの駐屯地を撤収して移動したため、原告マフエロ達はようやくこの性奴隷状態から解放された。

三二　原告[redacted]ロレンソ

原告[redacted]ロレンソ（以下「原告ロレンソ」という。）は、一九一四年一二月二四日、マニラ市トンド地区ファビア通りで生まれた。原告

ロレンソは、一九三八年に結婚し、マニラ市サンタメサで暮らし始めたが、一九四〇年にミンダナオ島コタバト州ダジャンガス地区（現在のジェネラル・サントス市）ラガウに移住し、一九四三、四年頃日本軍の侵攻によりラガウからマルベルの中の山間部のバリオ・クアトロに移り住んだ。

原告ロレンソが山間部に避難して一か月も経たないある日の午後、同原告が夕食の用意をしていると、突然三人の日本兵が次々に同原告の前に現れた。原告ロレンソは抵抗したが、日本兵に縄で手を縛られ、日本軍が駐屯地として使用していたマルベルの事務所の建物の一階の真中の部屋に連行された。原告ロレンソは、その部屋に一週間監禁された。最初の日の夜、原告ロレンソを連行した三人の日本兵のうちの一人である将校は、同原告の手足を縛った。原告ロレンソは激しく抵抗したが、その将校らしい日本兵は、同原告の腰を強く蹴っ

た。このため、原告ロレンソの腰は赤く腫れ上がり、あざができた。この夜、原告ロレンソはその将校に強姦された。

原告ロレンソは、二日目と三日目の夜にも、同原告を連行した他の日本兵から強姦された。

一週間が経ち、アメリカ軍が来るとの情報が伝わり、日本軍は駐屯地を放棄し、いなくなった。原告ロレンソは、フィリピン人のゲリラにより監禁されていたその部屋から救出された。その後、原告ロレンソは診療所に連れて行かれ、怪我をした腰等の治療を受けた。原告ロレンソがその診療所に入院して約一か月後、夫が同原告を連れに来た。原告ロレンソは、夫に日本軍に監禁され強姦されたことを話した。原告ロレンソの夫は、「恥ずべき事件」だと考えたのか、同原告に対する態度が事件の前と変わり、冷たくなった。

原告ロレンソは、日本兵から大変名誉を傷つけられる経験をし、心の中に何時までも傷が残った。原告ロレンソは、今でも、自分を強姦した日本兵に激しい憤りを感じ、憎しみさえ持ち続けている。

三三　原告[redacted]オファルサ

原告[redacted]オファルサ（以下「原告オファルサ」という。）は、一九三〇年一一月二七日、ルソン島南部ビコール地方のソルソゴン州グバで生まれた。

一九四三年の初め、一、二月頃、原告オファルサが長兄と家で二人でいたとき、日本兵がマカビリと一緒に突然やってきて、同原告らを連行しようとした。原告オファルサは、その時抵抗したが暴行を受け、日本兵によって駐屯地にされていたグバの元町役場庁舎内の監獄に連行され、監獄内で最初五人の兵士に

強姦された。当時、原告オファルサは一三歳でまだ生理もなく性経験もなかったので、性行為の意味もよく分からなかった。それからは畳二畳分位の広さの監獄の中で、週四回夜八時から一〇時頃まで、一日五人位の日本兵に強姦された。駐屯地には日本兵が五〇人位おり、原告オファルサと同様な状況におかれた若い女性達が二〇人位いた。しかし、監獄の各部屋には鍵がかけられて交替で見張りがつき、洗濯の時以外は外に出ることは許されず、監獄内にじっと座っていることを強要され、これら女性同士の話も禁じられていた。

一か月位たった一九四四年一月頃、米軍がまもなく上陸するとの噂が広まり、日本兵は混乱し、規律が乱れていた。ある日、初めて監獄の鍵がかかっていない状態を見つけた原告オファルサは脱出を決意し、夜一〇時頃、駐屯地の裏口から逃げた。

三四　原告[redacted]ハンポリーナ

原告[redacted]ハンポリーナ（以下「原告ハンポリーナ」という。）は、一九三三年六月一三日、ソルソゴン州グバット町のフペ村で生まれた。

一九四一年一二月頃、日本軍がマニラに侵攻し、一九四三年か四四年頃、村に日本兵が来るようになった。一九四四年二月頃の早朝三時頃、原告ハンポリーナの家に五人の日本兵がやって来た。そのとき家には原告ハンポリーナと母の二人だけだった。日本兵の一人が、原告ハンポリーナを母から引き離して無理矢理連れて行こうとした。原告ハンポリーナは恐ろしさのあまり抵抗することもできず、家の戸口のところまで引っ張られるようにして連れて行かれた。母も、銃剣をもった日本兵の前で、恐怖感でいっぱいで何も抵抗できず、その場に置き去りにされた。そして、原告ハンポリーナは日本兵に指示されるまま

に歩き、学校に連れて行かれた。そしてその後、小学校の校庭からクバットの町役場に連れて行かれた。町役場が日本軍の駐屯地になっており、原告ハンポリーナは正面玄関から入って右側にある二〇平方メートル位の大きな部屋の中に入れられた。施錠はされていなかったが、部屋の入り口に見張りがいたので、逃げることはできなかった。

原告ハンポリーナは夜になって別の部屋に連れて行かれ、その部屋で二人の日本兵に強姦された。当時原告ハンポリーナはまだ生理も始まっていなかった。強姦されたとき性器から出血し、ひどく痛んだ。また、床が堅く、日本兵から強い力で押さえつけられたので、強姦の最中体が痛くてどうしようもなかった。強姦が終わると日本兵達は出ていき、原告ハンポリーナはその部屋に残された。原告ハンポリーナは自分で最初に入った部屋に戻ろうとしたが、体が痛くて歩

くことができず、這って行った。

翌日の夜も原告ハンポリーナは三人位の日本兵に強姦された。強姦の時にはやはり別の部屋に連れて行かれた。原告ハンポリーナはそれから毎日、だいたい二、三人の日本兵に強姦された。部屋の外には武器を持った兵士が監視しており、原告ハンポリーナ達は洗濯や掃除等必要な時に呼ばれるだけで、それ以外に外に出ることは許されなかった。

監禁され強姦されるようになって一か月半位経った一九四四年四月頃のある日、原告ハンポリーナは見張りの兵士の隙をついて逃げ出した。その後、原告ハンポリーナは一四歳の時にマニラに移った。日本軍の性奴隷にされたことが村で噂になっていたため、それが辛くて村を出たのである。

原告ハンポリーナは、一番最初に強姦されたときのことは一生忘れることが

できない。堅い床の上で強姦され続けた影響か、今でも背中が痛む。原告ハンポリーナは、夫には結局自分の辛い経験を話すことができなかった。

三五　原告[redacted]ヘディア

原告[redacted]ヘディア（以下「原告ヘディア」という。）は、一九三〇年二月二〇日、ルソン島東南部ビコール地方のソルソゴン州グバット町のバランガイ・ブラカオ（ブラカオ村）で生まれた。

原告ヘディアが日本軍に連行されたのは一九四四年四月頃のことだった。まだ一四歳の時だった。ある日の午前一〇時頃、原告ヘディアは、川に水を汲みに行った際、日本兵に捕まった。原告ヘディアは、日本兵三人によって、トラックに乗せられ、ブーラン町の北の方にある飛行場から少し入った所のトンネル（穴の掘ってある所）の中まで連れて行かれた。原告ヘディアが入れられた

のは三枚のテント地の布で三つに仕切られた部分の一つであり、その場所はトンネルの出入口に一番近いところで、出入口までは一メートル半位あった。そこには敷物のほかに空気の入った枕があった。原告ヘディアは何とかして逃げ出したかったが、入口には見張りがおり、トンネルの周りにも日本兵がたくさんいるので、とても無理だった。

夜になってから、三人の日本兵が原告ヘディアのところに来た。まず最初の日本兵が原告ヘディアを強姦しようとした。原告ヘディアが抵抗しようとすると、その日本兵は同原告の両方の太股を手拳で一回ずつ思い切り殴った。それから原告ヘディアを強姦した。そして、別の二人が、順番を待つようにして、次々と原告ヘディアを強姦した。原告ヘディアはそれまで性的な経験は全くなく、当時まだ初潮さえ迎えていなかった。恐怖と苦痛とで悲鳴をあげ、泣き叫

んだが、日本兵は構わずに原告ヘディアを強姦した。原告ヘディアは、体中に痛みがあり、特に性器から出血があって痛みがひどい状態だったので、その日は眠ることができなかった。

それから原告ヘディアはトンネルの中のテント地で仕切られた部分に監禁され、毎日日本兵に強姦されることとなった。だいたい一日に二、三人の日本兵が来て、原告ヘディアを強姦した。昼間に来る日本兵もいたが、大体は夜だった。

原告ヘディアらは、日本兵に毎日強姦された以外には、そのトンネルの仕切の中にいるか、外に出て洗濯をしたり、薪取りに行くという生活をしていた。洗濯等の際には、必ず見張りの日本兵がついた。このような生活は約六か月続いた。最初の三か月は強姦にやってくる日本兵も多くて辛かったが、その後は

少し少なくなった。原告ヘディアは性奴隷としての生活を送る中で体調をくずし、頭が割れそうなほどの頭痛に悩まされた。また、ずっと体がだるく、胃の調子がおかしくなった。腰も痛くなった。

原告ヘディアらが解放されたのは、一九四四年一〇月のことだった。ある日、アメリカ兵がトンネルにやってきて、原告ヘディア達を救出した。

原告ヘディアは解放された後も頭痛や腰の痛み、胃の調子の悪い状態等に苦しんだ。そのための民間療法を約一か月受けた。また、精神的にもまいっており、時々辛い経験を思い出して気分がひどく悪くなった。同じ年代の娘達と会ったりするのが非常に恥ずかしく、見舞いに来てくれた人にも会うことができなかった。

三六　原告[redacted]　アヤオ

原告[redacted]アヤオ（以下「原告アヤオ」という。）は一九一四年五月五日ボホール島のボホール州タグビランのダンパス地区で生まれた。原告アヤオは二〇歳の時に結婚し、子どもを三人生んだ。

日本軍がボホール島に上陸した時、原告アヤオの住むダンパスにも日本軍がやってきて、フィリピン国軍の基地を駐屯地にした。原告アヤオ達は危険を感じ、バクライオン町のカンギニング村に避難した。

一九四四年の一〇月頃のある日、原告アヤオは駐屯地に野菜を売りにいこうとしたとき、日本軍の軍人に駐屯地の中の建物に連れて行かれた。この建物は木造で屋根がニッパで葺いてある二階建で、一階に二室ついており、原告アヤオは一階の部屋に連れ込まれた。この部屋の中で、日本の将校から銃をつきつけられた。怖くなって泣いたが叫び声をあげることができなかった。原告アヤ

オはベッドに押し倒されて、そこで服を脱がされた。レイプをされている間中拳銃をつきつけられた。原告アヤオはそれでももがいて抵抗したが、どうにもならなかった。原告アヤオはその日四回強姦された。そして翌日の夜も同じ将校に強姦された。三日目は将校は部屋に帰ってこず四日目の午後帰ってきたが強姦はされなかった。五日目夕方にまた将校から強姦された。そのあとでその将校は身振りで原告アヤオに出ていくように言った。それでようやく原告アヤオは外に出ることができた。この間、原告アヤオは三人の子供が心配で、一日も早くもどりたかったが、外には日本兵の見張りもついており、到底逃げだせる状態ではなかった。

原告アヤオは、駐屯地を出ることができるとすぐ、カンギニングに戻った。間もなく原告アヤオは妊娠したことがわかった。しかしこの妊娠した子の父親

になる日本の軍人に連絡をとろうとしたことはない。それはフィリピンの兵士に知られるのが怖かったからだった。日本人の協力者とみられたら命があぶないというのが当時の状況だった。またカソリック教徒として中絶等到底することもできなかった。そして一九四五年七月一六日にアルフレッドが生まれた。原告アヤオは男性が怖く、二度と妊娠したくなかったので、戦後再婚を考えたこともなかった。近所の人達は原告アヤオが日本の軍人に監禁され、強姦されたことを知っていた。そのため原告アヤオはずっと陰口をたたかれてきた。原告アヤオだけではなく、アルフレッドは日本人の子供ということでよくいじめられていた。

三七　原告[redacted]フェリシダリオ・[redacted]

原告[redacted]フェリシダリオ・[redacted]（以下「原告フェリシダリオ」

という。）は、一九二八年七月二六日、ルソン島東南部ビコール地方のソルソゴン州グバット町コタナダコ村で生まれた。

グバットの町に日本軍がやってきたのは一九四一年一二月頃のことだった。そして、原告フェリシダリオが日本軍によって連行されたのは、一九四三年の一〇月頃、米の収穫期が間近な時期だった。その日、原告フェリシダリオは、母親に頼まれて、トレンタイ・ウノという隣村の店に洗濯用の石鹸を買いに行って帰る途中であった。日本軍のトラック一台が走ってきて、乗っていた五人の日本兵全員が、車から降りてアバカ製のロープで原告フェリシダリオを後ろ手に縛り、トラックに乗せ、当時日本軍によって使われていたグバット町の町役場の建物に連行した。建物の周りは日本兵に固められていたので、逃げることはできなかった。原告フェリシダリオは、いくつかの小部屋のうちの一つに

押し込まれた。その際、原告フェリシダリオは一人の日本兵に銃底で後ろから突かれたので、小部屋の中の方に倒れた。立ち上がろうとすると、まず最初の日本兵が原告フェリシダリオを襲い強姦した。原告フェリシダリオは、銃底で突かれてひどく痛く、また日本兵から銃剣の先を突きつけられており、とても抵抗することはできなかった。その後、五人の日本兵が、代わる代わる原告フェリシダリオを強姦した。堅いセメントの床の上で何の敷物もないところで強姦されたので、背中がひどく痛んだ。強姦は二時間位続いた。五人が終わると日本兵は部屋の鍵をかけて出ていった。原告フェリシダリオは体中が痛み横になることができず、壁にもたれていた。その日の午後六時頃になって、また午前と同じ五人の日本兵がやってきて原告フェリシダリオを強姦した。

翌日の正午頃、部屋の中に昨日と同じあの五人の日本兵がやってきて原告フ

ェリシダリオを強姦した。その日本兵達は夜にもやってきて、また強姦した。

原告フェリシダリオは、それから約三か月間、同じ小部屋に閉じ込められ、セメントの堅い床で強姦される状態も変わらず、毛布等を与えられることもなかった。その間、五人の日本兵は昼夜を問わず気が向いた時にやってきて、原告フェリシダリオを強姦した。原告フェリシダリオは被害を受けて出血することがよくあった。出血していても拒むことはできず、抵抗するとひどく殴られた。原告フェリシダリオは部屋の掃除や軍服の洗濯、水汲みも命じられた。原告フェリシダリオは、この三か月間の生活ですっかり痩せてしまい、また強姦されたショックで深刻な精神的ダメージを受けていた。

ある夜、原告フェリシダリオは日本兵が強姦を終わって出ていくときに同原告の小部屋の施錠を忘れていったことに気がついたので、深夜ひそかに小部屋

を出て、建物を抜け出した。原告フェリシダリオは、家に戻ってからも腰等体の痛みが続き、薬草治療を受けた。また、深刻な精神的ダメージを受けており、強姦されてしまった自分には幸せな結婚等の未来はないと絶望的な気持ちになり、自殺を試みたこともあった。しかし、母に「神様がいるから希望を持つように。」と諭され、思い止まった。腰の痛みは戦後もずっと続いている。

三八　原告[redacted]・ラメール

原告[redacted]ラメール（以下「原告ラメール」という。）は、一九二六年一一月二二日、ルソン島南部ラグーナ州ロスバニオスで生まれ、その後メトロマニラのパサイ市に引っ越した。

日本軍がマニラに来たのは一九四二年一月頃であり、原告ラメール達がブラカン州サンミゲル町マンデリに疎開したのは一九四四年頃で、原告ラメールが

一八歳の頃だった。

疎開した一九四四年の夏（四月か五月）のある日、原告ラメールは、昼食後、両親から頼まれて、マンデリから約三キロメートル離れたサンミゲルの街の中心まで買い物に行くことになった。その頃サンミゲルに日本兵が来ていた。原告ラメールは、途中で同年代の女性三人といっしょになったが、サンミゲルへの道半ば位で、突然、脇の草むらに潜んでいた日本兵一〇人位が、原告ラメールらの前に出てきた。日本兵は、原告ラメール達の服の胸ぐらや腕をつかんで、草むらに引きずり込んだ。原告ラメール達が逃げようと抵抗したところ、日本兵は同原告達の腹部を拳で殴り、同原告はその場で気を失ってしまった。原告ラメールが気がついた時、同原告は日本兵が大勢いる兵舎に連れ込まれようしているところだった。その兵舎は、三階建の民家で、原告ラメールは、半ば気

を失っている状態で、髪の毛を掴まれて、連れて来られた女性三人と一緒に兵舎の部屋の中に押し込まれた。原告ラメール達をその部屋に押し込めると、一〇名の日本兵は、すぐに同原告達に襲いかかり、同原告達が抵抗すると同原告達の膝や足を銃で叩き、歩けなくしてしまった。そして、原告ラメール達はそれぞれ一〇人の日本兵から順番に強姦された。原告ラメールは、とても弱っていて抵抗もできず、途中で気を失ってしまった。原告ラメール達が連れ込まれた部屋の入り口のドアは開けられたままだったが、そこから銃をかついだ日本兵が行き来しているのが見えたので、逃げ出すことはできなかった。

翌日は、夕食の前頃に、日本兵が入ってきて、原告ラメール達四名を強姦していった。原告ラメール達が抵抗すると、平手で顔を殴られたり、腹部を拳で殴られたり、銃床で足を叩かれたりした。その後日本兵が夕食を持ってきたが、

原告ラメール達が抵抗して食べなかったので、そのことでまた日本兵から殴られ、また強姦された。三日目も同じように強姦され、それ以降も毎日、午後から夕方にかけて同じように日本兵が何度か来て原告ラメール達を強姦していった。

監禁されてから一週間位過ぎてから、日本兵が少なくなったのを見計らって、原告ラメールの母親が同原告を助け出してくれた。原告ラメールはその後医者にかかり二、三日入院した。原告ラメールは貧血状態だった。

一九四五年二月、原告ラメール達家族はマニラに戻ったが、同原告は、貧血や肺が弱っていたため数年間学校に戻ることはできなかった。原告ラメールは日本兵から辱められ、それ以降、相手の男性に自分の被害や処女でないことがわかってしまうのではないかという恐怖感があった。そのようなこともあって

原告ラメールが結婚したのは、一九七二年、四六歳の時だった。

三九　原告[redacted]ダヴィット

原告[redacted]ダヴィット（以下「原告ダヴィット」という。）は、一九二七年一一月七日、パンガシナン州ダソール町マグサイサイ村で生まれた。

一九四二年九月のある日、朝七時頃、原告ダヴィットは、当時一緒に住んでいた祖母とともにダソールの町に立つ市場に豆類等の野菜とバナナ等の果物を売りに出かけた。市場の前で祖母と別れ、原告ダヴィットは、役場に近い方の入口から市場の建物の中に入ろうとした。すると、町役場の前にいた多数の日本兵のうちの二人が原告ダヴィットを呼び止めた。原告ダヴィットは怖かったので、無視していると、日本兵は同原告に対し暴力を振るってきた。原告ダヴィットは、マカピリにアパカ麻の縄で後ろ手に縛られた。原告ダヴィットは大

声で叫んだり泣いたりして抵抗したが、その際、一人の日本兵が所持していたハンティングナイフを取り出し、同原告の右耳の耳たぶ部分を切り裂いてきた。耳たぶからは血が流れ、とても痛く、気を失うほどだった。そうした原告ダヴィットに対する日本兵の暴行をみていた祖母が助けようと近づいてきたが、同原告と同様に日本兵に捕まってしまった。

原告ダヴィットは、それから、町役場の前庭に連れて行かれ、やはり後ろ手に縛られている他の一五人程の男女のフィリピン人の列に入れられた。捕まった祖母もその列の中にいた。原告ダヴィットは、半日間も、炎天下の町役場の前庭に立たされた後、縄を解かれて、町役場の中に連れて行かれ、約一五人のフィリピン人とともに料理、洗濯、掃除をするように言われ、午後九時頃まで強制的に仕事をさせられた。それから、原告ダヴィットは、町役場の一階の部

屋に連れて行かれた。原告ダヴィットが部屋に入るとすぐに一人の日本兵が部屋に入ってきて、同原告を強姦した。さらに、後から後からと何人もの日本兵に強姦された。その日全部終わって気がついたら午前六時頃だった。

二日目も部屋に戻されるとすぐに強姦が始まった。毎日、何人もの日本兵に強姦された。原告ダヴィットは、一〇日間毎日日本軍が駐屯地とする町役場のなかで使役され、強姦され続けた。町役場の周りに多くのマシンガンが狙いをつけており、また、マカピリからは日本兵の言うことを聞かなければ首を切られるぞとか、逃げたら殺されるぞと脅かされていたので逃げることができなかった。

原告ダヴィットは、町役場に入れられて一〇日程たったある日の朝、日本軍から祖母と一緒に家に帰ってもよいと言われた。そこで、原告ダヴィットは、

使役されていた祖母とともに町役場を出て家に向かった。しかし、日本軍は原告ダヴィット達をゲリラのスパイと疑っており、ゲリラ掃討のために同原告達をわざと逃がしていたため、同原告達が自宅に帰る道の後をたくさんの日本兵がつけてきた。そして、その日の昼頃、「パタウおばあさんの家」と皆が呼んでいる家の前に来たとき、その家の前にいた日本兵が、原告ダヴィット達に来るように叫んだので、同原告と祖母はその家に行った。その時、原告ダヴィットを追尾してきた日本軍もその家に入った。その家には、原告ダヴィット達と同じように日本軍にとらえられた女性が何人かいた。その夜また、原告ダヴィットは、複数の日本兵に強姦された。祖母も強姦されたらしく、「やめて」と叫んでいた。

翌日になって、一人のマカピリが原告ダヴィット達に対し、再び「家に帰っ

てもよい。」と言ったので、原告ダヴィット達は、自宅に向かったが、やはりたくさんの日本兵が後を追いかけてきた。丘の上にある自宅の階段の下に来たとき、自宅の窓からゲリラらしい男が原告ダヴィット達に対し、「止まれ」と叫んだ。そして、ゲリラは日本軍に発砲した。続いて日本軍も発砲を始めた。このとき、日本軍の発砲で祖母は撃ち殺されてしまった。原告ダヴィットは、祖母が目の前で日本軍により射殺されたのを見てショックのあまり一瞬立ちつくし、その後、痙攣している祖母を抱き抱えた。すると、二人の日本兵は、原告ダヴィットを祖母から無理やり引き離し、自宅より低いところにある稲が実っている田んぼの中に引きずって連れて行き、同原告を強姦した。原告ダヴィットは気を失ってしまい、その後、這って逃げようとしたときに、父親に抱き抱えられて自宅に帰った。

原告ダヴィットは、自宅に帰ってから約一か月程は、性器に痒みがあった。また、排尿の時、腹部が痛くなるのは現在まで続いている。そして、戦争中強姦されるという出来事があったので、原告ダヴィットは、結婚する気持ちにはなれなかったが、その後約一〇年程たって、原告ダヴィットは結婚し、子供を生んだ。原告ダヴィットは、戦争中の出来事を思い出す度に悲痛な思いにかられ続けている。

四〇　原告[redacted]レイエス

原告[redacted]・レイエス（以下「原告レイエス」という。）は、一九二八年一一月二二日、マスパテ州マスバテ町で生まれた。原告レイエスは、一九四一年四月には、マスバテから約二八キロメートル離れたミラグロスという町に家族みんなで移り住み、一九四三年八月からミラグロス小学校の

二年生として学校に通うようになった。戦争が始まると、日本軍はミラグロスにも来た。日本軍は、ミラグロス小学校の敷地内の校舎の裏に仮設の建物を建てそこに駐屯した。

九月の第三週に入った頃から、日本兵が女生徒を教室の外へ連れ出すようになった。九月の第四週の水曜日の午後授業終了間際に、二人の日本兵が学校に来て、原告レイエスを連れ出そうとした。担任の先生は、「おもちゃがもらえるよ。」と言ったので、原告レイエスは、不安もあったが、その日本兵について教室を出た。原告レイエス達は、日本軍の仮設建物の方に向かった。ところが、原告レイエスは、仮設建物の入口まで来ると、建物の中に他の女生徒がだれもいない様子だったので急に不安になり、中に入るまいと抵抗したが、日本兵二人に肩と腕を抑えられ、仮設建物の中の小さな部屋に連れ込まれ、外から

鍵をかけられた。部屋が暗くなる頃、部屋に三人の日本兵が来て、原告レイエスを床に押し倒し、強姦した。原告レイエスは、起き上がろうと抵抗したが、日本兵は同原告の右の腰を蹴ってきた。日本兵はとても力が強く、これを拒むことはできなかった。

原告レイエスは、翌日も一日狭い部屋に閉じ込められていた。午後八時頃三人の日本兵が部屋の中に入って来た。原告レイエスは、この三人に昨晩と同じように代わる代わる強姦された。日本兵の力は強く、原告レイエスは衰弱していたので、とても抵抗できるような状態ではなかった。三人が終わると、次は二人の日本兵が来て原告レイエスを強姦した。この日は計五人に強姦された。原告レイエスは、何とか逃げようと思ったが、外からは当番兵らしい日本兵が笑いながら話しているのが聞こえ、とても逃げることはできないと思った。こ

の日は身体が痛くて眠ることができなかった。

部屋に監禁されて三日目の朝も三人の日本兵が部屋に来て、原告レイエスを強姦した。

監禁されて四日目の朝、すなわち九月の第四週の土曜日の朝、一人の日本兵がドアを開けて部屋の中に入ってきた。原告レイエスは、立ち上がろうとしたが、体が衰弱していて壁をつたってようやく立てる状態だった。その日本兵は、原告レイエスを部屋から出して建物の出口まで引っ張って行った。そこでやっと原告レイエスは解放された。

原告レイエスは、既に処女でなくなっており、自分は他人と同じように交際できない、人に会うのは恥ずかしいといつも思い自殺も考えたことがある。しかし両親の悲しみを考えると自殺もできなかった。原告レイエスは時々日本兵

に受けた被害のことを思い出すことがある。そんな時は、一層家事等仕事に精を出して、忌まわしい思い出を振り払おうとした。また、原告レイエスは頻繁に起こる頭痛に悩まされている。これも日本兵に平手打ちにされてからのことである。

四一　原告[redacted]フリアス

原告[redacted]フリアス（以下「原告フリアス」という。）は、一九二六年一〇月五日ルソン島の東南部ビコール地方の南にあるカマリネス・スール州シプコットのアニブ村で生まれた。

一九四二年、原告フリアスが一六歳の時、日本軍がアニブ村にやってきた。両親が日本兵に呼ばれて会議に出ている間の朝の九時か一〇時頃、原告フリアスは二〇歳の叔母と小さなココナツプランテーションで家畜の世話や洗濯をし

ていた。その時、五人の日本兵がゲリラ捜索のため原告フリアスの家に来た。

そして、そのうち二人の日本兵が、原告フリアスに対し、「夫はゲリラか」と聞いてきた。二人の日本兵の質問に、原告フリアスは驚いて答えられなかった。そうすると、日本兵は、タバコの火を原告フリアスの頬に押しつけてきた。それで原告フリアスが大声をあげると、別の日本兵が腰にさしていたジャングル・ナイフ（長さ約三〇センチメートル）を抜いて、原告フリアスの顔を刺した。日本兵は原告フリアスの口か喉を狙ったようだったが、同原告が動いたのでナイフは同原告の右鼻孔部に刺さった。また、二度目に刺されたときには、原告フリアスの右目下の頬に刺さった。この傷跡は、今でもはっきりと残っている。それからその日本兵は原告フリアスの後ろ髪をつかみ、水をためていたドラム缶に何度も顔を押しつけた。そしてその日本兵は、原告フリアスを後ろ

手にしばって、庭のランカ（ジャックフルーツ）の木に縛り付けて、二人で代わる代わる同原告を強姦した。

日本兵は、翌週そして翌々週と三回村にやってきたが、三回目の時に村人に対し全員この村から退去するように警告を発した。それで、原告フリアス達の家族は、船でナガ市の近くのカブサオという漁村へ避難した。

一九四四年の後半に原告フリアス達がカブサオからアニブ村に戻ってきて一か月程が経ったある日、日本兵が同原告達の住んでいた学校へやって来た。日本兵は、原告フリアスを捕まえて連れて行こうとした。原告フリアスは抵抗したが、なす術もなく、他のフィリピン女性と一緒に腰を縄で繋がれ、連れて行かれた。原告フリアス達は、午後一時頃に学校を出て夕方五時まで休みなしに歩かされ続けた。最初の夜、原告フリアスや他の女性は、山の中の地面に布を

敷いた上に寝かされ、縄に繋がれたまま、一〇人の日本兵に輪姦された。他の女性も同じように日本兵に輪姦されていた。

次の朝、また山の中を歩き始め、昼頃、日本兵はゲリラのキャンプ地を見つけた。日本兵はそこに駐屯し始めた。ゲリラキャンプ跡には、横五メートル、縦八メートル位の長方形の小屋が一棟あり、連行された原告フリアス達フィリピン人は、この小屋で寝泊まりさせられ、いつも日本兵が監視していた。原告フリアス達女性四名は、いつも約一メートル間隔に腰を縄でつながれたままで、昼間の間は小川で洗濯をさせられ、夜は毎晩のように小屋の中で、キャンプ地に残っている日本兵に強姦されたが、その間も四人はつながれたままだった。原告フリアスを強姦した日本兵は、多いときで一晩七、八名で、総数で一〇〇名位になると思われた。

そのような監禁生活が二か月近く続いた後、空にアメリカの飛行機が舞うようになり、キャンプ地に残っていた日本兵部隊は、直ちに逃げる準備をはじめて出発し、フィリピン人が取り残された。そこで、男性のフィリピン人が原告フリアス達の縄を解き、日本兵が出発してしばらくしてから逃げた。

四二　原告[redacted]ミサ

原告[redacted]ミサ（以下「原告ミサ」という。）は、一九二九年五月三日、ルソン島中部のブラカン州ノルサガライで生まれた。

一九四四年の一〇月のある日、朝九時頃、原告ミサが家で家族と朝食をとっていたところ、突然銃剣を持った軍服姿の日本兵五人が家の中に物も言わずに押入って来た。姉は日本兵に噛みつくなどして抵抗した。すると日本兵は、姉に平手打ちなどをした後で、姉を家の外で殺してしまった。原告ミサの父は、

同原告と姉を日本兵から引き離そうとして抵抗したが、日本兵から首や肩を銃剣で叩かれ、その後、腹部を何度も銃剣で刺されて死んでしまった。父が殺されるのを見て母は倒れた父親に駆け寄って抱き上げようとしたところ、日本兵は母を引き起こして銃剣で喉を刺し、お腹を切り裂いて殺してしまった。

その後、日本兵は、原告ミサを歩かせ、日本軍の駐屯地に連行した。日本軍の駐屯地は、ノルサガライの郊外のビッグティと呼ばれる所にあり、そこは山の中で岩や洞窟がたくさんある所だった。日本軍は、そのたくさんの洞窟と、高床式の家に駐屯していた。原告ミサは、高床式の家の床下に入れられた。原告ミサは、その床下に入れられるとすぐ、同原告を連行して来た日本兵五人のうちの一人から、部屋の隅の方で強姦された。原告ミサは、その日の朝、日本兵が両親と姉を殺害している所を見ているので恐くて抵抗することはできなか

った。その夜は八名に強姦された。それ以来、毎夜のように強姦された。昼間は、毎日五名程の女性が交代で、外で食事の用意や洗濯をさせられ、洗濯の後は小さな泉で水浴びするように命じられた。床下の部屋の周りには、いつも日本兵の見張りがいて逃げることはできなかったし、洗濯しているときも高い場所から監視されていた。

そのような監禁と強姦が、一九四四年一〇月から一九四五年一月までの三か月間続いた。ところが一九四五年一月のある日、午前一一時頃、食事と洗濯の仕事から床下の部屋に戻ってくると、床上で日本兵がザワザワと荷物を片づけている気配がしていたので、原告ミサは、この隙を見計らって逃げ出した。原告ミサは、日本兵に最初に強姦されてからずっと性器に痛みがあり、また逃げたときには痒みもあった。

四三　原告[redacted]マナレス

原告[redacted]マナレス（以下「原告マナレス」という。）は、一九三〇年五月一〇日、ルソン島・マニラ、サンミゲル（地区）リオヴィスタで生まれた。

一九四二年日本軍がマニラにやって来た後、ある日、原告マナレスが自宅近くの川岸で沢山の子ども達と遊んでいるとき、日本軍の船が同原告達の近くに乗りつけてきた。そして日本兵が原告マナレスに来るように手招きをした。原告マナレスはその誘いにのって船に乗った。船に乗ると飴があり日本兵がその飴を指さした。そこで原告マナレスは飴のある方向に近づいて行った。原告マナレスは当時まだ幼く飴が欲しくてそちらの方に近づいて行った。その時、いきなり船の船尾が閉まり船は動きだした。船の中にはおよそ五人位の兵隊が乗っていた。また、船室には銃も置いてあった。原告マナレスは、何人かの兵士

に手を押さえつけられ、強姦された。その当時、原告マナレスはまだ初潮も来ておらず、性的経験はもちろん性的知識もなかった。強姦されて性器から沢山の血が出てお腹は大変な痛みが続いた。その日の夜から、翌朝にかけて、何人かの兵士が次々と時間をおいて強姦し続けた。

原告マナレスはその船の中におよそ五、六日間、閉じ込められていた。この間日本兵は、毎日入れ代わり立ち代わり原告マナレスを強姦し続けた。五、六日が経ってその船は、原告マナレスの家の近くまで戻ってきてようやく同原告を降ろしてくれた。

原告マナレスが船から降ろされてから一週間以上か二週間位経った頃、再び前の時と同じ兵士達が乗った同じ船が同原告の家のすぐそばの船着場にやって来た。兵士達は、船着場辺りに居た原告マナレスを見つけるや同原告を指さし

て来るように手招きした。原告マナレスは、一度目の乗船の時に耐えがたい行為をされ大変怖かったので船に乗りたくないという気持ちでいっぱいだった。しかし、その時、家には母や姉妹がおり、原告マナレスが行かないと同原告や家族にどんな危害が加えられるかもしれないという恐怖感は、それ以上に強いものだった。そんな気持ちからしかたなく再び原告マナレスはその船に乗船した。乗船後、前と同じように毎日、原告マナレスは約五名の兵士に入れ代わり立ち代わり強姦された。こんな日々が数日間続き、再び原告マナレスの家の近くの川岸で船から降ろされた。

二度目に船から降ろされてから、およそ一週間以上経った頃、再び、同じ船が家のそばの船着場にやって来た。やって来た兵士達は、簡単に原告マナレスを見つけて再び同原告に船に乗るように手招きをした。原告マナレスは、怖く

て抵抗することができず、船に乗らざるをえなかった。船は原告マナレスを乗せた後、川を走って行った。二日間中に閉じ込められ、三日目にようやく原告マナレスの家の近くで船から降ろされた。この間も三人の日本兵から代わる代わる強姦され続けた。

原告マナレスは、一九四五年から夫と一緒に暮らすようになったが、子供ができないまま一九五五年に夫は死亡した。子供ができなかったのは、初潮もない少女時代に強姦されたことにより子宮に異常ができたことが原因である。この夫とはフィリピンでいう正式の結婚、つまり教会で結婚式をあげ、また、役所に結婚届けを出すことはできなかった。というのは当時のフィリピンでは処女でないと正式の結婚はできないという風潮が強かったからだった。また、夫には強姦の事を隠し通した。というのは処女でないまま夫婦関係になると別れ

られてしまうことが、当時よくあったためだった。

四四　原告[redacted]マルティネス

原告[redacted]マルティネス（以下「原告マルティネス」という。）は、一九二七年二月一五日、ルソン島東南のビサヤ諸島の中にあるマスバテ島のピーユーヴィコルプスで生まれた。

一九四二年一一月頃、日本軍が原告マルティネス達の町にやってきた。原告マルティネスが連行されたのは、一九四四年、既にアメリカ軍の反撃が始まって、日本軍が追いつめられようとしていた頃だった。ある日、日本兵は原告マルティネス達の家にもやってきた。日本兵は原告マルティネスと父を銃剣で脅して連れて行こうとした。そして、原告マルティネス達は、一時間位でピーユーヴィコルプスの中心のタバコ集荷場に置かれた駐屯地に着いた。原告マルテ

ィネス達は、男女に分けられて、駐屯地にされていたタバコ集荷場の建物に入れられた。父と原告マルティネスも別れ別れにされた。建物はもともと一つの大きな部屋になっていたが、日本兵はちょうど男と女を入れた場所を仕切るように、部屋の真ん中あたりに木製の簡単な仕切を設け、原告マルティネス達を閉じ込めたのだった。連行された翌日の夜、上官の日本兵がやってきて、原告マルティネスを強姦した。

原告マルティネスは、その部屋には約一か月監禁された。原告マルティネスを強姦したのはその上官の日本兵だけで、毎日という訳ではなく、来ない日もあった。食事は、日本兵の命令で原告マルティネス達が作った。その他に洗濯もするように言われ、原告マルティネスはその上官の日本兵の軍服を洗った。トイレや洗濯、炊事等、部屋を出るときには、必ず見張りがついていた。

ある時、アメリカ軍による爆撃が始まり、駐屯地の近くの墓地にも爆弾が落ちた。日本兵達は慌てて逃げ出した。原告マルティネス達の部屋にはその時鍵がかかっておらず、同原告達も逃げ出した。

現在でも、原告マルティネスは、強姦した上官の日本兵を憎んでおり、見つけたら殺してやりたいくらいの気持ちをもっている。

四五　原告[redacted]カバラ

原告[redacted]カバラ（以下「原告カバラ」という。）は、セブ島のナガ町バランガイ・カントロアンで生まれ、現在まで同じ村で生活している。原告カバラの両親は農業で生計をたてていたが、原告カバラの幼い時にいずれも亡くなった。いつ亡くなったのか、その時原告カバラが何歳だったのかはわからない。

一九四二年に日本軍がセブ島に上陸した。日本軍は原告カバラの家から数キロメートル離れたマグドクに駐屯した。日本兵が家に来た時期は一九四三年の一月か二月頃だった。原告カバラが、叔父の家にいると、日本兵が入ってきた。原告カバラは後ろ手に縛られ、向かい側の山にあり三、四キロメートル離れたマグドクの駐屯地に連れて行かれた。この駐屯地の中にニッパと竹とでできたニッパハウスがあり、原告カバラ達三人はこの建物に入れられた。そこで原告カバラ達はこの連行してきた三人のうちの二人の日本兵によって強姦された。原告カバラはそれまで性的な体験が全くなく、恐ろしくまた痛みのために気を失いそうだった。その夜さらに三人の日本兵が来て原告カバラを強姦した。翌日は朝一人、晩に一人、翌々日は一人、と日本兵が来て原告カバラを強姦した。原告カバラが抵抗しようとすると、日本兵は銃剣を示して殺す素振りをしたの

で、抵抗はほとんどできなかった。建物には鍵がかかっていなかったが、建物周辺には必ず監視している日本兵がいて逃げ出すことはできなかった。

連行されて四日目の朝、原告カバラは、日本兵によって建物の外に連れ出された際、隙をみて逃げ出した。原告カバラを捕まえようと三人の日本兵が追いかけてきたが、途中であきらめて追いかけるのをやめた。

原告カバラは日本兵に強姦されたことを大変な屈辱と思っており、このために結婚するまいと決意し、実際結婚しなかった。

四六　原告[redacted]フェルナンデス

原告[redacted]フェルナンデス（以下「原告フェルナンデス」という。）は、一九二九年二月二六日、レイテ島オルモック市（現在のアルプエラ町）カントゥーポ・ストーリートで生まれた。

一九四三年になると日本本国からフィリピンの日本軍への物資の補給が途絶えたらしいという噂が耳に入るようになり、アルプエラの町に駐留していた日本軍による略奪が頻繁に繰り返されるようになった。原告フェルナンデス達一家は、日本軍の襲撃行為が度重なるにつれ、次第に、更に山奥へと移住していった。

一九四三年一一月頃、山の生活が一年位続き、原告フェルナンデスが一四歳になったときのことだった。原告フェルナンデスは早朝、泉へ入浴に行き、入浴を終えて衣類を着終えた頃、日本兵七、八人の小隊がやってきた。それから日本兵の「タナカ」という者が、原告フェルナンデスをタリサヤン村にあった山の頂上部の駐屯地まで連れて行った。「タナカ」は兵舎の中の自分の部屋へ原告フェルナンデスを連れ込んだ。「タナカ」は部屋へ入ると原告フェルナン

デスを強姦した。原告フェルナンデスは当時まだ性体験がなく、この時の強姦で大量に出血した。

その日から原告フェルナンデスは、この「タナカ」に拘束され、その部屋に監禁されることになった。拘束されていた約一〇日間の間に、「タナカ」は朝昼かまわずやってきて原告フェルナンデスを強姦した。「タナカ」の部屋の前には日本兵が一人いつも警備しており、逃亡する機会は全くない状態だった。

拘束されて一〇日目のことだった。原告フェルナンデス達は川まで水浴びに行った際、監視の兵士の目を盗んで逃げた。原告フェルナンデスはこの時の逃亡で左足の指にケガをした。

この体験で原告フェルナンデスは男性や性に対して深い嫌悪感を持った。原告フェルナンデスは、日本軍による被害で神経質になり、レイプに関するテレ

ビなどを見ると、当時を思いだし、心臓が高なり、興奮するなど現在も辛いことが続いている。

第三　相当な賠償額

一　原告らの被害は甚大であり、その相当な賠償額は原告ら各自について金二〇〇万円を下らない。

二　原告ら個々人の被害の実態は、すでに述べたところであるが、特徴的なのは、原告らはいずれも暴力的に拉致、監禁され、日本兵に繰り返し強姦されたことである。しかも、原告らの中には、両親、兄弟姉妹等が目の前で虐殺されるのを目撃する中で日本軍の駐屯地等に強制連行され、恐怖の中で日本兵に強姦され続けた者が多数いる。

原告らは、いずれも対価を得て日本兵を「慰安した」「慰安婦」ではない。

原告らは、いずれも暴力的に拉致、監禁され強姦され続けた戦争犯罪の被害者である。原告らは、監禁中人間として扱われず、まさに性奴隷化されたのである。人間としての誇りを傷つけられた原告らのこの怒りは凄まじいものがあり、日本の裁判所は、原告らのこの当たり前の怒りを真正面から受け止め、損害額の認定に正しく反映させるべきである。

原告らが被害にあった年齢は、一〇代が三三人、二〇代が一二人、三〇代が一人であって、初潮前に被害にあった原告も数名いる。原告らはいずれも、極めて若い年齢のときに日本兵に強姦され続けるという被害にあい、その後今日までいずれも苦難の人生を歩んでいる。原告らが被った被害の大きさ、深刻さは、戦後五〇年以上経過した現在においても、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、精神的外傷（トラウマ）として継続している。また、原告らは、戦後

自己嫌悪に襲われたり、本件被害の悪夢ゆえに結婚に踏み切れなかったり、たとえ結婚しても本件の被害ゆえに夫との良好な関係を築くことができなかったり、被害を誰にも打ち明けられず自分一人の胸の内にしまい込み、一人で戦後五〇年間悶々と悶え苦しむことを余儀なくされたのである。日本軍ないし日本兵による本件の性的虐待の被害それ自体の深刻さもさることながら、何ら癒されることなく戦争被害を戦後五〇年間引きずり苦難の人生を歩んできた原告らの精神的苦痛は言語に絶するものがあると言わなければならない。

三　賠償額の決定について、参考とすべき事例について

1　アメリカ合衆国の日系アメリカ人強制収容に関する謝罪と補償

アメリカ合衆国は、一九八八年八月一〇日、市民的自由法（日系人に対する補償法）を成立させた。この法律は、次のとおり過去の不正に対する明確

な謝罪を表明している。「議会は、…第二次大戦中における市民の退去、転住、収容により、日系の市民及び永住外国人の双方に対して、重大な不正が行われたことを確認する。…こうした措置は、十分な安全保障上の理由もなく、…いかなるスパイ活動、利敵妨害活動もないのに行われ、多くの場合、人種的偏見、戦時ヒステリア、および政治的指導の失敗によって動機づけられていた。退去させられた日系人は有形無形の甚大な被害に苦しみ、教育、職業訓練の計算しつくせない喪失が起こり、これらすべては膨大な人間的苦悩をもたらしたが、適切な補償は行われなかった。これら日系人の基本的な自由と憲法上の権利の根底からの侵害に対し、議会は国を代表して謝罪する。」

この法律は、補償適格者を探し出す責任をアメリカ政府に負わせ、アメリ

カ政府の責任において、被害者に謝罪と賠償をさせた。この法律に基き、強制収容された日系人に対し、一人当たり二万米ドルが支払われたが、その際、当時のアメリカ合衆国大統領ブッシュ氏は、被害者に、「金銭や言葉だけで失われた年月を取り戻し、痛みを伴う記憶を癒すことはできません。また、不正を修正し、個人の権利を支持しようというわが国の決心を充分に伝えることもできません。私たちは過去の過ちを完全に正すことはできません。しかし私たちははっきりとした正義の立場に立った上で、第二次世界大戦中に重大な不正義が日系米国人に対して行われたことを認めることができます。損害賠償と心からの謝罪を認める法律の制定で、アメリカ人は言葉の真の意味で、自由と平等、正義という理想に対する伝統的な責任を新たにしました。」との謝罪の手紙を手渡した。

2　カナダの日系人強制収容者に対する謝罪と賠償

一九八八年九月二二日、カナダ政府と同国の日系人協会は、日系人の迫害、強制収容に対する正式の謝罪と賠償に関する合意をした。その内容は、被害者一人当たり二万一〇〇〇カナダドルの賠償金の支払および日系人協会の福祉、人権擁護活動等に対する一二〇〇万カナダドルの支払であった。当時のカナダ首相のマルルーニ氏は議会で、「この賠償の最も大切な要素は一九四〇年代に日系人になされた誤謬の公式な承認である。…どれほどの金銭も誤謬を正し、損害を元に戻し、傷を癒すことはできません。」と演説した。

3　ＩＪＣの日本政府に対する勧告

著名な国連ＮＧＯである国際法律家委員会（ＩＪＣ）は、一九九三年にフィリピン、韓国、朝鮮民主主義共和国で四〇人以上の被害者から被害状況の

聞き取り調査を行い、さらに法的検討をなした上、一九九四年一一月に国際法からみた「従軍慰安婦」問題に関する報告書を公表した。

この報告書において、ＩＪＣは、日本政府に対し、「被害者が被った損害について、被害者への完全な原状回復をなし、医療費を負担し、相当の住居その他同様な措置の完全なリハビリテーションの措置を講ずる義務を日本は負う」とした上で、「名乗り出た被害者に対し、『純粋に暫定的措置』として、リハビリテーションのために一人四万米ドルを支払うこと」を勧告した。この四万米ドルはあくまでも「純粋に暫定的」に支払われる金額であり、賠償額はそれよりもかなり高額が予定され期待されているのである。

4　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二七年四月三〇日、法一二七号）

この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷、疾病、死亡に関し、国家補償の

精神に基づき援護することを目的とし、障害の程度に応じて障害年金、障害一時金等を支給している。

それによると、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める障害の程度に応じた障害年金、一時金等が支給される。同法に基づく障害区分および障害の程度に応じた障害年金の額は、金五五万五〇〇〇円（同第一号表ノ二の第一項症）から金一三一万三〇〇〇円（同第一号表ノ三の第三款症）であり、右の援護法が制定されてから、平成八年三月までに、公務傷病を負った軍人軍属ら各自一人が受給した障害年金等の総額は合計金九八七八万九三三四円から合計金二一一九万〇四九九円である。

このように、最も軽い障害とされている恩給法別表第一号表ノ三の第三款症の障害でさえ、軍人軍属らは、すでに、原告らが本件訴訟で請求している

金二〇〇〇万円以上の障害年金等を受領しているのである。

軍人軍属らの負傷は公務での負傷とされているが、これは要するにアジア各国に対する侵略戦争に従軍し、アジア各国の人民に莫大な被害をもたらすことに荷担した加害者側の負傷である。これに対し、原告らが本件訴訟で請求しているのは、重大な戦争犯罪により心身に癒しがたい傷を負った被害者の賠償請求である。日本は、侵略した側の兵士の負傷に対して、「国家賠償の精神に基づき賠償」しているのであるから、当然、侵略により癒しがたい傷を負った原告らの被害に対し賠償しなければならない。そうしなければ不公平であり著しく正義に反する。

また、加害者側の負傷に対する賠償額より被害者側の負傷に対する賠償額の方が高くなければならない。

いずれにしろ、日本の軍人軍属らに対する国家賠償の精神に基づく障害年金等の支給は前記のとおり高額であり、原告らの本件訴訟での請求額金二〇〇万円はそれとの対比からして極めて控えめな金額である。

なお、前記の援護法は、不当にも日本国籍を有した台湾人の戦傷病者戦没者には障害年金等を支給しない規定になっている。この規定が憲法の法の下の平等規定に違反するか否かが裁判で争われた。最高裁は、立法政策の問題だとして請求を退けたが、国会は昭和六二年九月に、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」を、翌昭和六三年五月に、「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律」を制定した。これらの法律に基づき日本政府は、「人道的精神」に基づき、台湾の戦死傷者や遺族らに、「弔慰金または見舞金」として一人当たり金二〇〇万円の支払をしている。

以

上

右は正本である。

平成一〇年一〇月九日

東京地方裁判所民事第一五部

裁判所書記官　谷本隆司

最高裁印　二二号